人吉市
環境基本計画

自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよし

平成２６年９月

熊本県人吉市

自然環境と人間生活が共に輝く
美しき千年都市ひとよし

人吉球磨の山々と清流球磨川水系。
相良７００年の歴史が育んだ文化財や地場産業。
比類なき価値を持つ肥薩線産業遺産群。

これらは、自然環境と文化産業等の人間生活を調和させてきた先人の営みの賜物であり、人吉市が世界に誇れる宝物です。このような恵まれた地域資源を最大限に活かし、活気と賑わいの中で市民みんなが健康で笑顔で暮らせることが、私たちのまちづくりの理念です。また、これらの宝物を次世代に引き継ぎ、未来へ向けて守っていかなければなりません。

本市では、平成２５年３月に「人吉市環境基本条例」を制定し、目指す環境像「自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよし」を明らかにしました。

本計画は、目指す環境像を実現するために、市、市民、事業者等が取り組むことをまとめたものです。策定にあたっては、次世代を担う小中学生、保護者及び環境衛生に最前線で携わっていただいている衛生員の皆様から、環境の理想像や課題、問題点、実践状況について幅広く聞き取りを行いました。ふるさと人吉の自然や歴史を大事に思う気持ちを踏まえた、人吉らしい計画となっております。

美しいまちは、人の心を豊かにする大切なものです。市全体で、力を合わせて、美しき千年都市づくりに努めていきたいと考えております。

おわりに、本計画の策定にあたり、長期にわたってご審議いただきました人吉市環境審議会審議員の方々をはじめ、自然環境研究会やヒアリングでご意見をいただきました市民の皆様、関係者各位のご協力に対し、心からお礼を申し上げます。

平成２６年９月

人吉市長　田中　信孝

＜目次＞

第１章　私たちの環境宣言　・・・１

１　人吉市をこんな環境のまちにしたい（めざす環境像）
２　５つの目標があります（基本目標）
３　この目標を実現するための環境基本計画です

第２章　私たちの取り組み　・・・４

基本目標Ⅰ　自然と人間がともに輝き、豊かな自然を未来に引き継ぐ　・・ 5
基本目標Ⅱ　安らぎのある健康で安全・安心の暮らしを守る　・・23
基本目標Ⅲ　美しく、潤いがあり、文化の薫る快適なまちをつくる　・・45
基本目標Ⅳ　人吉市から地球環境に貢献する　・・61
基本目標Ⅴ　環境について責務や役割を果たせる人になる　・・75

第３章　市の重点プロジェクト　・・・ 89

１　重点プロジェクトの基本的な考え方
２　重点プロジェクトの設定

第４章　取り組みを進めるために　・・・96

１　推進体制
２　進行管理

資料編

第１章　私たちの環境宣言

１　人吉市をこんな環境のまちにしたい（めざす環境像）

＜人吉市環境基本条例　前文＞

私たちのふるさと、人吉市には、人吉球磨の山々と清流球磨川水系、相良７００年の歴史が育んだ文化財や地場産業、比類なき価値を持つ肥薩線産業遺産群という世界に誇れる３つの宝物がある。これらはまさに、**自然環境と文化産業等の人間生活を調和させてきた先人の営みの賜物である。このような恵まれた地域資源を最大限に活かし、活気と賑わいの中で、市民みんなが健康で笑顔で暮らせることが、私たちのまちづくりの理念である。**

私たちには、これまで受け継いできた美しい自然や歴史という宝物を次世代に引き継ぎ、さらに今後、未来へ向けて守っていく責務がある。

しかしながら、今日、人間の活動が環境への負荷となり、山や川を荒廃させ、自然環境の破壊につながる事態や、向こう三軒両隣の精神及び思いやりに欠ける迷惑行為が生活環境を悪化させる問題が生じている。また、資源やエネルギーの浪費などの環境を顧みない活動が地球温暖化につながり、異常気象による災害の発生という形で私たちに降りかかってきている。

私たちは、自らが自然の生態系の一部であり、人吉市が地球の一部であることを強く認識しなければならない。私たちがそれぞれの責務と役割を果たしていくことにより、良好な環境の保全、回復及び創造が図られ、持続的に発展できる社会づくりが可能となる。

ここに、**安らぎと潤いある快適な生活環境を確保し、自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよし**の実現を目指して、この条例を制定する。

目指す環境像

安らぎと潤いある快適な生活環境を確保し、自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよし

２　５つの目標があります（基本目標）

本市がめざす環境像を実現するために、「人吉市環境基本条例」に基づく施策の基本方針（第７条）から環境分野別に「自然環境」「生活環境」「快適環境」「地球環境」の４つに、市民、事業者、行政（市）が力を合わせて取り組むための条例第８条から「環境教育・行動」を加えた５つを基本目標とします。

めざす環境像	基本目標及び基本方針（環境基本条例）	
安らぎと潤いある快適な生活環境を確保し、自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよし	自然環境	**Ⅰ　自然と人間がともに輝き、豊かな自然を未来に引き継ぐ** 大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう努めること。第７条（１） 人と野生生物の適切な関係の構築について理解し、野生生物の生息場所又は生育環境に配慮するとともに、生態系の多様性の確保、動植物の保護管理その他豊かな自然環境の保全に努めること。第７条（４）
	生活環境	**Ⅱ　安らぎのある健康で安全・安心の暮らしを守る** 生活や活動に伴う騒音、振動、悪臭その他環境の汚染を防止し、並びに緑化及び環境美化を推進し、生活環境が快適な状態に保持されるよう努めること。第７条（２） 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効な利用を推進するとともに、廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に努めること。第７条（３）
	快適環境	**Ⅲ　美しく、潤いがあり、文化の薫る快適なまちをつくる** 歴史的及び文化的遺産と自然環境を保持し、その活用を図るとともに、地域の特性を生かした魅力ある快適環境が保全、回復及び創造されること。第７条（５）
	地球環境	**Ⅳ　人吉市から地球環境に貢献する** 地球温暖化の防止その他地球環境保全の推進に努めること。第７条（６）
	環境教育・行動	**Ⅴ　環境について責務や役割を果たせる人になる** 市は、市民等、事業者並びにこれらの者の組織する民間団体及び地域住民等が、自ら環境の保全等についての理解を深め、それぞれの立場において責任ある行動がとれるようにするため、これらの者に対し、環境の保全等に関する教育及び学習の機会を提供するとともに、環境の保全等に関する広報活動を充実するよう努めるものとする。第８条１

３　この目標を実現するための環境基本計画です

（１）計画の性格と役割

本計画は、「人吉市環境基本条例」第９条に基づく計画で、「第５次人吉市総合計画」や「熊本県環境基本計画」等と整合性を図りつつ、中・長期的視点に立って、本市の環境づくりの指針を示したものです。また、「人吉市総合計画」を環境面から総合的・計画的に推進する部門計画としての性格も有しています。

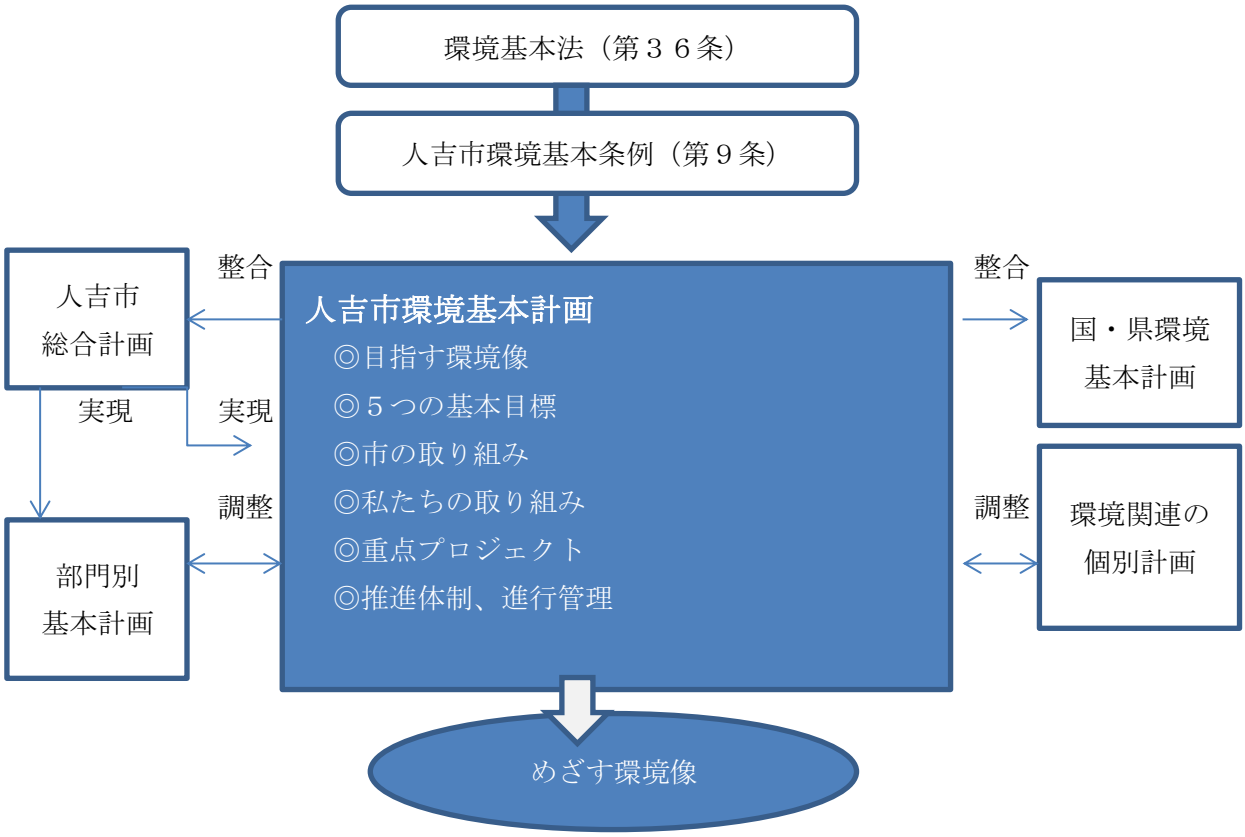

本計画は、◎目指す環境像、◎５つの基本目標、◎市の取り組み、◎私たちの取り組み、◎重点プロジェクト、◎推進体制・進行管理を内容とします。

（２）計画の期間

本計画の目標年次は、「第５次人吉市総合計画」に合わせて平成３１年度とし、計画の期間は平成２６年１０月から平成３１年度までとします。

第２章　私たちの取り組み

第２章では、５つの基本目標に沿って、それぞれの方向性を示すとともに、次の内容を記載します。

＜現状と課題＞　各種調査結果等により、現状と課題を明らかにしていきます。
市民意識については次の２つを根拠としています。

○人吉市市民意識調査

人吉市第５次総合計画の策定に当たり、幅広く市民から市政に対する意見を把握することで、その結果を総合計画等に反映させることを目的として実施。

時　　期：平成２２年４月１日～４月１９日
調査対象：市内在住の１８歳以上の方 2,000 人を住民基本台帳から無作為抽出
調査方法：原則として郵送配布・郵送回収
回収状況：配布数 2,000 票に対して、有効回収数は 762 票、所在不明が 5 票のため、有効回収率は 38.2%

○環境基本計画策定のためのヒアリング

時　　期：平成２５年６月～１０月実施
調査対象：小中学生（市内６小学校、３中学校の環境関係委員と生徒会役員）
衛生員（市内各校区の衛生員）※
調査方法：それぞれの学校、校区の会議の場において、ヒアリング
調査内容：１　「人吉の環境が○○だったらいいなあ」という理想
２　「これは環境によくない、問題だ」という問題意識や不安
３　「環境を守るためにしていること」という実践行動

※衛生員　市民の衛生思想の普及と伝染病の予防及び一般保健衛生の向上を図るために各町内に１人設置された役職で、町内会長が兼務しています。町内での環境美化活動に中心となって取り組んでいます。

＜環境目標＞　現状が把握でき、取り組みによって成果が期待できるものを指標として、環境目標を定めました。第５次総合計画に記載があるものについては、それを目標としました。

＜取り組みの方向＞　各方向性を、取り組みの方向として更に細分化します。

＜市の取り組み＞　　取り組みの方向別に、市が実施する施策や事業を掲載します。

＜私たちの取り組み＞　市民と事業者等の取り組みを掲載します。

基本目標Ⅰ

自然と人間がともに輝き、豊かな自然を未来に引き継ぐ

＜基本方針＞　　←人吉市環境基本条例より

大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう努めること。第７条（１）

人と野生生物の適切な関係の構築について理解し、野生生物の生息場所又は生育環境に配慮するとともに、生態系の多様性の確保、動植物の保護管理その他豊かな自然環境の保全に努めること。第７条（４）

＜方向性＞

Ⅰ－１　自然と景観を守る

Ⅰ－２　動植物の生活環境を守る。保護管理

Ⅰ－３　自然とのふれあい、学習機会創出

Ⅰ－１　自然と景観を守る

＜現状と課題＞

□環境の概要（水系、地形・地質、植生・土地利用）

本市は、球磨川水系の中流域に位置し、豊かな山地に囲まれた典型的な盆地を中心とした地域で、渓流、滝、渓谷、高原、山岳などの良好で多様な自然環境資源に恵まれています。中央に低地部、南北に山地を擁し、球磨川の北岸では、小起伏丘陵地が発達し、南岸では広大な段丘が発達しています。

山岳や渓谷をはじめとしたすぐれた自然環境景勝地が形成されており、大野渓谷周辺が自然環境保全地域に指定されています。

人吉盆地の基盤の大部分は、白亜紀から古第三紀にかけて堆積したとされる四万十層群と呼ばれる地層で、その四万十層群を、種々の堆積岩や火成岩がおおっています。盆地の南西部は数百万年前に活動した肥薩火山岩類が分布し、その頃、盆地は湖だったので、盆地内の西部及び北西部に広範囲に湖の堆積物が人吉層として残っています。数十万年から数万年前にかけては、南九州や阿蘇から加久藤火砕流や阿蘇４火砕流、入戸（いと）火砕流などの大規模な火砕流が流入し、堆積層をなして分布しています。さらに、扇状地堆積物や段丘堆積物、沖積層が堆積しています。

平野の面積は少なく、市街地が発達しているため、平野の農地利用は比較的少なくなっています。山地の多くはスギ、ヒノキなどの人工林になっています。

参考「熊本地質ガイド」
http://sakura1.higo.ed.jp/ws/kchigaku/hp/kindex.htm

□保存すべき重要な自然景観資源

■本市には、国、県、市が指定する文化財やそれに準じる貴重な地形、地質が多く分布しています。

国指定＜史跡　大村横穴群（城本町）＞

県指定＜天然記念物　カマノクド（赤池原町）＞

市指定＜名勝：鹿目の滝（鹿目町）、稲荷山（西間下町）＞

その他の地形・地質・自然現象

温泉、オパール、ソロバン玉石（桑木津留）、人吉層と人吉層の化石（植物、貝）、霧、紅取山からの眺望（その他人吉西小学校、村山公園、人吉城、高塚山、大畑町などからの眺望）、河成段丘（下原田町）、四万十層群付加体（大畑町段塔）、曼荼羅川（南泉田町）、中川原、大野渓谷、照岳越（てるかくごえ）（国見峠から小川沿いに人吉に下る、切通や山裾を通る道。かつて参勤交代に使われた。）

◎身近に見る人吉の地質

球磨地方では、ほとんどの石橋や石倉等の石製建造物が加久藤溶結凝灰岩（火砕流堆積物＝灰石（ひやーいし））で作られています。

例：石水寺の石橋と石門、人吉駅の機関庫

他にも、阿蘇４火砕流の一部を黒岩として、入戸（いと）火砕流の一部をシラスとして、身近に見ることができます。

□自然の公益的機能の保全

森林

■森林は、木材等の林産物を供給しつつ、国土保全、水資源の涵養、多様な生き物の生息・生育環境、更に地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の吸収源等の公益的機能を発揮しながら、私たちの生活や経済に重要な役割を果たしています。

本市においては、総面積 21,048ha のうち、平成２３年度時点で森林面積は 15,886ha であり、林野率は 76%です。本市の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施される人工林、大径木の広葉樹の天然林まで多様な構成になっています。民有林面積は 10,130ha で、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林の面積は 7,672ha（人工林率 76%）です。森林資源の成熟度は人工林を中心に着実に高まってきており、収穫すべき段階を迎えています。また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能も多面的となっています。

林業生産活動を通じた適切な森林整備による林齢構成の平準化、天然生の広葉樹林における森林とのふれあいの場としての活用が求められています。

本市に多く見受けられるモウソウチクについては、手入れされずに放置されている竹林や造林地に侵入している箇所もあるため、整備により美しい里山の再生と産業振興につなげることも必要です。

資料：市農林整備課「熊本県林業統計要覧」

＜所有形態別森林面積＞

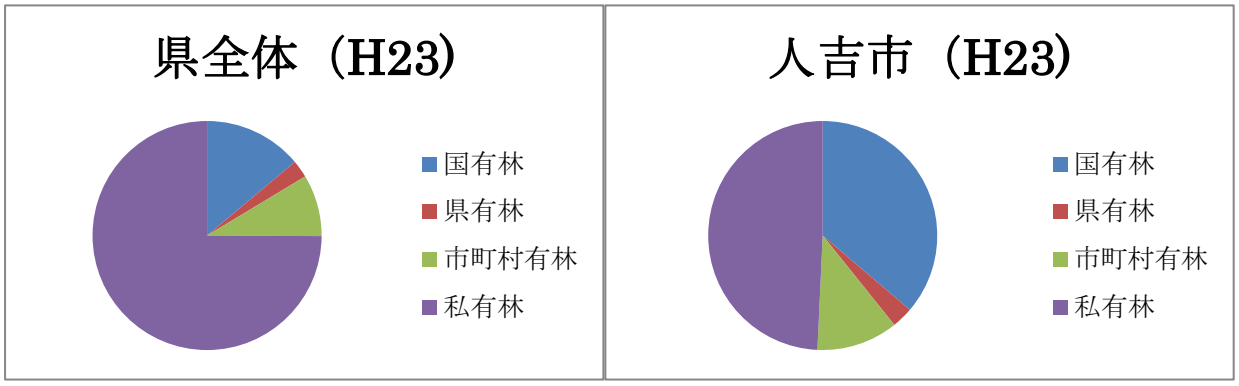

本市では、国有林の占める割合が高くなっています。

＜民有林林種別面積＞　　民有林＝県有林＋市町村有林＋私有林

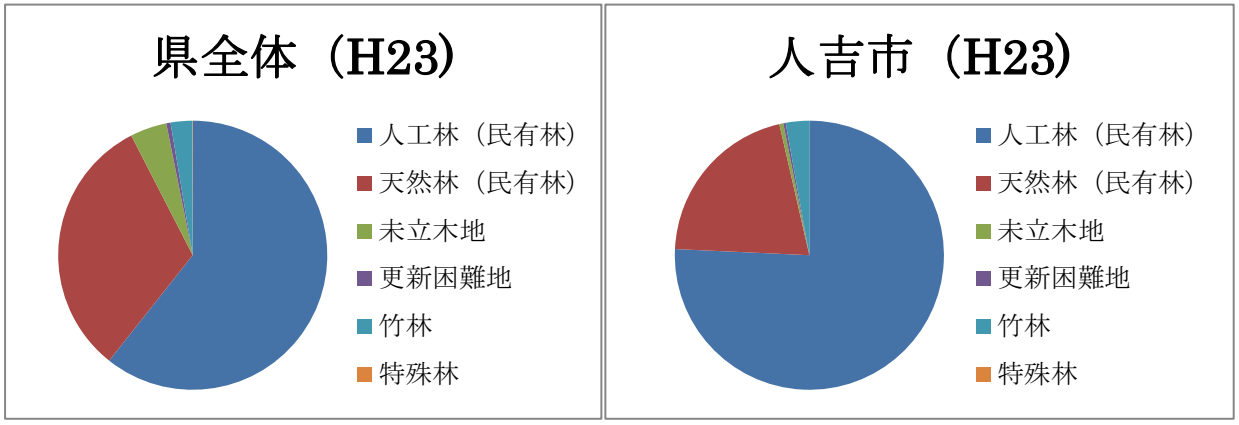

本市では民有林において、人工林の割合が高くなっています。

＜国有林林種別面積＞

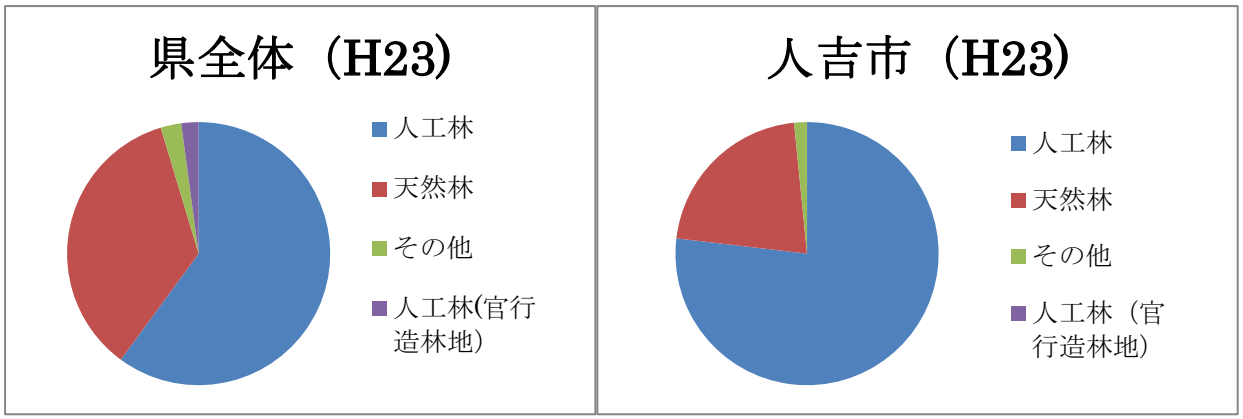

本市では国有林においても、人工林の割合が高くなっています。

農地

■農地は、食料の基本的生産基盤であると同時に、災害の防止、地下水涵養など国土を保全する機能を有していますが、現状として、担い手不足・農業者の高齢化、これに伴う農地の減少・遊休化、農山村の過疎化・混住化※の進行などの課題があります。

耕作放棄地※は増加の一途をたどり、抜本的な対応が課題となっており、現状把握及び農地の整理、集約化、活用が求められています。耕作放棄地はシカやイノシシなどの有害鳥獣が入り込み、餌場となって、周辺の農作物への被害を誘発することがあります。（P17　「有害鳥獣等の状況」参照）

農地の確保や有効利用のため、荒廃農地※の状況や解消状況等の把握が必要です。

※混住化：農業地域で虫食い的に住宅開発が進み、農家でも兼業化・非農家化が進むことで、農地と住宅地が混在する状況

※耕作放棄地：以前耕作したことがあっても過去１年間以上作物を栽培せずに、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意図のない土地で、経営耕地に含めない。

※荒廃農地：現に耕作の目的に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地

＜農家数、経営耕地面積、耕作放棄地＞　資料：２０１０年世界農業センサス

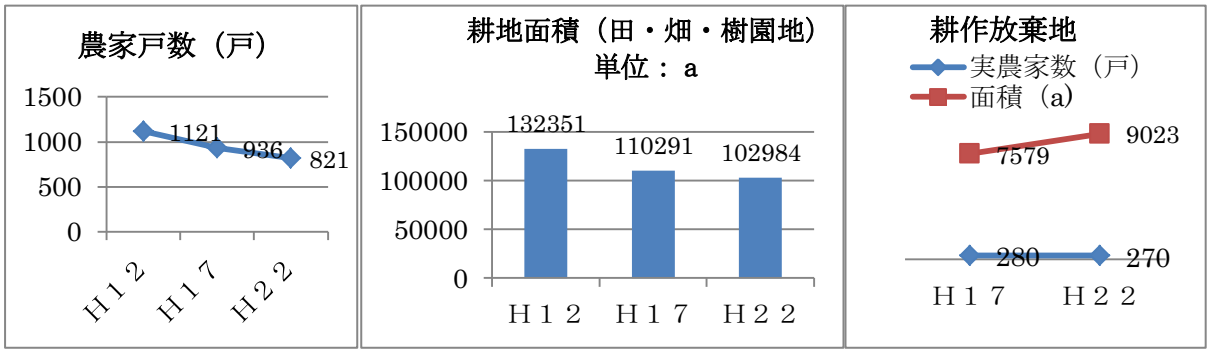

Ｈ２２年では、90.23ha が耕作放棄地となっています。

＜荒廃農地発生状況調査＞　（単位　ha、％）

	農地面積	うち荒廃農地	荒廃農地Ａ 再生可能農地	荒廃農地Ｂ 再生困難農地	Ｂのうち非農地化※
Ｈ２４年度	1,835	365 （19.89％）	205 （11.17％）	160 （8.71％）	128
Ｈ２５年度	1,710	220 （12.86％）	117 （6.84％）	102 （5.96％）	54

※非農地化：再生利用が困難と見込まれる荒廃農地を「農地」に該当しないと判断すること

■環境保全型農業への取り組み

近年の異常気象による農作物被害への対応や地球温暖化防止をはじめ、食の安全・安心確保の観点からも環境保全型農業※への転換の必要性が高まっています。

※環境保全型農業：農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

「くまもとグリーン農業」とは、熊本のきれいで豊かな地下水を始めとする自然環境を守るために、土づくりをして化学合成された肥料や農薬をできるだけ使わない“環境に配慮した農業”のことです。生産者が行う「生産宣言」と消費者や会社などが行う「応援宣言」があります。

くまもとグリーン農業生産宣言者数・応援宣言者数の推移（人吉市）

年度		平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度 （H26.2.11 現在）
生産宣言者	個人	6	73	73
	組織	1	2	2
応援宣言者	個人	2	23	29
	組織	0	2	2

＊宣言者の住所は、人吉市。

グリーン農業シンボルマーク

河川・用水路・溝

■河川や用水路、溝、ため池は、かんがい用水の供給や治水・利水機能、貴重な飲料水源となる地下水の涵養、特有の生き物の生息・生育環境となる等、多面的な機能を有しています。また、市民に対しては自然とのふれあいの場として潤いと安らぎを与えています。

→P14　Ⅰ－２　動植物の生息環境を守る。保護管理　参照、

P21　Ⅰ－３　自然とのふれあい、学習機会創出　参照

市内を流れる河川には、球磨川、胸川、鳩胸川、鹿目川、万江川、山田川などがあります。また、市内各地に相良氏により整備された御溝（おみぞ）や、各種土地基盤整備事業による用水路、溝があります。

用水路や溝などについては、高齢化等により農業者だけでは管理が難しくなっています。これらの公益的機能に鑑み、農業者以外の人も含めて地域全体での管理が求められます。

地下水・湧水

■本市は豊富な地下水と湧水に恵まれ、生活水源として利用されています。人吉市上水道の水源は３か所あり、湧水水源が２か所（茂ヶ野水源・古仏頂水源）、浅井戸水源が１か所（井ノ口水源）となっています。いずれの水源も清澄な水質で、特別な浄水処理を行うことなく、次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌のみで法に定められた水道水質基準を満たしています。これらの安全安心な水の供給のためには水源周辺を涵養林として保全することが必要です。

また、草津川（そうづごう）など、上水道計画区域外で飲料水として利用されている川もあります。

＜上水道整備状況（ 上水道、簡易水道 ）と名水百選 ＞

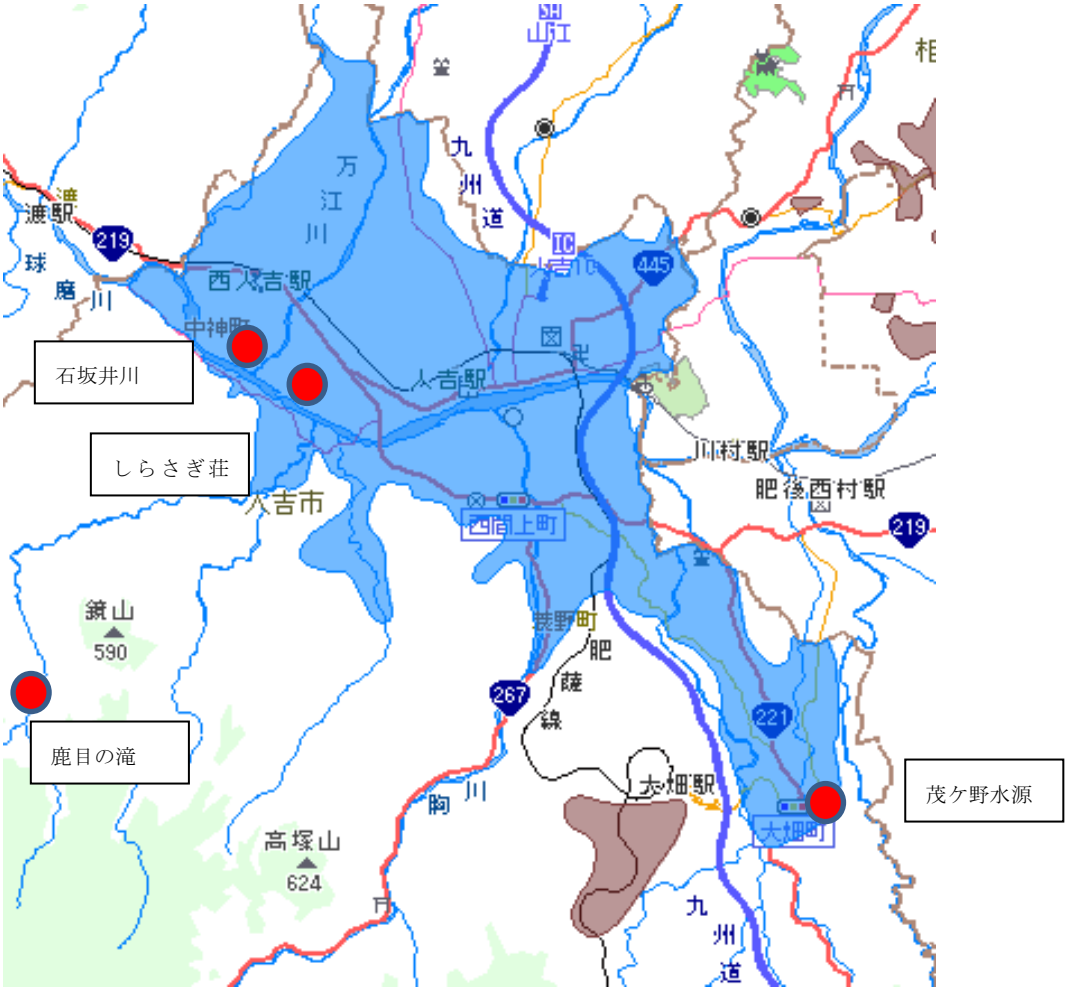

熊本県市町村共同行政情報インターネット地図公開システムより

■「茂ヶ野水源（大野町）」「鹿目の滝（鹿目町）」「しらさぎ荘の湧水（下林町）」「石坂井川（中神町）」は、熊本県のくまもと名水百選、平成の名水百選に選定されています。

温泉

■本市の温泉は、炭酸水素塩泉の重曹泉であり、昭和２８年の開湯以来、公衆温泉浴場、観光旅館など、市民の生活に深く根ざしています。熊本県温泉協会人吉球磨支部が平成１６年度に実施した泉源

所有者アンケートによれば、湯量減少や泉温の低下がみられる泉源がそれぞれ全体の３割程度あり、継続的な状況の把握や監視が必要です。

＜温泉の状況（平成２４年）＞　　市統計年鑑　資料：人吉保健所

源泉総数	利用温泉数		未利用温泉数		温度別源泉数				温泉湧出量		温泉利用公衆浴場数	温泉利用旅館数
	自噴	動力	自噴	動力	25度未満	25-42度	42度以上	不明	自噴(l/m)	動力(l/m)		
78	1	67	1	9	1	17	54	6	245	7,847	33	23

□市民意識

■平成２２年市民意識調査

是非住みたい、どちらかといえば住みたい理由として、「緑や水辺などの自然環境が多い」をあげた人は 41.7%です。

お住まいの地域周辺の環境問題について、「緑の減少または荒れ地の増加」が当てはまるとした人が、26.2%で、平成１２年市民意識調査の 15.0%より増加しています。

誇れるもの及び地域の魅力になっているもの２番目が「自然、環境」です。

■ヒアリング　　→　詳細はＰ４及び資料編参照

	理想	問題・課題と思うこと
小中学生	自然豊か。自然を大切にする。自然が多い。自然あふれる。身近なところに自然がある	森林伐採への不安。
衛生員（P４参照）	山紫水明。自然環境を保護、維持向上。	山の荒廃。土砂流出。山の崩壊。川の濁り。山が管理されない。山が枯れている。

＜環境目標＞

成果指標	現在値	目標値	目標設定の考え方
民有林面積	10,130ha	10,133ha（H27）	第５次総合計画
民有人工林面積	6,859ha	7,000ha（H27）	第５次総合計画
未整備森林面積	3,394ha	2,730ha（H27）	第５次総合計画
荒廃農地面積	220ha(H25)	減少(H31)	

＜取り組みの方向＞

Ⅰ－１　自然と景観を守る

- １　森林等の保全と管理
- ２　豊かな農山村風景の保全
- ３　環境保全型農業の推進

＜市の取り組み＞

1　森林等の保全と管理

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	市民参加による森林づくりの検討	市民参加による苗木の植樹と管理、森林管理のための市民ボランティア等について検討します。	農林整備課	
②	水源涵養のための流域連携	水源涵養機能保全のための球磨川流域連携交流を検討します。	農林整備課	
③	森林環境保全整備事業	森林環境保全のための各種整備を行います。	農林整備課	
④	市有林整備事業	市有林の整備（間伐、枝打ち、新植、下刈等）を行います。	農林整備課	
⑤	林道等維持補修事業	林道・作業道の維持及び補修を行う事業	農林整備課	
⑥	重要な自然景観の周知	保存すべき重要な自然景観について、周知を図ります。	環境課	歴史遺産課 観光振興課 農林整備課
⑦	水源涵養機能の保全	水源地周辺の土地を涵養林として取得し、保全します。	水道局	

2　豊かな農山村風景の保全

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	開発事業における環境配慮	開発事業における環境について配慮します。	環境課	すべての事業課
②	都市と農山村の交流促進	都市と農山村の交流を促進します。（グリーンツーリズム）	農業振興課	
③	農地の多面的保全	農地を多面的に保全します。	農林整備課	
④	中山間地域等直接支払交付金事業	農業・農村の多面的機能（水源涵養、洪水防止、土壌の崩壊防止など）の維持を図りながら、景観作物（ヒマワリ、コスモス、菜の花等）の作付けや担い手の育成など地域ぐるみでの効果の高い共同作業活動を支援します。	農業振興課	
⑤	多目的機能支払交付金事業	農業者を中心とする地域住民による地域内の農地や水路の資源保全（草刈、花植え等）の活動を支援します。	農林整備課	
⑥	耕作放棄地解消事業	耕作放棄以前の農地へ復活させます。	農業振興課	
⑦	農地パトロール（荒廃農地発生状況調査）	荒廃農地の発生状況、利用状況、解消状況などを調査します。	農業委員会	
⑧	温泉資源保護活動の支援	熊本県温泉協会人吉球磨支部の活動を通じて、温泉資源の保全活動を支援します。	環境課	

３　環境保全型農業（くまもとグリーン農業）の推進

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	エコファーマー及びＪＡＳ認証取得の推進	エコファーマー認定に係る土壌診断及びＪＡＳ認証取得にかかる経費の一部補助を行います。	農業振興課	
②	環境保全型農業直接支援対策	化学肥料・化学合成農薬の５割低減の取り組みとセットで、地球温暖化防止を目的とした、農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に支援を行います。	農業振興課	

＜私たちの取り組み＞

市　民

○森林見学等体験学習に参加して、水源涵養等森林の多様な価値について積極的に学びます。
○都市と農村の体験交流事業に参加し、自然環境の保全意識の向上に努めます。
○地元で環境保全型農業（くまもとグリーン農業）で生産された野菜や農産物を積極的に購入します。
○道路、溝などの地域の公益的資源の保全に協力します。

事業者等

○開発行為を行う場合は、法条例に基づく環境影響評価制度等に基づき、適切な配慮を行います。
○農薬や化学肥料の使用量をできるだけ抑えた環境保全型農業（くまもとグリーン農業）に取り組みます。
○都市と農村の体験交流事業に参加・協力します。
○減農薬キャンペーンに協力し、環境保全型農業（くまもとグリーン農業）を応援宣言します。
○耕作放棄地を活用し、先人の開拓した田畑を守り、未来へつないでいけるよう努めます。

Ⅰ－２　動植物の生息環境を守る。保護管理

＜現状と課題＞

□動植物と人間生活の相関図

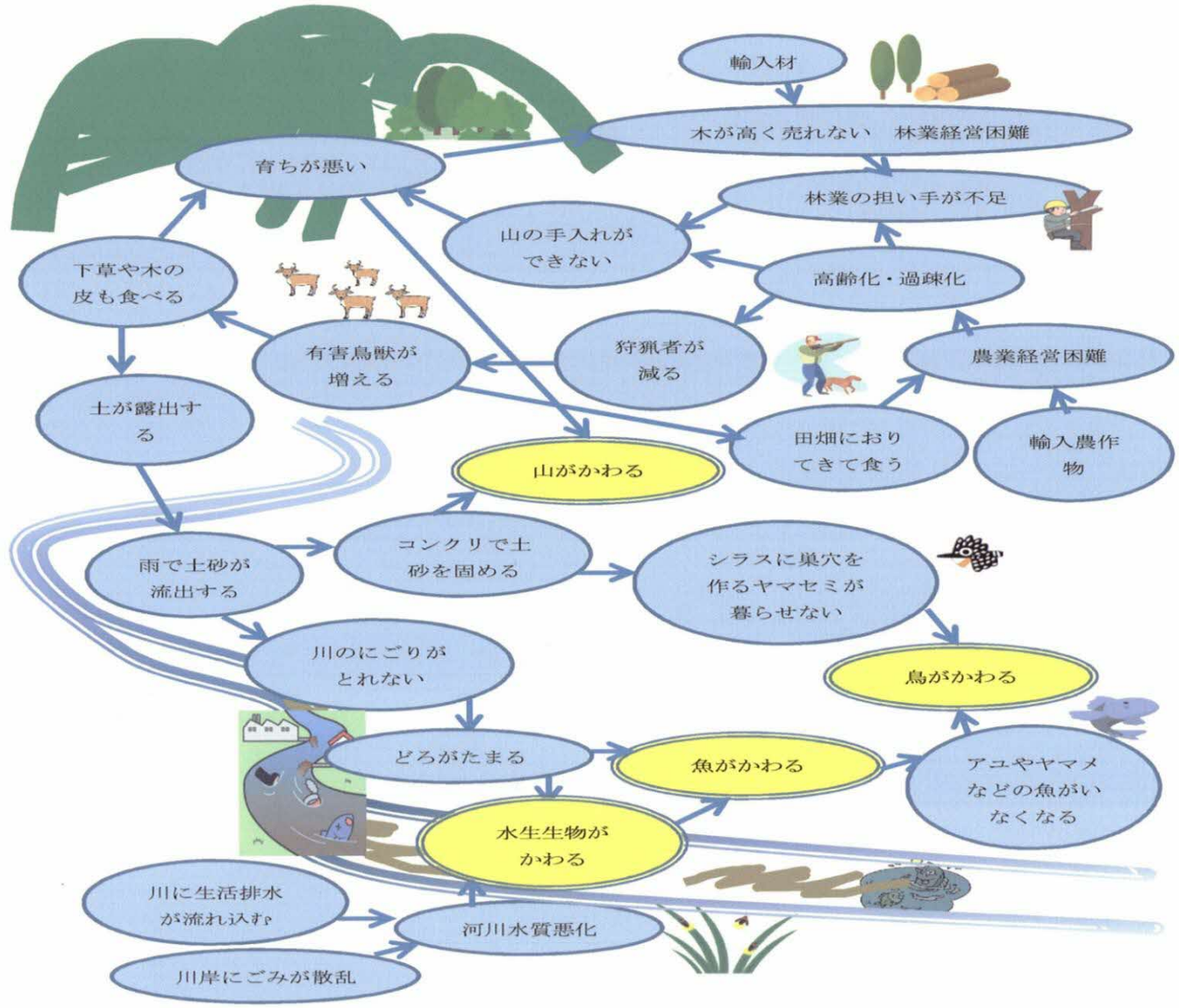

■生物は、生態系の中でそれぞれの役割を担って相互に影響しあい、人間の生存にとっても欠かすことのできない生態系のバランスを維持しています。しかし、捕獲採取による希少動植物個体数の減少、捕獲制限による一部の動植物個体数の増加、生息地である森林や里地・里山、草原等の荒廃など、私たちの活動や開発が生物の多様性に大きな影響を与えています。

□植物の状況　人吉盆地をのぞく大半がスギ、ヒノキ植林を中心とした森林地です。

■古木・花等

本市には、市が指定する天然記念物の樹木（青井阿蘇神社のクスノキ（上青井町)、人吉城跡のイチイガシ（麓町)、人吉東小学校の大クス（七日町)）のほか、人吉城跡のムクノキなどのふれあいの木運動で選ばれた人吉の古木・銘木１００選など、多数の古木・巨木が分布しています。

石水寺のカイドウ（下原田町西門、市指定天然記念物）、青井阿蘇神社ハス池のハス(上青井町)、球磨川河川敷に自生する野生種の野ばらであるツクシイバラなど、古くから市民に親しまれている植物もあります。

←人吉東小学校の大クス

石水寺のカイドウ→

■希少な植物

紅取ヶ丘湿原は、「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」において、指定希少野生動植物であるサギソウの生息地等保護区の管理地区（0.2ha）に指定されています。（平成１７年５月２０日指定）しかし、湿地内には他の植物の散生、侵入が見られ、湿地の乾燥化も危惧されていることから、県の保護管理事業計画のもと、カサスゲ等の刈り取りなどの保護管理が進められています。

本市が模式産地※であるゴマシオホシクサ、ツクシガヤなど、本市と球磨郡の町村の一部という限られた地域に生息する貴重な植物が確認されています。水路や河川の改修工事等により減少し、いずれも熊本県のレッドデータブック※の絶滅危惧種ＩＡ類に指定されています。

本市の小河川には、御溝のバイカモ、頭無川（下林町）のミクリの群生など、清流や水辺に生育する植物が見られます。

※模式産地　新種を記載・発表するときに使った標本を採取した場所をいう。

※レッドデータブック　地域の野生動植物を絶滅のおそれの程度によってランク付けし、解説したもの

□動物の状況

■本市には、鳥類（ヤマセミ、カワセミ）、両生類（トノサマガエル）、淡水魚類（ドジョウ、メダカ）、昆虫類（タガメ、ムカシトンボ、ハッチョウトンボ、オオムラサキ）等、山間部の渓流から、平坦部の溝(用水路)等、多様な水系に依存する貴重な動物の生息が報告されています。

■球磨川と周辺部では、これまでに１００種以上の鳥たちが観察されており、ヤマセミ、カワセミ、コサギ、ダイサギなどが見られ、冬になるとカモが飛来します。また、人吉城址ではウグイス、ヤマガラなどの森林性の鳥を、市街地でも、ムクドリ、ツバメなどを観察できます。また、シラスの崖にヤマセミやカワセミの巣穴をみることができます。

営巣できる環境を保全し、鳥たちと共存していくことが望まれます。（→参照　資料編　資料８）

■山間部、樹林地においては、クマタカやアカショウビンが生息していますが、両種ともに生育環境の変化等で数が減少していると言われ、環境省及び熊本県のレッドデータで絶滅危惧ＩＢ類に選定されています。そのほか、夏の森林ではオオルリ、キビタキ、谷川にはキセキレイやカワガラスなどが姿を見せます。

■球磨川や他の河川には、アユなどの魚類が生息しています。本市に残る小川や小溝では、シジミ貝、メダカが見られるところもあります。また、本市に点在するホタルの里では、ホタルを見ることができます。

■球磨・人吉地域と上天草市の白嶽湿地を主な生息地とするハッチョウトンボは、湿地の減少と休耕田の陸地化により生息地が急激に減少し、熊本県のレッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。

ヤマセミ

カワセミ

クマタカ

アユ

【参考資料】熊本県環境基本計画環境特性図（解説書）人吉・球磨地域　平成５年３月　熊本県
熊本県ホームページ「地域発　ふるさとの自然と文化」
http://www.pref.kumamoto.jp/site/arinomama/

□自然環境を守る取り組み

■本市には、動植物の生息・生育環境の保全につながる土地利用規制として農業振興地域や都市計画区域の線引きが行われ、森林区域については各種保安林の指定や鳥獣保護区域の指定が行われています。

また、指定のない里地・里山や市街地周辺の緑地の保全にも配慮が必要です。

【参考資料】熊本県鳥獣保護区等位置図　人吉市、球磨郡南部周辺
https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/1066516_1185274_misc.pdf

■本来その地域には生息しない「外来種」による問題も生じています。

生態系への影響としては、オオクチバスやブルーギル、ヒメダカの侵入による在来種の魚の減少、セイタカアワダチソウなどの外来種の繁殖による在来の野草の減少、ミシシッピアカガメ（ミドリガメ）による在来のクサガメやイシガメの駆逐、外国産クワガタムシが日本産クワガタムシとの交雑などがあります。本市では未だ発見されていませんが、全国的にはセアカゴケグモなどによる人の生命への影響、アライグマなどによる農林水産業への影響も心配されています。一度崩れた生態系は回復が困難となるため、未然の対策が重要です。

ブルーギル

ミシシッピアカガメ

セイタカアワダチソウ

【参考資料】環境省 HP「特定外来生物一覧」http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/index.html

□有害鳥獣等の状況

ニホンジカの生息数の増加や分布域の拡大により、農林産物への被害が深刻化しています。植林木の食害等の林業被害や水稲、飼料作物、果樹、野菜等に対する農業被害、その他農林業生産活動においての経営意欲の減退、植物群落の消滅や林床の乾燥化・裸地化がみられるなどの下層植生への悪影響も出ています。効果的な被害対策を講じるとともに、ニホンジカも生態系の重要な構成要素であることから、バランスのとれた保護管理が必要です。

また、イノシシの被害も大きくなっています。

ニホンザルが餌を求めて里山や民家に降りてきている状況や、耕作放棄地を通ってイノシシやシカ、サルが農地近くまで入り込む状況が見られます。

アナグマはもともと人間の生活圏内に生息していた動物ですが、クマタカやフクロウなどの天敵がいなくなったことや同じ食性をもつタヌキが減少したことからアナグマの個体数が増え、近年、家庭菜園を荒らす被害が発生しています。

野生生物が出没する場所、民家の裏山や裏庭、畑、あぜ道などにはマダニが生息しています。近年、マダニ媒介重症熱性血小板減少症候群（SFTS）患者の発生が報告されており、注意が必要です。

＜野生鳥獣による農作物被害（抜粋）と捕獲の状況＞　平成２５年度　人吉市農業振興課・農林整備課

	イノシシ	シカ	アナグマ	カラス	サル
被害面積（a）	1,047	805	2	58	155
被害量(kg)	132,727	99,040	536	23,353	6,408
被害額（千円）	5,399.7	3,008.8	30.0	341.2	840.6
捕獲除数	１１５頭	１７２７頭	７２頭	４３６羽	１６頭
増減状況	１．５倍　増加	１．８倍　増加	３倍　増加	増加	横ばい

□愛玩動物との共存

人は、犬や猫とふれあうことで楽しい気持ちになったり、なぐさめられたり、生きがいを感じたりします。しかし、家族の一員として大切に動物を飼っている人がたくさんいる一方で、放し飼いなどの不適切な飼養による咬傷事故、ふんやむだ吠え、捨て犬・捨て猫などの苦情が寄せられています。

人間社会の中で、人と動物が共存できるより良い環境をつくるためには、犬や猫を飼っている人も飼っていない人も、動物の習性や飼い方について正しい知識を持つことが必要です。

＜犬の登録数＞

年度	Ｈ２０年度	Ｈ２１年度	Ｈ２２年度	Ｈ２３年度	Ｈ２４年度
犬の登録数（頭）	2,292	2,311	2,257	2,164	2,132
人吉市の全世帯数（世帯）	15,686	15,690	15,711	15,737	15,811
１世帯当たり犬の数（頭）	0.15	0.15	0.14	0.14	0.13

＜犬の捕獲数等＞　　資料：人吉市統計年鑑　　（単位：頭、件）

年度	犬登録数	予防接種済頭数	咬傷事故数	捕獲	返還	処分	苦情相談件数※
Ｈ２０年度	2,292	2,011	2	61	10	32	48
Ｈ２１年度	2,311	2,012	4	38	14	24	80
Ｈ２２年度	2,257	2,040	3	30	11	19	39
Ｈ２３年度	2,164	1,901	4	48	12	36	36
Ｈ２４年度	2,132	1,852	3	38	13	38	38

※人吉保健所に寄せられた苦情相談のうち、人吉市内分の件数。

＜人吉保健所管内の猫の引取り処分件数＞　　（単位：頭）

年度	Ｈ２０年度	Ｈ２１年度	Ｈ２２年度	Ｈ２３年度	Ｈ２４年度
引取り数	346	246	250	199	228
うち人吉市からの引取り数	36	48	39	51	62
処分数	340	246	250	201	225

＜動物に関する苦情の状況＞（人吉市役所環境課受付分）

年度	Ｈ２４年度	Ｈ２５年度
動物に関する苦情　（件）	19	26

ペット関係では、ふん害、むだ吠え、放し飼い、野良猫の餌やり、屋外での猫の餌やりなどについての苦情が寄せられています。動物を可愛がる行為が知らず知らずに周囲の迷惑になっていることがあります。

□市民意識

■ヒアリング　　→　詳細はＰ４及び資料編参照

	理想	問題・課題と思うこと
小中学生	身近なところ（近所の森や川、公園）で鳥や動物とふれあいたい。観光客にも見せたい。	動物をいじめる子がいる。ホタルや動物のすみかが減っている。犬の糞放置に困っている。
衛生員（Ｐ４参照）		飼い主のマナーが悪い。犬の糞を処理しない。野良猫のえさやり。猫の多頭飼い。カラスがごみをあさる。カラスが増える。シラサギや合鴨の糞のにおいがする。

＜環境目標＞

成果指標	現在値（Ｈ２５）	目標値（Ｈ３１）	目標設定の考え方
野生鳥獣による農作物被害額（合計）	10,994 千円	減少	農作物被害額の減

＜取り組みの方向＞

Ⅰ－２　動植物の生活環境を守る。保護管理

- １　希少な動植物の保護・調査
- ２　有害鳥獣の適正管理
- ３　愛玩動物との共存

＜市の取り組み＞

１　希少な動植物の保護

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	国や県・市の天然記念物の保全活動と市民へのＰＲ	天然記念物について保全に努めるとともに、文化財リーフレット等により、周知に努めます。	歴史遺産課	環境課
②	愛鳥週間の広報啓発	緑の羽根等により、愛鳥週間に広報啓発を行います。	農林整備課	
③	希少動植物や特定外来種の周知	レッドデータブック記載の動植物についての保全や、特定外来種に指定されている動植物について市民への周知を行います。	環境課	農林整備課

２　有害鳥獣の適正管理

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	有害鳥獣対策（イノシシ、シカ、サル等）	農作物の被害状況調査を行い、状況を把握し、対象となる農業者または営農集団に対し、電気牧柵等の導入に係る経費の一部を助成します。併せて、有害鳥獣の管理、捕獲を行います。	農業振興課 農林整備課	
②	有害鳥獣対策	有害鳥獣（カラス等）に対する効果的な管理対策を検討します。	環境課	

３　愛玩動物との共存

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	美化条例の飼い主の責務等の啓発指導	人吉市生活環境保全美化条例に基づき、飼い主の責務等について、啓発指導します。	環境課	
②	適正飼養の広報啓発	県や獣医師会との連携のもと、適正飼養についての広報啓発を行います。（動物フェスタ、犬のしつけ教室の実施）	環境課	
③	狂犬病予防法関連事業	狂犬病予防法に基づき、犬の登録、予防接種を行います。	環境課	

＜私たちの取り組み＞

市　民

○自然を大切にし、身近な環境における動植物の生息・生育環境の保全に努めます。
○身近な動物の生態等を理解し、共生に努めます。
○希少な動植物を採取しません。
○外来種のペットや植物等は野生化しないよう責任をもって管理します。
○ペットを飼養する際は、周辺の生活環境を損なわないようにします。
○ペットを捨てません。
○飼い犬を敷地外に連れ出す際は、綱や鎖でつなぎます。
○ペットを散歩させるときは、ふんを持ち帰ります。
○ペットの糞尿で迷惑をかけないように配慮します。
○飼い犬の放し飼いをせず、逃げ出さないようにします。
○飼い主のいない犬等や野生動物にみだりにえさをやりません。

事業者等

○各種開発や施設の新たな整備等を行う際には、周辺環境を考慮し、動植物やその生息・生育環境の保護・保全に努めます。
○里地・里山を利用する際は、生物多様性のバランスを保つため適切な管理を行う等、自然と事業の共生を心がけます。
○外来種の動物や植物を販売する際は、消費者に対して適切な管理についての情報提供に努めます。

Ⅰ－３　自然とのふれあい、学習機会創出

＜現状と課題＞

□自然とふれあうための施設

本市には、自然のしくみや恵みを理解し、自然とふれあい、楽しむことのできる場として、球磨川下り、キャンプ場（石野公園等）や遊歩道（九州自然歩道）、自然とふれあえる公園（村山公園、石野公園、中川原公園、人吉城跡、人吉梅園）等、野外レクリエーション施設があり、市民に利用されています。

→　*P46 Ⅲ－１　美しいまち（美化、緑化、景観）、*

→　*P57 Ⅲ－３　潤いを感じられる、親しめるまち、親水*

⇒参照

人吉温泉観光協会ＨＰ　温泉・体験・レジャー　http://hitoyoshionsen.net/taiken/#kawakudari

□グリーンツーリズム※

平成１７年には、人吉市グリーンツーリズム推進協議会が設立され、豊かな自然、歴史、文化などの資源を有効活用しながら、グリーンツーリズムを本市に定着・発展させ地域の活性化を図ることを目的として、農業の体験、体感事業を行い、地域づくりインターンの受け入れや会員相互の交流、研修会など実施してきました。現在６軒の農家民宿施設が開業し、農村での様々な体験を提供しています。

しかしながら、担い手の高齢化が進行しており、グリーンツーリズムの担い手の新規開拓が課題となっています。

※グリーンツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

□市民意識

■ヒアリング　→　詳細はＰ４及び資料編参照

	理想	問題・課題と思うこと
小中学生	子どもが楽しく使える公園。子どもが自然を楽しめる、ふれあえる施設。自然がいっぱいのため屋外で遊ぶ人が増える。	今はパソコンやゲーム機で遊ぶ人が多い。
衛生員（Ｐ４参照）	自然の中で活発に遊ぶと健康にいい。子どもなりの付き合い方が学べる。	自然に接する機会が少ない。屋外で遊ぶ子どもがいない。今の親の世代が自然の中での遊び方を知らない。自然の中で遊ぶことが子どもの世代に伝わっていない。

＜環境目標＞

成果指標	現在値（Ｈ２５）	目標値（Ｈ３１）	目標設定の考え方
身近な川の水生生物調査に取り組む団体の数	2	増加	水生生物調査を川の中に入る自然とのふれあい及び学習の機会としてとらえる。

＜取り組みの方向＞

Ⅰ－３　自然とのふれあい　学習機会創出
- １　自然とのふれあいの推進
- ２　自然保護意識の向上

＜市の取り組み＞

１　自然とのふれあいの推進

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	身近な川の水生生物調査等自然観察の推進	身近な川の水生生物調査の内容を周知し、取組み団体を支援するとともに、自然とふれあい学ぶ観察会の実施を検討します。	環境課	
②	市民農園事業	高齢者の生きがいづくり、健康づくり、児童教育や市民のコミュニティづくりの場として市民農園を開設します。	農業振興課	
③	グリーンツーリズム	豊かな自然、歴史、文化などの資源を有効活用しながら、農業の体験・体感事業や地域づくりインターンの受け入れ、ツーリズム実践者の交流、研修会などを支援し、地域の活性化を図ります。	農業振興課	

２　自然保護意識の向上

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	川づくりデー、球磨川の日	人吉の自然環境の実態を広く市民に周知するためのイベント等を検討します。	環境課	
②	出前講座	出前講座の実施等、自然環境について学ぶ場を整備します。	環境課	

＜私たちの取り組み＞

市　民

○市や環境団体等が主催する自然観察会に積極的に参加します。
○市民農園や農業体験学習に積極的に取り組み、身近な自然とのふれあいを進めます。
○自然環境をテーマにしたキャンペーンやイベントに積極的に参加します。
○出前講座等を活用して行われる自然環境に関する講習会・勉強会を受講します。

事業者等

○自然環境をテーマにしたキャンペーンやイベントに参加・協力します。
○グリーンツーリズム等、自然体験の提供などに参加・協力します。
○自然保護活動を支援し、積極的に参加します。

基本目標Ⅱ

安らぎのある健康で安全・安心の暮らしを守る

＜基本方針＞　←人吉市環境基本条例より

生活や活動に伴う騒音、振動、悪臭その他環境の汚染を防止し、並びに緑化及び環境美化を推進し、生活環境が快適な状態に保持されるよう努めること。第７条（２）

資源の循環的な利用及びエネルギーの有効な利用を推進するとともに、廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に努めること。第７条（３）

＜方向性＞

Ⅱ－１　水を守る

Ⅱ－２　きれいな空気と美しい音環境を守る

Ⅱ－３　限りある資源を大切にし、有効に利用する

Ⅱ－１　水を守る

＜現状と課題＞

□河川の水質

■概況

河川の水質環境は、概ね良好な状態にあります。本市を流れる球磨川には、１カ所の環境基準点（西瀬橋　環境基準類型 A）が設けられています。有機汚濁の代表的な指標であるＢＯＤ75%値で見ると、環境基準（ＢＯＤ2.0mg/L 以下）を満たしています。

球磨川の支流である本市小中河川の水質も、市が水質測定を行っている平成 25 年度の結果で 17 か所中 16 か所において、BOD75%値で、1.0mg/Ｌ以下という結果であり、良好な状態にあると言えます。

＜河川水質調査地点マップ（平成 25 年度の水質検査結果の BOD75%値より）＞

■　水質検査地点　ＢＯＤ2.0mg/L 超地点

▲　水質検査地点　ＢＯＤ1.0 mg/L 超 2.0mg/L 以下地点

●　水質検査地点　ＢＯＤ1.0 mg/L 以下地点

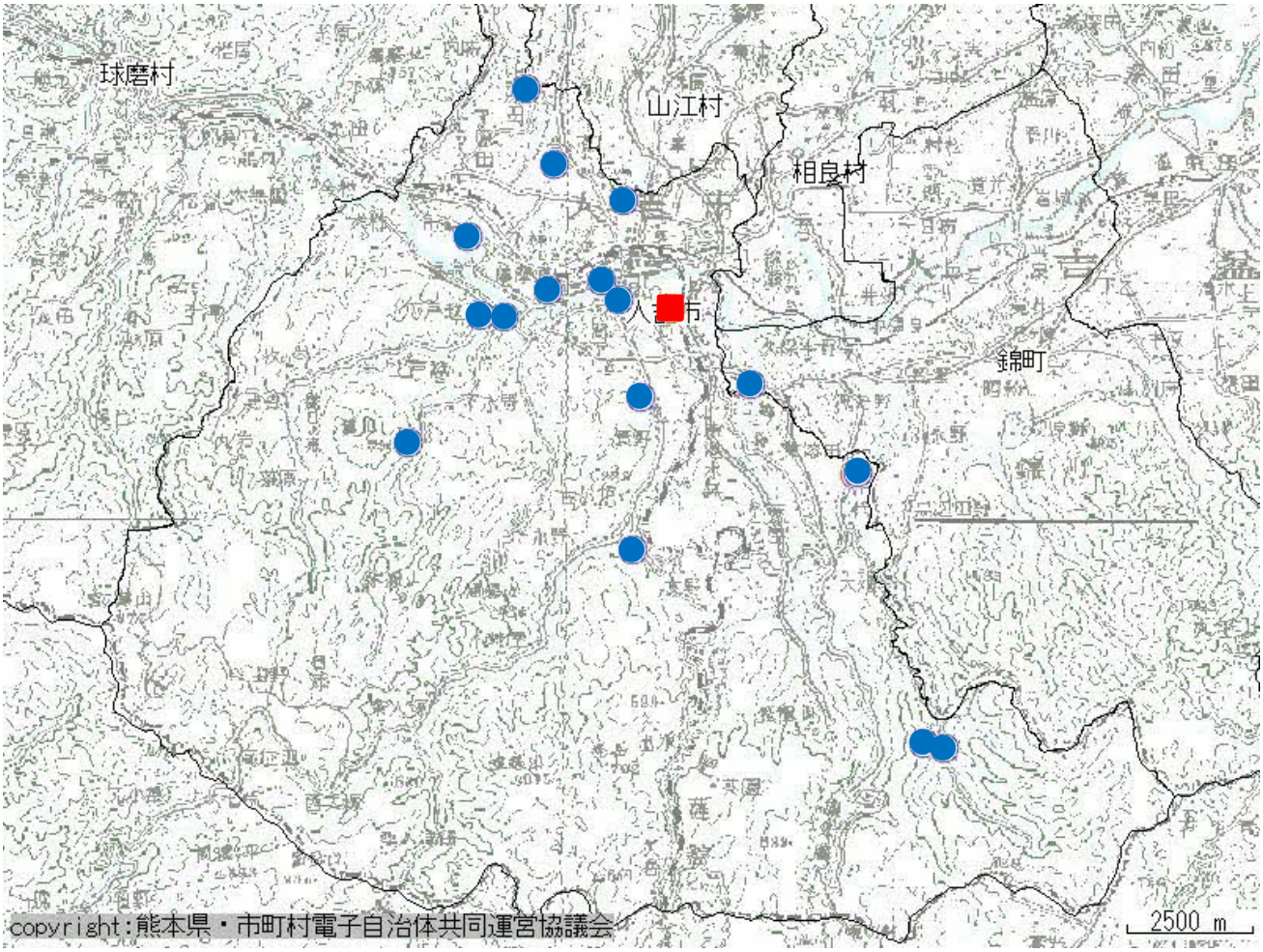

copyright：熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会

■河川水質の課題

球磨川水系においては、大腸菌群数が環境基準値を上回っており、再生肥料（コンポスト）などの影響が考えられます。

水質検査の結果など多くの情報を市民に伝え、河川の水質保全に対する関心を高め、河川の水質向上に努めていくことが大切です。

＜過去５年分の水質検査結果＞

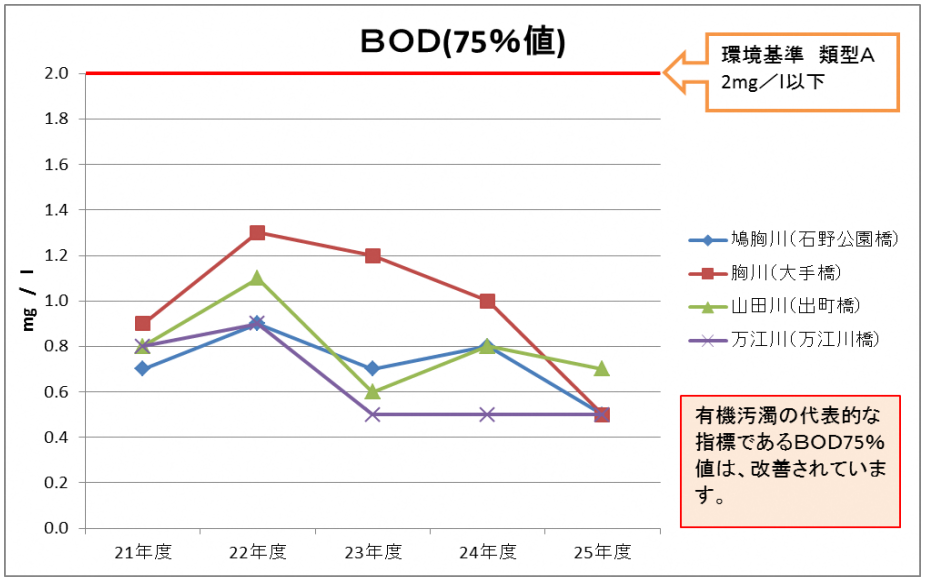

※75%値とは　年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、0.75×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって 75%水質値としています。BOD において環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は，この 75%値を用います。

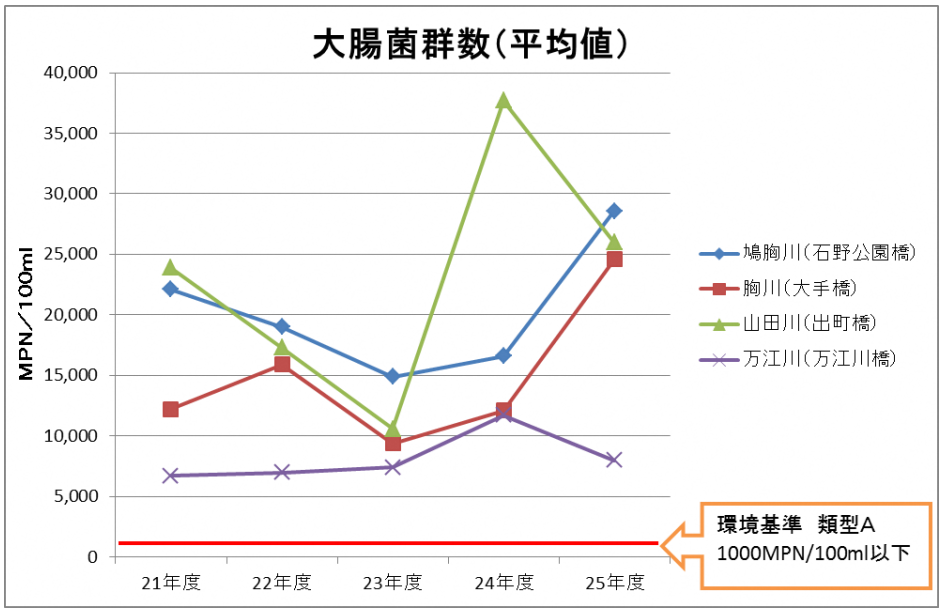

□地下水の水質

■地下水の水質

熊本県が水質汚濁防止法第 15 条に基づき地下水質の常時監視を行っています。本市においては、定点監視調査地点が 2 か所あり、年に 1 回水質検査が行われています。検査結果では、環境基準値を超過する項目はありません。

過去には、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素汚染が確認された調査地点が本市にありましたが、平成 22 年度以降は環境基準値内の結果となっています。汚染が確認された井戸は、年に 1 回水質検査を実施され、数値が環境基準値内となって以降も数年間は継続的な監視がなされています。

また、市も汚染が懸念される地域で毎年数か所の地下水検査を行っていますが、現在のところ汚染は確認されていません。

地下水質は、概ね良好な状態と言えます。

■上水道水源としての利用

人吉市上水道の水源は、湧水と地下水が使用されています。水源は 3 箇所あり、湧水水源が 2 箇所（茂ヶ野水源及び古仏頂水源）、浅井戸水源が 1 箇所（井ノ口水源）となっています。いずれの水源も清澄な水質で、特別な浄水処理を行うことなく、次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌のみで法に定められた水道水質基準を満たしています。

■地下水質の課題

全国の地下水等で硝酸態窒素（NO3-N）の濃度が上昇し、深刻な問題として注目されています。これらの起源は、農耕地への過剰な施肥、畜産排泄物、家庭排水等です。本市でも平成 21 年以前には、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の項目で環境基準値を超過する井戸がありました。

また、過去には、油流出事故による地下水汚染事例も発生しています。

本市では、上水道 1 箇所の水源を含め、浅井戸が多く利用されています。一般的に浅井戸は、地表の影響を受けやすいため、日頃から、農耕地への過剰な施肥、畜産排泄物、家庭排水、油・薬品等の流出事故などに気を付け、地下水質の保全に努めることが必要です。

□下水処理の状況

■下水処理の現状

水路や河川に排出される家庭や工場等からの排出水を高度に処理する公共下水道や合併処理浄化槽※の整備は、公共用水域の水質保全の面で大きな役割を果たしています。

本市では公共下水道 1 処理区が設定されており、公共下水道区域外は合併処理浄化槽により整備する方針です。

公共下水道と合併処理浄化槽による処理を合わせた汚水処理人口普及率は、平成 24 年度末現在で 86.1%になっています。熊本県は 82.2%です。県の平均と比べると高くはなっていますが、公共用水域の水質保全の観点からは、更に普及率を向上させていくことが必要です。

※現在の法律では、浄化槽といえば合併処理浄化槽のことですが、本書では周知のために「合併処理」を使っています。（以下同じ）

＜汚水処理人口普及率＞※（平成２５年３月３１日現在）

市町村名	行政人口（人）	汚水処理人口（人）	汚水処理人口普及率（%）	公共下水道		農業集落排水施設	合併処理浄化槽	コミュニティプラント
				処理区域内人口（人）	普及率（%）	処理区域内人口（人）	処理区域内人口（人）	処理区域内人口（人）
人吉市	34,905	30,056	86.1	25,473	73.0	0	4,583	0
熊本県	1,825,361	1,500,136	82.2	1,172,514	64.2	76,887	250,225	510

資料：熊本県の汚水処理人口普及状況（平成２４年度末）　市下水道課

※汚水処理人口普及率：公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の合計普及率

＜人吉市浄化槽設置整備事業補助金の実績＞（資料：市下水道課）

公共下水道事業計画で定めた区域以外の区域及び公共下水道整備に相当の期間を要する区域において、主に居住を目的とした住宅(小規模店舗等を併設した住宅を含む。)に合併処理浄化槽を設置しようとする際に、補助金を交付しています。

年度	補助件数	補助金総額
平成 20 年度	２６	10,026 千円
平成 21 年度	２３	8,374 千円
平成 22 年度	２７	10,246 千円
平成 23 年度	２３	8,628 千円
平成 24 年度	３６	14,934 千円

■工場・事業所からの排出水

工場及び事業所から河川や水路などの公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水は、水質汚濁防止法等で規制されています。有害物質を使用する工場等や、一日平均排水量が５０㎥以上の工場等の排出水には、排水基準が設けられています。

＜本市の排水基準の規制がかかる施設設置状況（平成 24 年度）＞

水質汚濁防止法	１５６
県条例	3

資料：「平成 25 年度　業務の概要」県南広域本部球磨地域振興局保健福祉環境部より

※本市で届出の多いのが、１日の平均的な排水量が５０㎥以上である、宿泊施設や酒造所等の施設です。

■汚水処理の問題点

公共下水道への接続や、合併処理浄化槽設置には、融資制度や補助金制度が設けられていますが、個人の費用負担が生じるため、接続や設置が思うように増加しません。

下水道法では、下水道管が整備された後、速やかに公共下水道に接続するよう義務づけられていますが、整備後、数年経過しても未接続の家があるのも問題です。

し尿のみを処理する単独処理浄化槽だけでは、生活排水が処理されず、環境負荷が大きいので、合

併処理浄化槽に切り替えをしていくことが必要です。

また、合併処理浄化槽は、維持管理を適正に行わないと本来の処理能力を発揮することができなくなりますが、個人が維持管理を行うため、適正な管理の確実性を確保するのが困難です。

□市民意識

■平成２２年市民意識調査

人吉市の誇り・地域の魅力について、誇れるものの１位が「球磨川」です。８位に「水・空気のおいしさ」、１６位に「水のきれいさ」が入っています。地域の魅力になっているものにも１位は「球磨川」であり、１３位に「水のおいしさ」が入っています。

「お住まいの地域周辺の環境問題について、あてはまることは何ですか？」という問いに対し、13.4%が「下水溝や河川のごみや悪臭等」を問題として回答しています。平成１２年市民意識調査の 19.5%よりは割合が減少しています。

■ヒアリングの結果　　→詳細はＰ４及び資料編参照

	理想	問題・課題と思うこと
小中学生	川がきれいだとよい。魚がふえるとよい。	川にごみがある。
		家庭からの排水が流れ込んでいる。
衛生員（P４参照）	泳げるくらい、蛍が舞うくらいに川の水がきれい。	川の汚れ。におい。濁り。ヘドロ。泡立ち。青ノロ。魚の減少。魚の死骸・奇形。アシの繁茂。上流の掘削や工場等の立地。川のごみ。剪定屑。
	川で泳げること。遊べること。	大腸菌の数値が高くて川で遊べない。釣りも水遊びもできない。
	畜産廃棄物について法などの規制がある。牧場での環境配慮の取り組みがある。合併処理浄化槽の設置補助金をもっと手厚くして設置を進めること。	未処理汚水や生活排水（洗剤）の混入。洗剤の使用量が増加。畜産汚水の流入。下水道への未接続。浄化槽設置の仕方がわかりにくい。

＜環境目標＞

成果指標	現在値	目標値（Ｈ３１）	目標設定の考え方
汚水処理人口普及率	86.1%（H24）	87.0%	生活排水処理計画による

＜取り組みの方向＞

Ⅱ－１　水を守る
- １　河川などの定期的な水質検査
- ２　生活排水対策の推進
- ３　事業所排水及び廃棄物対策の推進
- ４　河川の水質浄化に向けた取り組み

＜市の取り組み＞

1　河川などの定期的な水質検査

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	河川水等及び地下水の水質調査	市の水質の実態を把握するために河川水や地下水の水質調査を行います。	環境課	
②	安全で良質な飲用水の確保	安全で安心な飲用水を確保できるよう、上水道の普及や飲料水供給施設等整備費補助金の交付を行います。	水道局 環境課	
③	水生生物調査	児童・生徒参加による河川水質調査を実施します。	環境課	学校教育課

2　生活排水対策の推進

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	公共下水道整備	汚水を処理することによって、清潔で快適な環境を確保し、雨水を速やかに排除して浸水被害をなくし、衛生悪化を防ぎます。	下水道課	
②	合併処理浄化槽設置補助及び設置届け出	公共下水道認可区域外並びに下水道整備に相当な期間を要する認可区域内で合併処理浄化槽を設置される方に対し、補助金の交付を行います。設置者を把握し、適切な維持管理を推進します。	下水道課	
③	生活排水対策の普及啓発	下水道の日、広報紙、ホームページ等により、下水道や合併処理浄化槽への接続を呼び掛けます。	下水道課	
④	生活排水処理計画の見直し	社会情勢の変化を的確に反映し、地域実情に合致した計画策定を推進します。	下水道課	
⑤	市民実践活動の推進	生活排水対策について、市民実践活動を推進します。	環境課	

3　事業所排水及び廃棄物対策の推進

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	畜舎排水及び廃棄物対策、指導及び協力要請	関係部署（保健所・県・市）と連携した適切な指導を行うとともに周知・啓発を実施します。	農業振興課	環境課
②	小規模事業所の排水対策、指導及び協力要請	関係部署（保健所・県・市）と連携した適切な指導を行うとともに周知・啓発を実施します。	下水道課	環境課

4　河川の水質浄化に向けた取り組み

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	小さで川水質保全連絡協議会	関係機関と連携し、えびの市高野地区畜産団地に起因する小さで川の汚染防止と、水質保全に取り組みます。	環境課	
②	用水等の管理	お溝等用水の管理について、関係機関で連携します。	農林整備課	環境課

＜私たちの取り組み＞

市民

○地域や身近なところで行われる河川や溝の清掃管理に積極的に参加・協力します。
○市民参加による河川水質調査等に積極的に参加・協力します。
○公共下水道への接続を進めます。
○合併処理浄化槽を設置するなど、家庭での生活排水対策に取り組みます。
○合併処理浄化槽の適切な保守点検及び清掃等を行います。
○河川浄化に係る市民実践活動に積極的に取り組みます。（川に洗剤を流さない。分解しやすい界面活性剤の入った洗剤を使用。米のとぎ汁を花にやる等）
○水環境に関する環境教育・環境学習を積極的に進めます。

事業者等

○自らが管理を行う水路や調整池等について、清掃や水質保全に取り組みます。
○地域で行われる河川や溝の清掃管理に積極的に参加・協力します。
○水質に大きな影響を与える可能性のある工場、事業所からの排水について、自主的な配慮を行うとともに、行政の監視・指導に協力します。
○農薬・化学肥料の使用量や使用法に配慮した環境保全型農業に積極的に取り組みます。
○水質汚濁防止法や県条例に基づく規制対象工場・事業所では、法の遵守とともに、行政による排水調査と指導に協力します。

Ⅱ－２　きれいな空気と美しい音環境を守る

＜現状と課題＞

□大気環境

■大気環境の現状

工場から出る煙や自動車の排出ガス、大陸から飛来する黄砂等の大気環境の状況を把握し、環境基準の達成状況を把握するため、県は、常時観測を行っています。本市では、人吉保健所（人吉市寺町）に測定局があり、測定結果は、ホームページで随時公開されています。

■環境基準の達成状況

＜人吉測定局（人吉保健所内）における環境基準の達成状況（平成 24 年度）＞

物質		環境基準の長期的評価	評価方法（長期的評価）
二酸化硫黄：SO2	四日市喘息などのいわゆる公害病の原因物質であるほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質ともなる。工場や自動車の排出ガスに含まれる。	達成	年間にわたる日平均値の２%除外値が 0.04ppm 以下であること。日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素：NO2	呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質となる。工場や自動車の排出ガスに含まれる。	達成	年間にわたる日平均値の 98%値が 0.06ppm 以下であること。
光化学オキシダント：OX	いわゆる光化学スモッグの原因となり、粘膜への刺激、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。	未達成	昼間（５時～20 時）の１時間値が 0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質：SPM	大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。大陸から飛来する黄砂や燃焼過程で発生する「すす」などがある。	達成	年間にわたる日平均値の 2%除外値が 0.1mg/㎥以下であること。日平均値が 0.1mg/㎥を超える日が 2 日以上連続しないこと。
微小粒子状物質：PM2.5	疫学及び毒性学の数多くの科学的知見から、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に関して総体として人々の健康に一定の影響を与えていることが示されている。	未達成	1 年平均値が 15μg/㎥以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/㎥以下であること。

光化学オキシダントは、県下１７市町２３局で測定を実施していますが、すべての局で環境基準未達成となっています。この基準は、厳しく設定されているため、全国的にも未達成となっています。

人吉球磨地域では、過去、光化学スモッグ注意報等の発令はありません。

微小粒子状物質（PM2.5）は、平成 24 年度は県内 9 か所で測定を行い、環境基準の達成状況を把握しています。全ての局で環境基準非達成となっています。人吉測定局では年平均値は 17.3μg／㎥で、1 日平均値が 35μg／立方メートルを超過したのは 14 日間です。全国的に、PM2.5 の環境基準達成率は低く、平成 24 年度の一般環境大気測定局での達成率は 43.5%となっています。

＜過去 5 年分の人吉測定局の大気環境観測結果＞

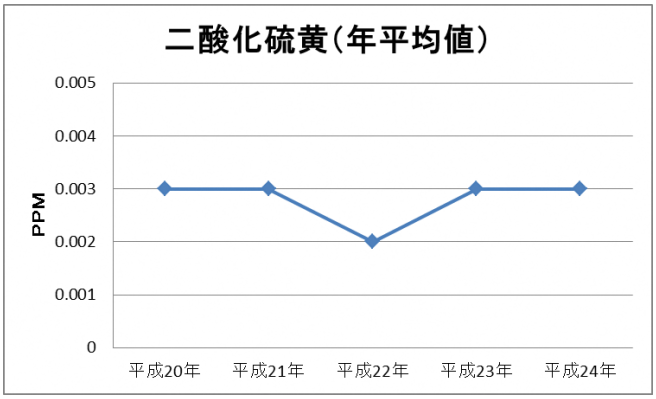

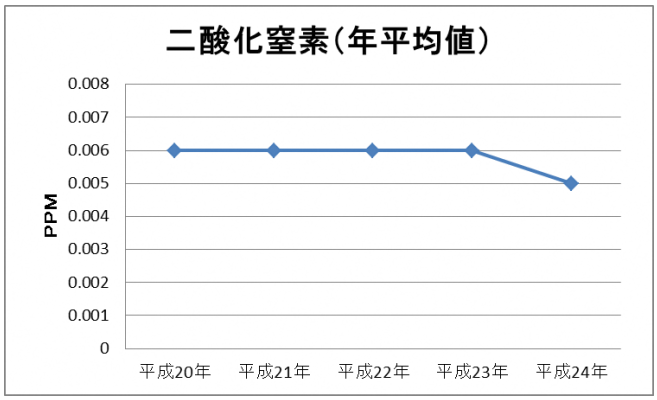

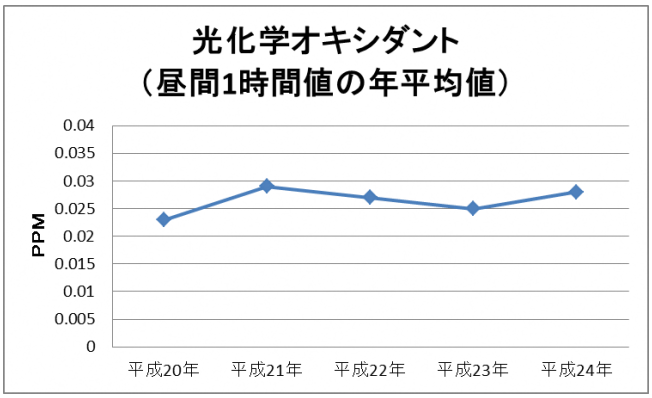

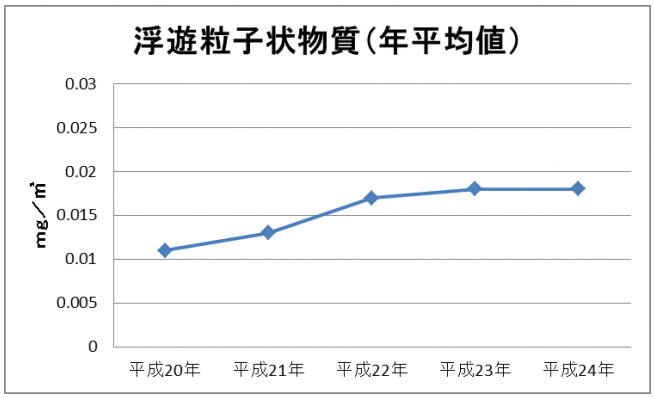

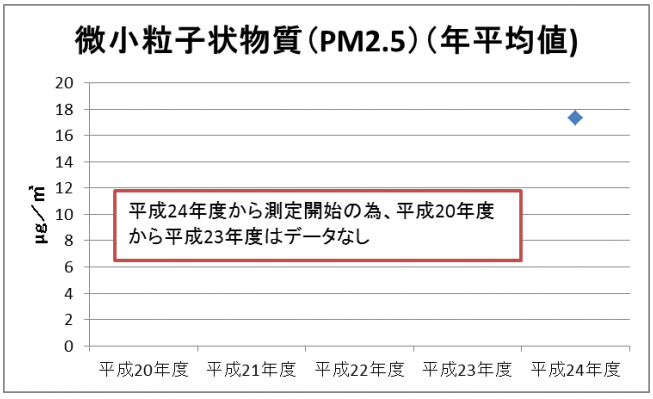

■工場・事業所からの排出ガス

工場や事業所から排出又は飛散する大気汚染物質については、大気汚染防止法で物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められています。自動車排出ガスの許容限度も大気汚染防止法に基づき定められています。

＜本市の排出基準が定められた施設設置状況（平成 24 年度）＞

ばい煙発生施設	大気汚染防止法	４４
	県条例	３８
粉じん発生施設	大気汚染防止法	1
	県条例	１０

資料：「平成 25 年度　業務の概要」県南広域本部球磨地域振興局保健福祉環境部より

※届出されている主なばい煙発生施設は、ボイラーです。

届出されている主な粉じん発生施設は、製材所等で使用する帯ノコ盤です。

■自動車排出ガス

自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）は、大気汚染の原因となっています。大気汚染防止法に基づき自動車排出ガスの許容限度が定められており、この基準を超過する車両は登録できない仕組みとなっています。

また、交差点、道路、道路端付近など、交通渋滞による自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を常時監視することを目的に自動車排出ガス測定局が設定されており、大気汚染防止のための資料を得ることを目的として監視が行われています。熊本県内にも熊本市と八代市に、計 3 局設置されています。

＜本市の自動車登録台数＞　資料：九州運輸局熊本運輸支局、市税務課　（単位：台）

	自動車登録台数（軽自動車を除く）	軽自動車登録台数	合計
Ｈ２２年度	12,842	17,242	30,084
Ｈ２３年度	12,686	17,232	29,918
Ｈ２４年度	12,563	17,252	29,815

■PM2.5

大気汚染防止法や自動車 NO x・PM 法による規制等により、二酸化硫黄や二酸化窒素などの国内の大気環境は、大きく改善されています。一方で、PM2.5 については、環境基準の達成率が低く、その原因物質と発生源が多岐にわたり、生成機構も複雑で、未だ十分に解明されていないことから、大気環境行政における大きな課題となっています。

平成２５年１月以降、中国において PM2.5 による深刻な大気汚染が発生し、日本でも一時的に濃度の上昇が観測されたこと等により、国民の関心が高まっています。平成２５年２月末に環境省主催の専門家会合により注意喚起のための暫定指針値が示されました。熊本県は、平成２５年３月５日に全国初の注意喚起を行っており、市民からも大きな注目を集めています。

なお、本市では、人吉保健所（寺町）に観測局が設置されています。

○県の注意喚起が人吉市を含む地域に発出された実績（平成２５年）

平成 25 年 3 月 5 日

5 月 14 日　5 月 22 日　5 月 23 日　5 月 24 日

○県の注意喚起発出基準

原則として、次のいずれかにより判断し、注意喚起を行う。

(1)早朝の予測判断として、午前 5 時、6 時、7 時の 1 時間値の 3 時間平均値が 2 局以上で 85μ g／㎥を超過した場合。

(2)日中の現在情報として、午前 6 時から午後 7 時までの間で、各時間帯における午前 1 時からの平均値が 1 局でも 70μ g／㎥を超過した場合。

○注意喚起の地域区分

県内全域を、４つに区分（県北、県央、県南、天草地域）して注意喚起を行う。

○注意喚起の解除情報

地域内の全ての局の 1 時間値が 2 時間連続して 70μ g／㎥未満になった場合、注意喚起を解除する。午後 7 時以降も注意喚起が継続している場合には、翌午前 0 時をもって自動解除とする。

■砂埃・土埃

グラウンドや砂等を積み上げられた土置き場の周辺などでは、土埃や砂埃による環境悪化が起こっています。これらは、大気汚染防止法等の公害関係法令では規制対象とはなっていませんが、周辺住民から、管理者や事業者に対し、配慮や防止対策などが求められています。

相談対応件数（平成 24 年度　４件　　平成 25 年度　４件）

□におい環境

■苦情

本市のにおい環境は、住宅地の拡大に伴い、既存の農畜産施設等からの悪臭やごみ焼却行為に伴う悪臭、施設の破損等によるし尿や汚水の悪臭に関する苦情が発生しています。

工場・事業所等からの事業活動に伴って発生する悪臭は、悪臭防止法で本市全域が規制されています。

＜臭気苦情の状況（平成 24～25 年度）

件 年度	臭気苦情の合計	内訳			
		畜産関係悪臭	焼却等に伴う悪臭	下水、汚水関係の悪臭	その他の悪臭
H24 年度	３０	6	１４	7	3
H25 年度	３８	6	３０	1	1

■課題

悪臭は、騒音や振動と同様に日常生活に及ぼす影響が大きいことから、市民にとっては身近な問題となっています。監視体制の整備と充実を図るとともに、苦情の発生等に対する迅速な対応、発生防止のための市民、事業者への指導や啓発活動を進めていくことが必要です。

□音環境

■概況

騒音・振動の主な発生源としては、建設作業に伴うもの、工場・事業所の操業に伴うもの、近隣の家庭等からの家電製品等の音、ペットのむだ吠えなどによるものや自動車騒音があります。

特定の建設作業や工場・事業所（特定工場等）の操業に伴う騒音・振動については、騒音規制法や振動規制法により作業日、作業時間や騒音・振動レベル等に規制があります。

近隣の家庭からの生活騒音に関しては、法的な規制がありません。近隣とのトラブルにならないよう「できるだけ音を小さくする」「相手を思いやる」「時間帯を考える」ことが必要です。また、一般的に問題を起こさないためには「良好な近隣関係の構築」が有効な手段として考えられています。

自動車騒音については、環境基本法により環境基準が定められており、基準を超過する場合には、道路改良や速度規制等の要請を行うことになります。

■自動車騒音の状況

本市では、騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、自動車騒音の常時監視(面的評価※)を行っています。平成 25 年度までに調査を行った 11 区間の国道及び県道沿いに立地する民家での環境基準達成率は 99.6%となっています。本市では、概ね環境基準を達成していると言えます。

＜自動車騒音環境基準達成状況（平成 25 年度）＞

番号	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	評価区間の延長（ｋｍ）	評価対象住居等の戸数	昼間・夜間とも基準値以下の戸数
1	国道 219 号	下原田町	西間上町	5.9	411	407
2	国道 219 号	西間上町	蟹作町	1.9	71	68
3	国道 221 号	下漆田町	大畑町	3.5	27	27
4	国道 221 号	大畑町	段塔町	10.4	36	36
5	国道 267 号	西間上町	西大塚町	14.3	270	270
6	国道 445 号	願成寺町	願成寺町	2	241	241
7	国道 445 号	願成寺町	願成寺町	0.8	149	149
8	国道 445 号	願成寺町	下城本町	3	580	579
9	県道人吉水俣線	相良町	中神町	4.5	143	143
10	県道上漆田東間下線	上田代町	東間下町	5.2	237	237
11	県道相良人吉線	鬼木町	鬼木町	0.5	64	64

※「面的評価」とは、幹線道路に面した地域において、どの程度騒音の環境基準を満たしているかを示す道路交通騒音の評価方法です。幹線道路に面する地域での自動車騒音を、幹線道路から 50m の範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価します。

■騒音苦情

＜環境課騒音苦情受付件数＞

件 年度	騒音苦情の合計	内訳			
		工事・作業に伴う騒音	近所の家庭からの騒音	ペットの鳴き声、音	その他の騒音
Ｈ２４年度	１０	3	1	6	0
Ｈ２５年度	5	3	1	0	1

■課題

今後も引き続き各種法規制に基づく届け出や防止対策の徹底を図るとともに、法規制に馴染まない家庭生活における近隣防止対策として、人吉市生活環境保全美化条例の周知徹底、個々人のマナーの向上等啓発活動の推進も必要です。

また、自動車騒音については、実態調査による監視を引き続き実施し、国や県、道路管理者等との連携のもと、自動車交通騒音低減の対策推進が必要です。

□市民意識

■平成２２年市民意識調査・・・(　) 内は平成１２年度調査数値

「お住まいの地域周辺の環境問題について、あてはまることは何ですか？」という問いに対し、20.6%（26.2%）が「車の排気ガスや騒音、振動等」を、5.6%（4.7%）が「工場やその他施設の悪臭、騒音等」を問題として回答しています。

■ヒアリング　　→　詳細はＰ４及び資料編参照

	理想	問題・課題と思うこと
小中学生	おいしい空気。深呼吸ができる町。	排気ガス。ＰM2.5。国外からの越境汚染への不安。処分場の悪臭。ごみを燃やす（煙をすべて悪いと感じている)。
	静かで落ち着く人吉がいい。鳥や虫の声が聞こえたらいい。	バイクの音。ヘリコプターの音。
衛生員 （Ｐ４参照)		燃やしてはいけないものを屋外燃焼している。野積みされたたい肥の悪臭。
		夜中のバイクの音。

＜環境目標＞

成果指標	現在値（Ｈ２５）	目標値（Ｈ３１）	目標設定の考え方
二酸化窒素の大気汚染に係る環境基準達成率（%）	100%	100%	環境基準の達成
自動車交通騒音に係る環境基準達成率（%）	99.6%	100%	環境基準の達成

＜取り組みの方向＞

Ⅱ－２　きれいな空気と美しい音環境を守る

- １　大気汚染防止対策（自動車、事業所）
- ２　悪臭防止対策（家畜ふん尿、他）
- ３　騒音・振動対策（事業所、自動車）

＜市の取り組み＞

１　大気汚染防止対策

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	ごみの屋外焼却行為禁止等の啓発	ごみの屋外焼却行為禁止等に関する啓発と指導を強化します。	環境課	
②	調査結果の開示	水質や大気等の調査結果を開示します。（再掲）	環境課	
③	情報の提供	市内の企業等に対し、大気汚染防止に関する情報の提供に努めます。	環境課	商工振興課

２　悪臭防止対策（家畜ふん尿、他）

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	法や条例による規制、指導	悪臭防止法や県条例、市条例に基づき、工場・事業所への規制・指導を行います。	環境課	
②	人吉市生活環境保全美化条例による啓発	市条例に基づき、不快な悪臭の発生防止について、市民や事業者等に啓発します。	環境課	
③	畜産に起因する悪臭の発生を防止するための支援・指導	関係部署（保健所・県・市）と連携した適切な指導を行うとともに周知・啓発を実施します。	農業振興課	環境課

３　騒音・振動対策

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	法や県条例による規制、指導	騒音規制法、振動規制法の対象となる建設作業騒音・振動への指導を実施します。	環境課	すべての事業課
②	低騒音型機械の使用促進	建設工事に対しては、低騒音型機械を使用するように指導します。	すべての事業課	
③	人吉市生活環境保全美化条例に基づく啓発指導	市民、事業所に対し、市条例に基づき、騒音防止について啓発し、指導します。	環境課	商工振興課

＜私たちの取り組み＞

市　民

○自動車を使用するときは、アイドリングストップ等エコドライブを心がけます。
○自動車を買い替えるときは、低燃費・低排出ガス自動車やクリーンエネルギー自動車（ハイブリッド車等）を選びます。
○出かけるときは、相乗りや公共交通機関利用を心がけます。
○家庭生活においては、周辺住民の迷惑となるような騒音、悪臭（屋外燃焼によるものを含む）等が発生しないように努めます。
○自動車やバイクの空ぶかしをしません。
○家庭からの生活騒音について学び、発生防止に取り組みます。

事業者等

○大気汚染防止法や県条例に基づく工場・事業所への検査や指導に協力します。
○法令対象外であっても、大気環境に大きな影響を与えるおそれのある活動を行う場合は、周辺への配慮及び防止策を講じるとともに、市の監視・指導に協力します。
○法の基準に適合しない焼却炉の使用禁止を徹底します。
○悪臭防止法や県条例に基づく規制を遵守し、指導に協力します。
○畜産に起因する悪臭の発生を防止するための必要な設備の設置等に配慮します。
○事業活動においては、周辺住民の迷惑となるような騒音、悪臭（屋外燃焼によるものを含む）等が発生しないように努めます。
○法令を遵守して作業騒音・振動の発生抑制を進めます。
○深夜飲食店等においては、営業騒音の発生抑制を進めます。

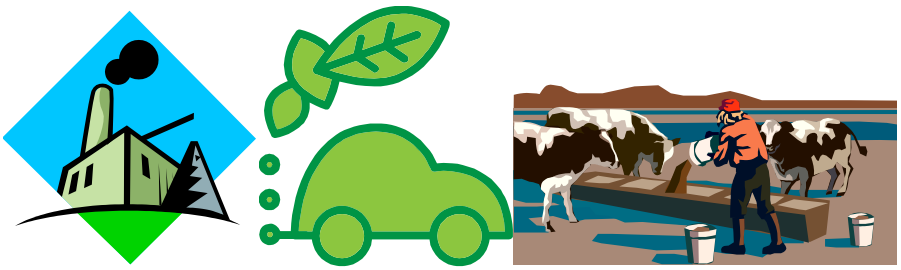

Ⅱ－３　限りある資源を大切にし、有効に利用する

＜現状と課題＞

□ごみの排出量

■本市のごみ処理状況について、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ及び有害ごみを合わせたごみの総量は、人口の減少等に伴い長期的には減少傾向にあります。

■また、事業系ごみの占める割合は、ここ数年横ばいで、平成２４年度の実績では、38.26%となっています。

■本市の１人１日当たりのごみ排出量は、緩やかに減少傾向にありますが、環境省の一般廃棄物（ごみ）処理全国実態調査（平成２１年度から２３年度実績）によると、熊本県内４５市町村中ワースト２位となっています。そこで、ごみ排出量の削減を目的とした「人吉ごみを出しま宣言」を宣言し、事業所・市民と一丸となって取り組む施策を推進しています。

■本市における生活系・事業系ごみの排出状況（平成20年度～平成24年度）

年　度	可燃ごみ（t）	不燃ごみ（t）	資源ごみ（t）	粗大ごみ（t）	有害ごみ（t）	合計（t）	1人1日当たり排出量（g）	資源化率（%）
平成20年度	11,057	838	2,280	65	6	14,246	1,069	16.00
平成21年度	10,875	794	2,192	69	6	13,936	1,057	15.73
平成22年度	10,612	783	2,108	68	6	13,577	1,036	15.53
平成23年度	10,644	610	2,067	48	6	13,375	1,027	15.45
平成24年度	10,756	601	2,076	60	6	13,499	1,046	15.38

■ごみ排出量とリサイクル率の推移（平成20年度～平成24年度）

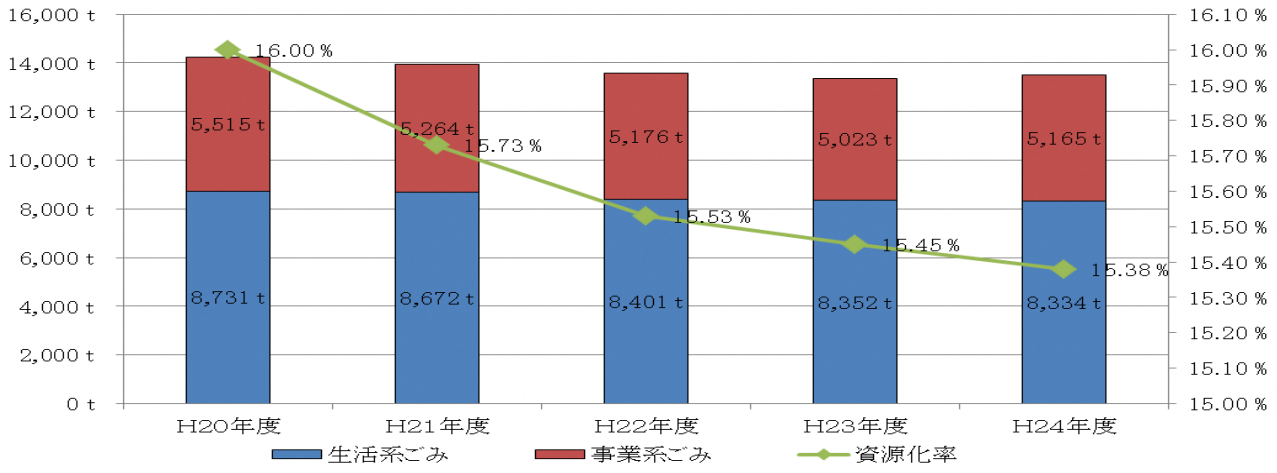

■一般廃棄物処理量の内訳（平成24年度）

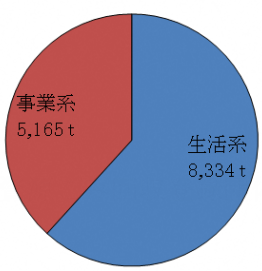

■一般廃棄物処理量の内訳（平成24年度）生活系

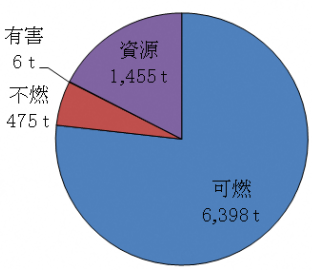

■一般廃棄物処理量の内訳（平成24年度）事業系

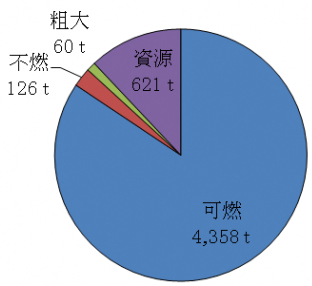

資源ごみを資源化する意識付けとして、子ども会や町内会を中心とした資源ごみ回収団体を登録し、回収実績により７円／kg（変動あり）の助成金を交付しています。

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
登録数（団体）	81	81	76	75	72
回収量（ｔ）	501	504	478	436	445
助成金（千円）	4,415	3,528	3,348	3,244	3,241

■レジ袋削減によるごみの減量

ごみ減量の有効な手段の一つとして、レジ袋を削減し、住民の環境意識向上や地球温暖化防止につなげようと、人吉球磨地域では１０市町村※が一体となって、平成２３年７月に「人吉球磨地域レジ袋削減推進協議会」を発足しました。

協議会では、レジ袋削減の手法の中でも特に実効性が高い「無料配布中止（有料化）」に取り組むことを決め、平成２４年７月から、この趣旨に賛同いただいた１６店舗と順次協定を結んで取り組みをスタートしました。

ポスターの掲示やチラシの配布など、早くから有料化に向けて周知を行っていたため、お客さんの意識も高く、７月１日の実施以来、各店舗でのマイバッグ持参率（レジ袋辞退率）は約８割と、レジ袋削減に大きな成果が上がっています。しかし、平成２６年３月時点で有料化店舗数は球磨村の２店舗が増となっていますが、２業者７店舗が無料配布を再開するに至っています。

※１０市町村：人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、山江村、球磨村、五木村

■生ごみ処理容器・処理機（電気式）設置補助による減量

生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器・処理機（電気式）設置者に対し、購入費の一部を補助しています。

◎補助内容

処 理 容 器　　購入価格の１／２　上限　３，０００円　２基まで

処理機（電気式）購入価格の１／２　上限３０，０００円　１基のみ

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
処理容器（基）	6	6	6	2	17
補助額（円）	12,500	15,000	13,000	5,200	38,500
処理機（基）	14	9	14	7	28
補助額（円）	202,000	135,000	210,000	105,000	744,600

□違反ごみ・散乱ごみ・不法投棄対策

■ごみ出しルールの不徹底

ごみ出しにあたっては、ごみ出しルールが守られない状況があり、回収されない違反ごみには黄色シールが貼られます。黄色シールは、平成２５年度で 794 枚／年、１日当たり約３枚使用されています。

ごみ出しルールの徹底のため、ごみ出しルール読本の全世帯配布及び出前講座、広報紙等による啓発、ごみ指導監視員※による指導が重要です。

※ごみ指導監視員：人吉市衛生員連合会※会則に基づき、地域住民に対するごみの減量化及びごみの資源化の指導啓発並びにごみの不法放置・不法投棄の監視活動を行うことを任務としています。

※人吉市衛生員連合会：市から委嘱された人吉市衛生員をもって組織しています。

■不法投棄調査・回収、パトロールの状況

人吉市衛生員連合会の事業として、危険が伴う不法投棄調査・回収を全校区（東校区、西校区、中原校区、西瀬校区、東間校区、大畑校区の６校区）とも年４回（７月、９月、１１月、２月）実施し、不法投棄を未然に防ぐパトロール等を行なうとともに、不法投棄による廃棄物の回収も行っています。

回収量は、年々減少傾向にはありますが、人目のない山間部の道路沿いや山林などには、残念ながら今日でも毎年ポイ捨てごみや廃棄物（古タイヤや大量のビン、缶類、自転車など）が不法に投棄されています。

□市民意識・行動

■平成２２年市民意識調査

「ごみの分別や地域の資源回収に努めている」と意識していると答えた人が 70.9%、少しは意識していると答えた人が 19.7%で、合わせて 90.6%の市民が意識していると言うことになります。

「お住まいの地域周辺の環境問題についてあてはまることは何か」と言う問いに対し、「不法投棄されたごみや廃棄物」と答えた人が 23.6%あり、平成１２年市民意識調査の 15.7%よりも多くなっています。

■ヒアリング　　→　詳細はＰ４及び資料編参照

	理想	問題・課題と思うこと
小中学生	ごみが落ちていない。川や道にごみがない。	道、町、公園、川、原っぱなどにごみがある。不法投棄がある。
	ポイ捨てしない。ごみ箱に捨てる。ごみを持ち帰る。みんながごみ拾いをする。	ごみ収集所での出し方が悪い。
	分別すること。ごみを減らすこと。リサイクル。	分別が徹底されない。分別への意識が低い。
衛生員 (P4 参照)	ポイ捨てがない。	県境を越えてくるものの不法投棄。
	ごみ処理マナー分別の徹底。	ごみ出しルールが守られていない。ごみの道出しが見苦しい。汚い。カラスが荒らす。
	ごみ処理や分別方法やデポジット制などの工夫がある。生ごみ処理に昔の知恵を生かす。	分別されていない。徹底しない。

＜環境目標＞

成果指標	現在値(H25)	目標値(H31)	目標設定の考え方
廃棄物総排出量	13,499ｔ	11,600ｔ(H27)	第５次総合計画による
１人１日あたりのごみ排出量（ｇ／人・日）	1,046ｇ／人・日	900ｇ／人・日	ワースト２位を脱却する数値
資源化率（%）※	15.38%	20.00%	国の基本方針及び県廃棄物処理計画による

※資源化率：ごみ排出量にしめる資源ごみの割合

＜取り組みの方向＞

Ⅱ－３　限りある資源を大切にし、有効に利用する

- １　３Ｒの推進
- ２　ごみ出しルールの徹底と不法投棄の防止

＜市の取り組み＞

１　３Ｒの推進

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	資源ごみ回収登録団体補助	資源ごみ回収登録団体を支援し、全市民が参加できる体制を整備します。	環境課	
②	市役所の廃棄物の分別徹底及び減量化	循環型社会づくりの率先事例として、市役所から出るごみの分別の徹底・減量化を推進します。	環境課	すべての課
③	リサイクル技術の調査研究及び実践方法指導普及	ごみの減量化・リサイクルについて、技術の調査研究を行い、家庭や地域でできる実践方法の指導・普及を進めます。	環境課	
④	グリーン購入推進	グリーン購入に則して環境配慮型製品の購入に努めます。	契約管財課	すべての課
⑤	３切る運動の推進	家庭ごみ・事業所から出るごみ（生ごみ）の３切る運動（使い切る・食べ切る・水を切る）を推進します。	環境課	
⑥	紙類・びん類の分別及び一般ごみの再資源化促進	紙類・びん類の分別・再資源化及び事業系一般ごみの再資源化の促進を図ります。	環境課	
⑦	マイバッグ持参運動の推進	市民・事業者・行政の連携による人吉球磨全域でレジ袋削減有料化に伴う「マイバッグ持参運動」を展開し、３Ｒを推進します。	環境課	
⑧	学校・学校給食センターの生ごみのたい肥化	学校や学校給食センターから出る生ごみをたい肥化し、ごみの排出量を削減します。	学校教育課	

⑨	下水道汚泥肥料化による緑農地還元	下水道の汚泥を肥料化し、農地に還元します。	下水道課	
⑩	食用廃油リサイクルの推進	各学校で食用廃油を回収し、リサイクルします。	学校教育課	

2　ごみ出しルールの徹底と不法投棄の防止

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	分別リサイクル指導	ごみの分別・リサイクルを徹底するために地域・各種団体のごみ分別体験研修等を開催します。	環境課	
②	事業に係る廃棄物適正処理	公共工事における再生材料の使用、工事より発生する廃棄物の適正処理と再生利用に率先して取り組みます。	環境課	すべての事業課
③	適正処理推進及び啓発	一般廃棄物処理基本計画に基づく適正処理を推進し、不法投棄防止のための啓発を行います。	環境課	
④	不法投棄監視事務	廃棄物の不適正処理や不法投棄の多発を防止するために人吉市衛生員連合会と連携を図り、不法投棄の場所や状況を把握します。	環境課	
⑤	ごみや不法投棄の撤去	散乱ごみや不法投棄の撤去を必要に応じて柔軟に行います。	環境課	すべての施設管理担当課
⑥	美化条例による不法投棄防止推進	人吉市生活環境美化保全条例の周知徹底を図り、不法投棄防止に努めます。	環境課	
⑦	ごみ処理の理解促進	ごみ処理の実態に関する理解を深めるために、廃棄物処理・リサイクル関連施設の見学会を開催します。	環境課	

＜私たちの取り組み＞

市　民

○家庭ごみ（生ごみ）の３切る運動（使い切る・食べ切る・水を切る）を徹底します。

○紙類・びん類の分別・再資源化を徹底します。

○行政が行う廃棄物処理・リサイクル関連施設の見学及びごみ分別体験研修等に参加し、ごみ処理の現場・ごみ分別への理解を深めます。

○「マイバッグ持参運動」に積極的に参加し、マイバッグを携帯します。

○ごみ出しルールを徹底します。

○家電製品等は適正な手続きで処分し、不法投棄は行いません。
○行政と協力して不法投棄の防止活動を推進します。
○補助金等を利用して生ごみリサイクルに取り組みます。
○各学校の食用廃油リサイクルに協力します。

事業者等

○事業所から出るごみ（生ごみ）の３切る運動（使い切る・食べ切る・水を切る）に積極的に協力します。
○店舗等で紙類・びん類の分別・再資源化の徹底に積極的に協力します。
○店舗等で「マイバッグ持参運動」に積極的に協力します。
○事業所から出るごみの減量化・資源化に協力します。
○小売店等では家電製品等の適正な処分について、消費者に説明します。
○産業廃棄物は、適正な処理を行い、不法投棄は行いません。

基本目標Ⅲ

美しく、潤いがあり、文化の薫る快適なまちをつくる

＜基本方針＞　←人吉市環境基本条例より

歴史的及び文化的遺産と自然環境を保持し、その活用を図るとともに、地域の特性を生かした魅力ある快適環境が保全、回復及び創造されること。第７条（５）

＋

環境基本条例　前文

人吉市生活環境保全美化条例

＜方向性＞

Ⅲ－１　美しいまち（美化、緑化、景観）

Ⅲ－２　歴史・文化の香り高いまち

Ⅲ－３　潤いを感じられる、親しめるまち、親水

Ⅲ－１　美しいまち（美化、緑化、景観）

＜現状と課題＞

□公園・緑地

■景観概要

本市は、平野部から山間部まで変化に富んだ自然地形や、数多くの歴史的・文化的景観を有する一方で、次々と変わる都市的景観等、様々な顔を持っています。そのため、地域の個性や特色を生かした、人吉の景観形成を進めていく必要があります。

■市街地

本市の都市公園は設置してから３０年から５０年あまり経過している公園が多く、公園施設長寿命化計画を策定し、老朽化への対応を行っています。都市公園は、村山公園、石野公園などの総合公園、人吉駅前広場などの広場公園、中川原公園などの街区公園が点在しているほか、緑地などが整備され、市民の憩いの場となっています。

＜本市の公園緑地面積（平成２５年４月１日現在）＞

	供用面積（㎡）	一人あたりの面積（㎡／人）
公園（１６か所）	663,451	19.09
緑地（４か所）	17,854	0.51

街区公園（相良、下新町、宝来町、願城寺、瓦屋、西間、中川原、泉田）

広場公園（人吉駅前広場、駅前はなさく広場、二条橋ポケットスペース）

風致公園（人吉城跡、城本）総合公園（村山公園、石野公園）広域公園（人吉ループ公園）

緑地（くま川桜つつみ、球磨川堤防緑地、旧鬼木川河川敷緑地、緑のオアシス）

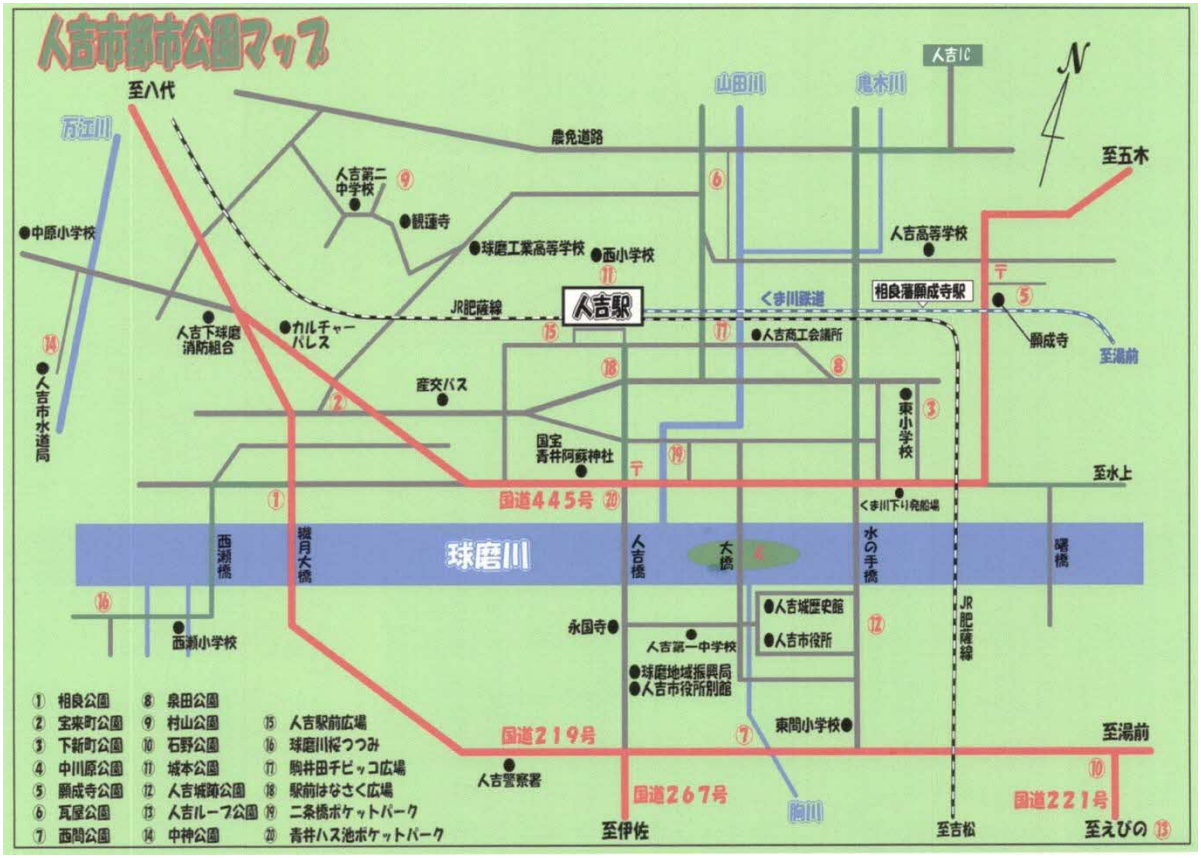

□景観形成の推進

■本市では、市民と行政の協働で美しい街なみ景観形成に向けた取り組みが行われており、鍛冶屋町通りでは、昔の風情を活かして、住民と一緒に景観整備が進められています。

そのほか、県景観条例に基づく景観形成地域、風致地区等が設定され、景観形成の推進が図られています。

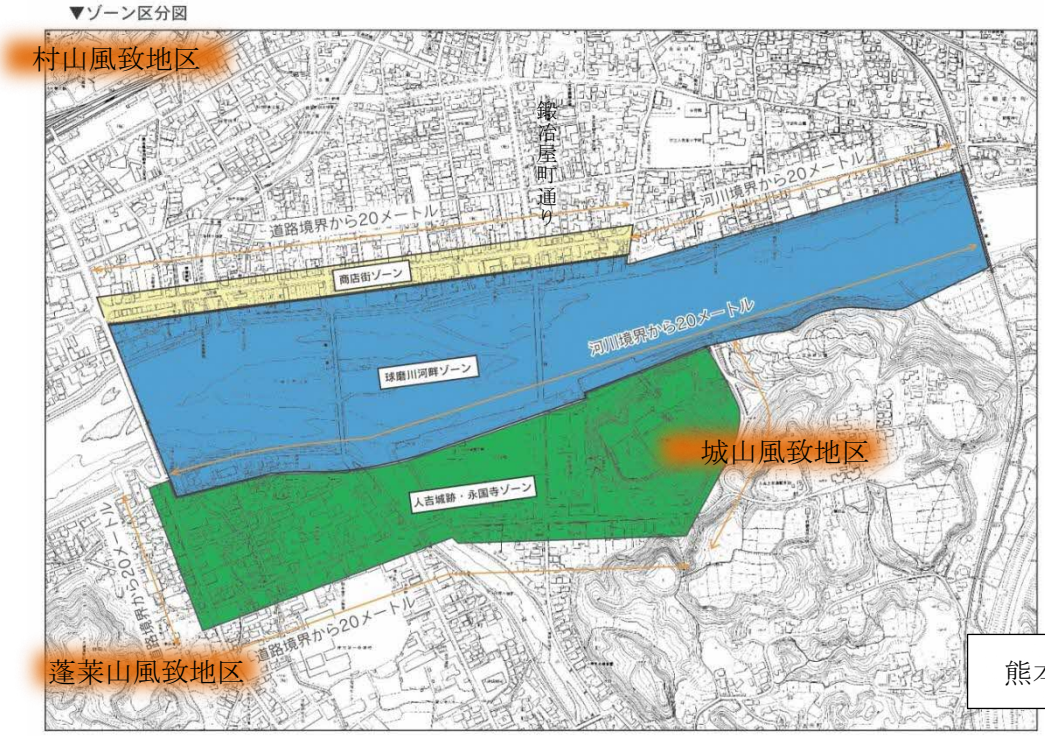

熊本県景観計画より

□美化活動の状況

市内各地で町内会や企業のボランティアにより、様々な美化活動が行われています。また、環境美化行動の日、クリーン人吉早朝清掃運動（お城まつり・花火大会の翌朝）にも町内、企業、団体などから多くの人たちが美化に取り組んでいます。

＜環境美化行動の日の活動状況＞

	Ｈ２４年度		Ｈ２５年度	
	６月	８月	６月	８月
実施町内数(町内)	85	74	75	66
総参加人数(人)	6,506	5,650	5,548	4,598

□市民意識

■平成２２年市民意識調査

「あなたがお住まいの地域の街なみは美しいと思いますか？」という問いに対し、「どちらともいえない」が 36.6%、「どちらかといえば思う」が 26.9%、「思う」は 12.5%でした。「思う」と「どちらかといえば思う」との合計は 39.4%で、「どちらかといえば思わない」と「思わない」の合計 21.4%より多くなっています。

「お住まいの地域周辺の環境問題について、あてはまることは何ですか？」という問いに対し、「緑の減少または荒れ地の増加が問題である」と答えた人が 26.2%で、平成１２年市民意識調査の 15.0%よりも割合が増加しています。

今後まちづくりを進めていくうえで、「公園やみどり」のなかで「生垣や大きな施設の周りに緑を増やすなど、街並みの緑化を推進」を重要だとした人が 15.9%でした。

■ヒアリング　　→　詳細はＰ４及び資料編参照

	理想	問題・課題と思うこと
小中学生	きれい・景観 きれいなまち。美しいまち。市民が『人吉はきれい』と誇れるまち。川がきれい。緑がきれい。どこから見ても景色がいいなと言える。風景がかわらないとよい。	適切な管理 空地や空き家の雑草。公衆トイレの掃除が行き届かない。
	ごみ ごみが落ちていない。川や道にごみがない。ポイ捨てしない。ごみ箱に捨てる。ごみを持ち帰る。ごみ拾い活動などの行動ができる。	ポイ捨て ポイ捨て（タバコ、空き缶、弁当くず放置、買い食いごみ放置）。犬の糞放置。
	観光 観光客に見てもらえる。観光客がきれいだなあと思える。感動が連続する。	モラル 周りの環境が悪くても、無視（気づかぬふり）をする人が多い。物を大切にしない。決まりを守らない。
衛生員 Ｐ４参照	きれい・景観 草刈などの管理が行き届く。花壇や花咲く並木などの手入れがされている。温泉町としての風情。市の中心部をきれいにする。	適切な管理（雑草・トイレ） 街路樹の落ち葉や実で、道が汚れる。排水溝が詰まる。掃除がたいへん。樹木や雑草が繁茂。山が管理できず、道路が通行できなくなる。人手不足により草原の野焼きの規模縮小。
	ごみ ポイ捨てがない。吸い殻のポイ捨てを許さない。清掃しているところを子どもたちに見てほしい。ごみは当日の朝に出すことを徹底する。ごみを川に流さない。	ポイ捨て 犬や猫の糞。空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻（灰皿ごと）など、様々なものが放置。ポイ捨て。歩きたばこ。大人がポイ捨てするのを子どもが見て真似をする。子どもでも見ている人がいないときは買い食いの途中で捨てている。
		モラル ポイ捨てそのまま。地域の清掃作業に参加する人が少ない。若い人が参加しない。善意で掃除する人にほかの人が続かない。

＜環境目標＞

成果指標	現在値(H25)	目標値(H31)	目標設定の考え方
環境美化行動（一斉美化活動）の総参加人数	10,146 人 市民の２８％	10,683 人 市民の３０％超	参加者を年々増やす 国調人口（H22)） 35,611 人
人吉市景観計画の策定	*	完成	

＜取り組みの方向＞

Ⅲ－１　美しいまち（美化、緑化、景観）
- 1　美しいまち　ひとよしづくりの推進
- 2　都市内緑地の保全と緑化の推進
- 3　美しい街なみ景観の整備

＜市の取り組み＞

1　美しいまち　ひとよしづくりの推進

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	美化行動啓発及び支援	美化行動の呼びかけ、美化啓発を行い、美化行動を支援します。（ボランティア清掃のごみ処理費用減免）	環境課	
②	美化条例運用	人吉市生活環境保全美化条例を運用します。（所有者等の責務）	環境課	
③	廃屋条例運用	廃屋対策条例を運用します。	防災安全課	

2　都市内緑地の保全と緑化の推進

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	都市計画法や都市緑地法によるまちづくりの推進	都市計画法の地区計画や開発行為、都市緑地法の緑地協定などにより、良好な環境や緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めます。	都市計画課	
②	既設公園の緑地の再整備と適正な管理	公園内の緑地を再整備し、適正に管理します。	都市計画課	
③	公園機能の充実ポケットパーク、オープンスペースの整備	広場公園（都市公園）として公有地を整備し、都市公園施設の改築・更新など、人吉市公園施設長寿命化対策支援事業を行います。	都市計画課	
④	街なみ補助金による助成等	街なみ補助金等により修景施設整備の助成を行います。	都市計画課	
⑤	風致地区条例による緑地等の保全	良好な自然的景観保全のため、風致地区条例に基づき良好な環境や緑地を保全します。	都市計画課	
⑥	沿道景観を考慮した法面緑化等	道路整備の際には、緑化にも配慮します。	道路河川課	
⑦	公共施設の緑化	施設内の樹木を適正に維持管理します。	すべての施設管理課	

3　美しい街なみ景観の整備

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	人吉グランドデザイン	人吉グランドデザインにより、景観づくりを誘導します。	企画財政課	都市計画課
②	美化条例運用	人吉市生活環境保全美化条例を運用し、空き地の雑草管理状況により、所有者等への刈り取り指導等を行います。	環境課	すべての施設管理課
③	都市計画法、建築基準法及び都市緑地法によるまちづくりの推進	地区計画、建築協定、都市緑地法の緑地協定などにより、良好な環境や緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めます。	都市計画課	
④	景観条例等の検討	景観形成地域における指導・助言等を行うとともに、人吉市景観条例や屋外広告物条例の制定を検討します。	都市計画課	
⑤	公共用地や財産の適正管理	公共用地を長期間放置しないようにし、所有する普通財産の草刈り等、適正に管理します。	契約管財課	行政財産を管理する課
⑥	空き店舗や既設家屋の活用、改装支援	家屋の外観の修景、休憩所やギャラリー等への改装、活用等を支援します。	商工振興課	

＜私たちの取り組み＞

市　民

○個人、地域、学校等の単位でクリーン作戦、ごみ拾い運動、美化作業等に取り組みます。
○掃除、花を植える、除草、溝そうじなど、家庭や身近な地域でのボランティア清掃を心がけます。
○我が家や我が家のまわりなど、身の回りの環境保全を一つ一つ行います。
○管理ができない高齢者等については、できる範囲で助け合い支えあって環境保全に心がけます。
○花壇をつくり、花を植えて、良好な景観形成に寄与します。
○草原保全など、共同での管理を行います。
○市民参加型の公園づくりに積極的に参加し、意見を提供します。
○まちの中に緑を増やすうえで有効な生垣緑化を進めます。
○住宅地敷地への植栽、壁面緑化、プランターによる緑化に積極的に取り組みます。
○家庭や地域において良好な景観の形成に努めます。
○魅力あるまちづくりの取り組みに積極的に参加します。
○所有及び管理する空き地や建造物等については、雑草の刈り取り等適正に管理します。
○ごみや吸い殻等のポイ捨てをしません。

事業者等

〇クリーン作戦、ごみ拾い運動、美化作業等に取り組みます。
〇事業所や身近な地域でのボランティア清掃を心がけます。
〇身の回りの環境保全を行います。
〇工場や事業所の新増設の際には、人吉らしい景観に配慮します。
〇事業所敷地への植栽、壁面緑化、プランターによる緑化等を進めます。
〇地域の街なみや景観づくりに参加・協力します。
〇周辺の自然や景観等に配慮した建築に努めます。
〇事業者が所有及び管理する空き地や建造物等については、雑草の刈り取り等適正な管理を行います。
〇空き店舗等の積極的活用を図ります。

Ⅲ－２　歴史・文化の香り高いまち

＜現状と課題＞

□文化財

本市には、大村横穴群、人吉城跡、相良家墓地といった史跡のほか、国宝の青井阿蘇神社、国指定重要文化財の老神神社や岩屋熊野座神社など、多くの建造物等の有形文化財や史跡、天然記念物が残されています。

また、国指定重要民俗文化財の球磨神楽をはじめ、臼太鼓踊り、ウンスンカルタなど民俗文化財、伝統芸能等の無形文化財も多数あります。

肥薩線については、熊本県・宮崎県・鹿児島県の南九州３県を貫く交通機関として重要な役割を果たすとともに、人吉駅の石造り機関庫をはじめ、明治時代における開業当初の姿をとどめながらも現在も稼働している貴重な鉄道遺産といえます。

これらは、本市の歴史と文化を理解するうえで、かけがえのない市民共有の財産であり魅力のひとつとなっており、適切な保存及び活用を図るとともに、市民の関心を高め、理解を深めていくための取り組みが必要です。

本市の文化財数　（国宝１件、国指定文化財６件、国登録文化財１０件、県指定文化財２５件、市指定文化財８１件）

国宝青井阿蘇神社

人吉駅機関庫

球磨神楽

□歴史的街なみ

本市は、相良七百年の城下町として、古い街なみや古くからの小路の名残や、職人町を表す地名が今も多く残っています。鍛冶屋町通りでは、昔の風情を活かして、住民と一緒に景観整備が進められています。

鍛冶屋町通り

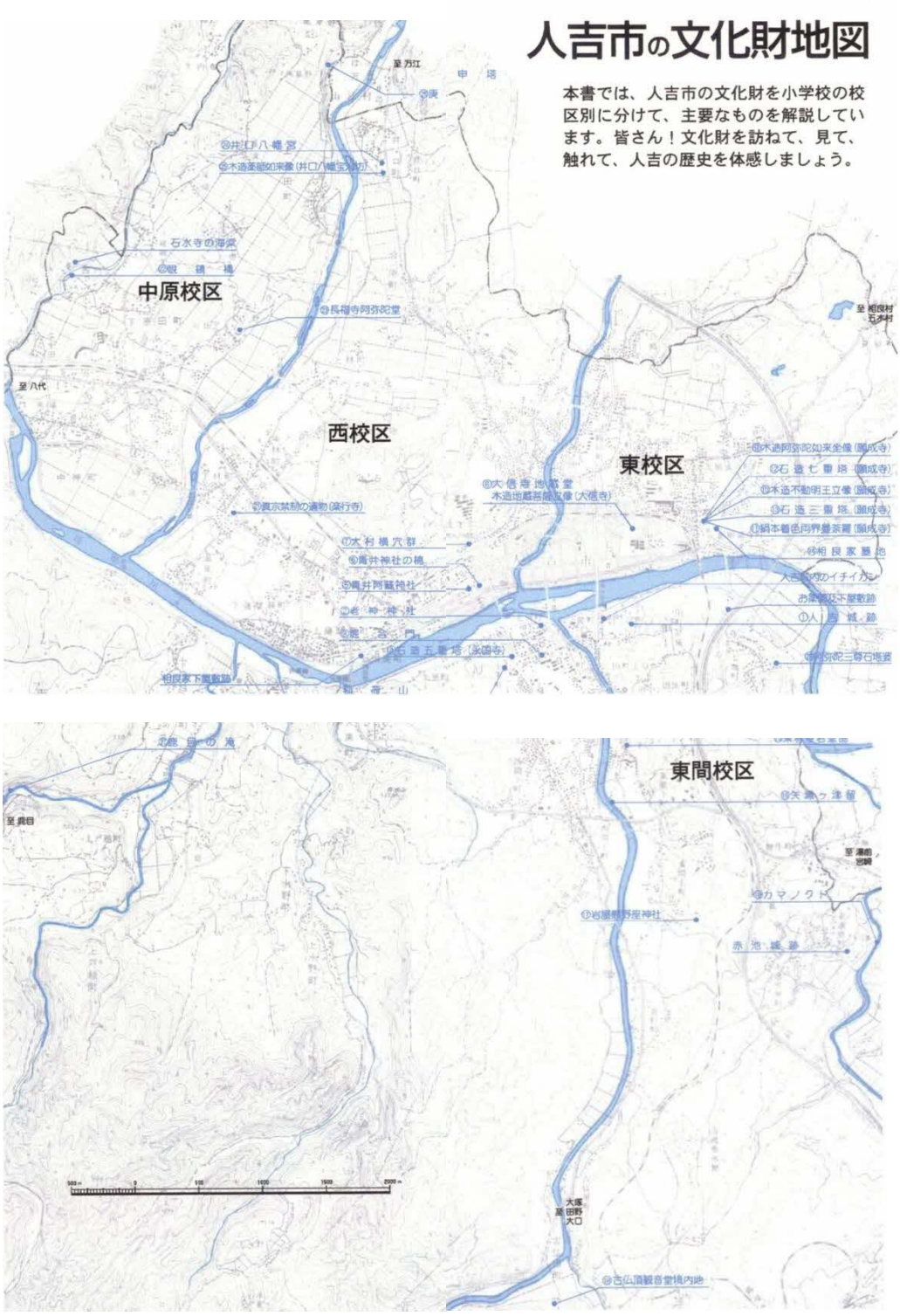

□市民意識

■平成２２年市民意識調査

「人吉市の誇れるものトップ２０」に、2位「青井阿蘇神社」、4位「人吉城跡」、１２位「文化財」、１３位「歴史文化」、１８位「神社・仏閣」、１９位「風情（閑静、小京都的、城下町)」、２０位「相良家（相良７００年)」と、歴史文化関係がランクインしています。

「地域の魅力になっているものトップ２０」に、６位「青井阿蘇神社」、８位「人吉城跡」、１３位

「神社・仏閣」、１７位「文化財」がランクインしています。

今後まちづくりを進めていくうえで、「景観」では、「歴史的な街なみなど特色ある地域や建物などの保全」が最も重要だと選択した人が 45.3%になりました。

■ヒアリング　→詳細はＰ４及び資料編参照

	理想	問題・課題と思うこと
小中学生	歴史、文化財、温泉など、本市に昔からあるものを大事にする。文化財等に似合う、ごみがない、きれいなまち。	
衛 生 員（Ｐ４）	九州の小京都の名にふさわしい歴史を感じる。文化遺産を大切にする。町内単位で歴史や文化を子どもたちが体感できる。	

＜環境目標＞

成果指標	現在値	目標値	目標設定の考え方
歴史遺産の教育・啓発等のイベント、講座開催回数（回）	年３回	年５回(H27)	文化財保護の啓発 第５次総合計画

＜取り組みの方向＞

Ⅲ－２　歴史・文化の香り高いまち
- １　歴史・文化資源の保存活用と継承
- ２　歴史・文化資源を活用したまちづくり
- ３　歴史的文化的環境に関する意識の向上

＜市の取り組み＞

１　歴史・文化資源の保存活用と継承

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	文化財管理	史跡及び指定文化財の保存管理を行うとともに、それらの文化的・歴史的価値の魅力を引き出す活用を進めます。	歴史遺産課	
②	埋蔵文化財の発掘調査	埋蔵文化財包蔵地において開発事業を行う場合、教育委員会への通知・届出に関し、開発業者と保護措置・発掘調査等の協議を行います。	歴史遺産課	
③	伝統芸能や伝統技術、芸能行事等の後継者育成	球磨神楽等の伝統芸能や相良三十三観音巡り、ウンスンカルタ等の伝統行事・遊戯の情報発信及び普及啓発、並びに後継者育成に努めます。	歴史遺産課	
④	歴史や史跡を学ぶ講座の開催	「歴史館カレッジ」等の開催や「ひとよし歴史研究」の刊行により、地域の歴史・文化について学ぶ機会を提供し、文化的まちづくりに貢献する人づくりを進めます。	歴史遺産課	

⑤	史跡整備事業	地域のシンボルとして、史跡の保護と修理を行うとともに、安全安心に見学できる環境を確保し、地域の歴史・文化にふれあう機会を創出します。	歴史遺産課	

2　歴史・文化資源を活用したまちづくり

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	肥薩線を未来へつなぐ協議会推進事業	肥薩線の世界遺産登録を推進し、Ｄ５１蒸気機関車復活に関する事業を行います。	肥薩線世界遺産推進室	
②	相良歴史回廊推進事業（歴史的、文化的拠点のネットワーク化）	人吉球磨地域に点在する歴史遺産を活用した官民一体の連携事業、相良歴史回廊をキーワードとした人吉球磨地域に所在する文化財の広域的な保存・活用を進めます。	歴史遺産課	
③	地域のシンボルとしての史跡や歴史的街なみの保存	人吉城跡公園、城本公園（大村横穴群）の維持管理、鍛冶屋町通り街なみ環境整備を行います。	都市計画課	歴史遺産課
④	鑑賞の場や機会を設け、歴史的資源とのふれあい創出	文化財を活用したイベント等の実施により、市民・来訪者と歴史文化遺産等の地域資源とのふれあいを増進します。	歴史遺産課	
⑤	案内板の設置	グランドデザインを基に、案内板を設置し、歴史的景観と屋外広告物との調和に配慮します。	観光振興課	都市計画課 歴史遺産課
⑥	街なみ保全や修景事業に対しての支援	通路整備、案内板設置、小公園整備、修景施設整備などに対し助成を行います。	都市計画課	

3　歴史的文化的環境に関する意識の向上

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	学習機会の整備や情報の提供	人吉城歴史館を市民の歴史学習の拠点として、各種講座の開催や学校教育との連携を行い、地域の歴史・文化について学ぶ機会の提供に努めます。	歴史遺産課	
②	文化財関係のイベント開催による歴史文化の周知啓発	文化財を活用したイベントの実施により、市民・来訪者に対し地域の歴史・文化の周知啓発に努めます。	歴史遺産課	
③	文化資源および周辺の美化啓発	歴史文化資源及び周辺の美化保全について、広報啓発します。	環境課	

＜私たちの取り組み＞

市　民

〇地域の歴史・文化の保存活用と継承に努めます。
〇本市の歴史的資源とのふれあいを自主的に進めるとともに、来訪者に対してＰＲに努めます。
〇伝統的芸能行事等の伝承のために、市民の立場から積極的に協力します。
〇地域案内を行うボランティア運動に積極的に参加・協力します。
〇地域の歴史・文化に関する学習の機会を活用し、本市の歴史・文化に関する理解を深めます。
〇歴史文化資源及び周辺の美化保全に努めます。

事業者等

〇地域のシンボルとなる史跡や歴史的街なみの保存に協力します。
〇埋蔵文化財包蔵地での開発等にあたっては、市等が提供する情報や支援を活用し、適切な配慮を行います。
〇事業者の立場から地域案内を行うボランティアへ支援を行います。
〇歴史的景観と屋外広告物等との調和に配慮し、撤去や見直しを検討します。
〇地域の歴史・文化の保存活用と継承に努めます。
〇歴史文化資源及び周辺の美化保全に努めます。

Ⅲ－３　潤いを感じられる、親しめるまち、親水

＜現状と課題＞

□水辺空間

■球磨川本流に、鳩胸川、胸川、山田川、永野川、鹿目川、万江川等の支流河川が南北から流れ込んでいます。

水を利用するために、身近なところに溝（水路）が作られ、市民は古くから水の恵みに浴してきました。現在でも農業用水や近隣住民のちょっとした洗いものに利用され、ホタル、メダカなどが生息する自然豊かな街中河川となっています。

身近な水辺は、暮らしや遊びの場、近隣との共同作業の場、また自然と触れる場でもあり、空間としても、心情風景としても潤いを感じられるものとなっています。

しかし、分岐や合流を繰り返す途中、川幅が狭くなるところでは、ごみ（空缶、ペットボトル、ビニール袋、剪定枝葉等々）がたまり、流れを滞らせて、大雨時の洪水（浸水被害）の原因になることもあります。水辺空間の維持管理、美化が必要ですが、地域の親水空間として、地域みんなで取り組むことが求められます。

■市民が水に親しむ場所としては、中川原公園、球磨川の散歩道路、山田川沿いの河川公園、西瀬小学校横の永野川親水護岸、鳩胸川のクラフトパーク石野公園やカマノクド、鹿目の滝、万江川などがあり、河川の水泳場もあります。

中川原公園は、キャンプなどにも利用され、街中でありながら水辺の自然を感じられる場所になっています。

カマノクド

中川原公園

中川原公園

■市内河川の整備にあたっては、自然に配慮した工法がとられています。

市：矢黒川（西間上町）の魚巣ブロック

頭無川（下林町　しらさぎ荘近く）の整備・・・雨水整備の際に、多自然型工法に近い方法で工事を行い、快適な河川空間を創出。

県：福川、御溝川

国：中川原（蛇籠工、階段工）

■しかし、構造上、水辺まで降りることの難しい河川や、草（アシ等）が繁茂して階段や降り口をふさいでいる河川もあります。

山田川

胸川

中川原

■市内の小中学校では、事故防止のため、川遊びや魚釣りの時は大人と一緒に行くことを指導されています。

■人吉球磨地域の自然や歴史・文化などを肌で感じる場所として、熊本県が球磨川を利用したサイクリングロード（人吉駅⇔湯前駅）を整備しました。市内では人吉駅～球磨川下り発船場～鳩胸川河川公園（クラフトパーク石野公園）間の５．４キロで、人吉駅とクラフトパークにレンタサイクルがあります。

（熊本県球磨地域振興局ＨＰより抜粋）

■ヒアリング　→詳細はＰ４及び資料編参照

	理想	問題・課題と思うこと
小中学生	自然の中で遊ぶ。川遊びがしやすい。	川にごみがある。
衛生員 （Ｐ４参照）	川で泳げるくらい、蛍が舞うくらいに川の水がきれい。	大腸菌の数値が高くて川で遊べない。釣りも水遊びもしない。遊泳場がない。子どもたちが川に慣れ親しむことがない。

◎心の潤い、人吉市の快適環境

快適なまちには、心の潤いがあると言えます。

環境基本条例の前文にもあるように、向こう三軒両隣の精神及び思いやりが欠ける迷惑行為が生活環境を悪化させる問題が生じています。逆に、「ひとよし＝人良し」と言われるように、思いやりの心が人吉の環境を潤いあるものとし、快適さが増すことも事実です。

市民意識調査やヒアリングから、「心の潤い」が人吉市の魅力、環境の理想像の一つであり、明るい挨拶や人間関係や近所づきあい、横のつながりを大切にすることが、快適なまちづくりになるという意見が多く見られました。

■平成２２年市民意識調査

人吉に住みたい理由として「近所づきあいがうまくいっている」をあげた人が 16.9%ありました。これは、「長年住んでいる」、「生まれたところだから」というもともとの理由を除くと、上位から３番目の理由です。

また、誇れるもののトップ２０に「人情、人柄」が、地域の魅力になっているもののトップ２０に、「人情、人柄」「人と人とのつながり」がランクインしています。

■ヒアリング　→　詳細はＰ４及び資料編参照

	理想	問題・課題と思うこと
小中学生	人が優しい。活気がある。住みやすい。居心地がいいと言うような快適さ。	
衛生員 Ｐ４参照	住みよいまち。絆があるまち。環境保全を頼みやすく参加しやすい。	

＜環境目標＞

成果指標	現在値	目標値	目標設定の考え方
親水活動に取り組む団体の数	2	増加	親水活動に参加する機会の増加

身近な川の水生生物調査など、川に入り水に親しむ活動を行う団体数を想定。

＜取り組みの方向＞

Ⅲ－３　潤いを感じられる、親しめるまち、親水

１　安全で快適に遊べる川や親水空間づくり

＜市の取り組み＞

１　安全で快適に遊べる川や親水空間づくり

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	植栽・管理・除草	日常的に適切な管理を行います。	河川や親水施設の管理担当課	
②	大雨後の安全管理	河川堤防の決壊等大雨の後のパトロールを行います。	道路河川課	
③	河川景観の保全整備活用	くま川桜つつみ・球磨川堤防緑地・緑のオアシス（山田川）・山田川河川公園・旧鬼木川河川敷緑地等、河川景観の保全整備や活用を行います。	都市計画課 道路河川課	
④	合併処理浄化槽設置補助（再掲）	公共下水道区域外並びに下水道整備に相当な期間を要する認可区域内で合併処理浄化槽を設置される方に対し、補助金の交付を行い、公共用水域の保全、健康で快適な生活環境の実現を図ります。（再掲）	下水道課	
⑤	河川に親しむ機会づくりの支援	河川で遊ぶ安全対策や身近な川の水生生物調査の内容を周知し、河川に親しむ機会づくりを支援します。	環境課	

＜私たちの取り組み＞

市　民

○合併処理浄化槽を設置するなど、家庭での生活排水対策に取り組みます。
○ボランティア活動として河川清掃等に参加し、河川美化を推進します。（美化全般Ⅲ－１）
○川の安全対策を理解し、川を知り、川を楽しみます。
○川に親しむ機会づくりを検討します。

事業者等

○市民参加による河川美化活動に積極的に参加・協力します。（美化全般Ⅲ－１）
○排水等を含めた温泉の多面的な活用を検討します。

基本目標Ⅳ

人吉市から地球環境に貢献する

＜基本方針＞　←人吉市環境基本条例より

地球温暖化の防止その他地球環境保全の推進に努めること。第７条（６）

＜方向性＞

Ⅳ－１　省エネルギー

Ⅳ－２　新エネルギー

Ⅳ－３　身近なところから地球に貢献

Ⅳ－１　省エネルギー

＜現状と課題＞

□エネルギーと地球環境問題

■私たち人間は、産業革命以来、日常生活や事業活動の中で大量のエネルギーや資源を消費し、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会システムにより、飛躍的に社会生活を発展させてきました。しかし、これらの活動に伴って生じる環境負荷は非常に大きく、今日では地球温暖化問題に象徴される地球規模の環境の悪化を招くまでに至っています。

■地球温暖化は、石油や石炭等の化石燃料を燃焼することにより発生する二酸化炭素（ＣＯ２）濃度の増加が主な要因であるとされており、エネルギーの大量消費は、地球規模の環境にも大きな悪影響を与えています。

■国全体のエネルギー消費量の状況

家庭や商業施設等の民生部門のエネルギー消費量は、国全体の約３割を占め、８０年代後半から増加しています。主な要因として、家電製品や OA 機器の保有台数増加や、車の利用増加、業務部門においては、営業時間の延長などが上げられます。

旅客や貨物等の運輸部門のエネルギー消費量は、国全体の約２割を占め、平成 13 年度をピークに減少傾向となっています。

製造業、農林水産業、建設業等の産業部門のエネルギー消費量は、国全体の約５割弱で、そのうち９割を製造業が占めています。オイルショック以後、産業部門は製造コスト低減のため省エネ化を積極的に進めてきましたが、日本経済の低迷により設備稼働率が低下し、若干の上昇傾向が見られます。

本市においても民生部門のエネルギー消費量の増加傾向がみられるため、今後の更なる省エネへの取り組みが求められます。　（P68　Ⅳ－３参照）

＜家庭で使われている電気の機器別割合　資料：経済産業省「家庭の省エネ徹底ガイド」＞

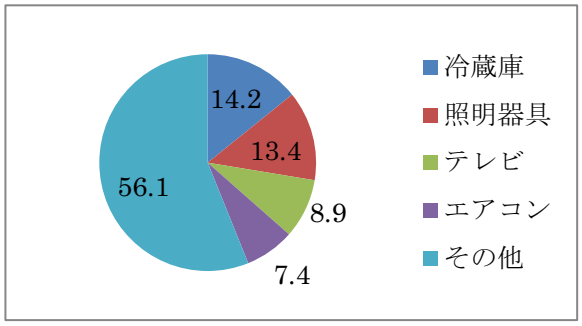

４つの機器で半分近くを占めています。

□市民意識　　→詳細はＰ４及び資料編参照

ヒアリングでは、小中学生は「エネルギーを無駄遣いしない省エネ活動ができるとよい」という願いがありました。衛生員からはエネルギーに関する希望は出ませんでした。

また、小中学生たちは学校で省エネ活動に取り組んでいるため、電気のつけっぱなしや水の無駄遣いに対する問題意識が高いようです。大人に対し、暑いからといってエアコンの設定温度を下げている、燃費の悪いスポーツカーに乗っているなど、建前と実行動が一致していないと指摘しています。

■小中学生の実践

本市の小中学校は、学校環境ＩＳＯ活動として、環境関係の委員会を主として、節電節水など様々な省エネに取り組んでいます。電気については、エアコンの設定温度は適当か、電気のつけっぱなしがないか、チェックするように心がけています。水については、こまめに蛇口を閉める、雑巾をバケツで洗うなどの節水をしています。

家庭においても、エアコンの設定温度や節電、お風呂の残り湯を洗濯に使う、節水のために水筒を使うなどの行動をとっています。エコカー、自転車通勤、太陽光発電などの取り組みをしているという意見がありました。

＜環境目標＞

成果指標	現在値（Ｈ２５）	目標値（Ｈ３１）	目標設定の考え方
省エネ行動の実践及び普及協力者の数	２５人	５０人	身近で目につきやすい取り組みを目標とすることで､省エネに関する意識を高める。

※現在値は、グリーンカーテンチャレンジャーの数

＜取り組みの方向＞

Ⅳ－１　省エネルギー

- １　省エネルギー行動・機器の普及促進
- ２　省エネルギー型自動車交通の推進
- ３　行政の率先行動

＜市の取り組み＞

１　省エネルギー行動・機器の普及促進

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	グリーンカーテンの推進	省エネの一つの方法として、グリーンカーテンを推進し、チャレンジする人の支援を行います。	環境課	
②	ライトダウン	市の施設をライトダウンし、市民に環境行動への参加を呼び掛けます。	環境課	観光振興課
③	省エネ実践方法の周知	「ひとよしの夏宣言」等、省エネ実践方法について広報啓発を行います。	環境課	

2　省エネルギー型自動車交通の推進

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	低公害車の導入	クリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車等)、低燃費車の導入に努めます。	契約管財課	すべての課
②	エコドライブ等の推進	公用車運転の際、省エネルギーを意識したエコドライブを推進します。	契約管財課	すべての課
③	公共交通機関運行の支援	くまがわ鉄道、バスや乗り合いタクシー等公共交通機関運行を支援します。	自治振興課	

3　行政の率先行動

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	環境ＭＳ調査	行政が省エネルギーの模範を示すために、人吉市環境マネジメントシステムを継続して推進します。	環境課	すべての課
②	省エネ設備の導入推進	公共施設における省エネ設備の導入を推進します。	環境課	すべての施設管理課

＜私たちの取り組み＞

市　民

○地球温暖化や省エネルギーに関わる幅広い学習を自主的に進めます。
○それぞれの技や知恵を活かして、無理のない節電・省エネをします。
○クリーンエネルギー自動車、低燃費車の導入に努めます。
○省エネルギーを意識したエコドライブについて学び、実践します。
○徒歩や自転車・公共交通機関の利用等可能な限りマイカー利用を抑制するよう努力します。

事業者等

○省エネルギー推進に関わる各種情報を積極的に収集し、自主的な配慮を進めます。
○環境に配慮した照明器具を使う、深夜消灯し不必要な使用を控える等、省エネに努めます。
○クリーンエネルギー自動車、低燃費車を社用車へ導入するよう努めます。
○省エネルギーを意識したエコドライブについて学び、実践します。
○市と協力して、効率のよい公共交通機関の運行に努めます。

Ⅳ－２　新エネルギー

＜現状と課題＞

□新エネルギー導入の現状

■エネルギー需要量が年々高まるなかで、現在の生活水準を維持し、地球環境への負荷を低減しながらエネルギー資源の枯渇を抑えるためには、太陽光やその他の新エネルギー（水力、風力、バイオマス等）を積極的に活用していくことが重要な鍵となります。

しかし、太陽光については、導入にあたり高額な設置導入費用が普及の妨げとなっており、その他の新エネルギーについては、高額な設置導入費用に加え、技術的に改良の余地が大きく、採算性が低いのが現状です。

□本市の新エネルギー導入状況

本市の施設においては、新築や改築を機に、新エネルギーの導入が行われています。学校給食センターでは、平成１４年度の移転新築時に太陽光発電が導入され、学校給食センターで使用する電力の 2 ～ 2.5 割を賄っています。

また、個人宅、事業用、メガソーラーなどの設置数が年々増加しています。

＜本市が設置する公共施設の太陽光発電導入状況　施設数・発電量＞

施設名	施設数	発電量（ｋｗ）	導入時期等
学校施設	10	265	
学校給食センター	1	50	平成１４年度導入４人家族１日使用量の１０軒分
老人福祉センター	1	5.5	平成２６年度導入

＜太陽光の設置状況－九州電力買取実績＞　　単位：件

年度	個人宅用太陽光発電	事業用太陽光発電	メガソーラー
平成 23 年度	480	12	
平成 24 年度	605	12	
平成 25 年度	819	12	4

※数字は九州電力買取件数のため、自家消費用太陽光発電システムは含みません。

（資料：九州電力「人吉市太陽光買取実績」）

＜太陽光発電設備導入状況＞（平成 26 年 4 月末時点）　　資料：資源エネルギー庁

	導入件数（件）	導入容量（ｋｗ）	認定件数（件）	認定容量（ｋｗ）
10kw 未満	725	3,310	245	1,241
10kw 以上	129	6,812	1,129	147,885
合計	854	10,122	1,374	149,126

□その他の新エネルギー（小水力、バイオマス）

小水力発電※及びバイオマス発電※は、平成２６年１月現在、本市では取り組みはありません。

※小水力発電・・・水圧と、流速で水車（タービン）を回転して発電すること。 ダムのような大きな構造物を用いず、次のような構造により水の落差を確保します。

	水路式	直接設置式	減圧設備代替式	現有施設利用
概要	落差を確保するための水路・水圧管路を川などをバイパスして設置する方法。	用水路の落差工や既存の堰などに水車と発電機を直接設置する方法。	水道の給水設備などで利用されている減圧バルブによる水圧を利用する方法。	ため池やプールなどの施設の水を利用する方法。
図		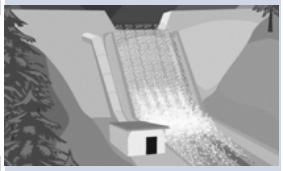	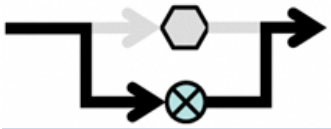	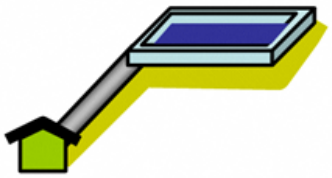

（出典：環境省ＨＰ）

※バイオマス発電・・・動植物などから生まれた生物資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電を行うことの総称。次のような分類がある。

	木質系	農業・畜産・水産系	建築廃材系
乾燥系	林地残材 製材廃材	農業残渣（稲わら・トウモロコシ残渣・もみ類・麦わら・バガス） 家畜排泄物（鶏ふん）	建築廃材
	食品産業系		生活系
湿潤系	食品加工廃棄物 水産加工残渣	家畜排泄物 牛豚ふん尿	下水汚泥・し尿・塵芥ごみ
	製紙工場系		
その他	黒液・廃材 セルロース（古紙）	糖・でんぷん・甘藷・菜種・パーム油（やし）	産業食用油

（参考：環境省ＨＰ）

□市民の意識・行動

■ヒアリング　→　詳細はＰ４及び資料編参照

小中学生からは、太陽光発電をしているという家庭での取り組みが出されました。

＜環境目標＞

成果指標	現在値（Ｈ２５）	目標値（Ｈ３１）	目標設定の考え方
公共施設における新エネルギーの導入件数	１１	１３	施設の新築や改築に併せ随時検討する。

＜取り組みの方向＞

Ⅳ－２　新エネルギー

１　新エネルギー利用設備の普及拡大

＜市の取り組み＞

１　新エネルギー利用設備の普及拡大

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	新エネ施設の設置促進	小中学校の太陽光発電等、公共施設における新エネルギー発電施設の整備に努めます。	すべての施設管理課	
②	新エネ関連情報提供	市民や事業者に対し、新エネルギー導入のための情報を提供します。	環境課	

＜私たちの取り組み＞

市　民

○新エネルギーに関連するイベントや学習活動への参加に努めます。
○家の新築や改築時には太陽光発電や太陽熱温水器の導入に努めます。
○自動車を買い替える際にはクリーンエネルギー自動車や低燃費・低排出ガス認定車を選ぶように努めます。
○新エネルギーを活用したストーブやボイラーの導入を検討します。

事業者等

○自然エネルギーの利用等の環境に配慮した建築に努めます。
○エネルギー管理の徹底、各種廃熱等の有効利用に努めます。
○新エネルギーに関する技術開発、研究に努めます。
○既存の支援制度を活用して、新エネルギー設備の導入を検討します。
○新エネルギー導入に際しては、住民の理解を得るとともに、周辺の自然環境に配慮します。
○新エネルギーを活用したストーブやボイラーの導入を検討します。

Ⅳ－３　身近なところから地球に貢献

＜現状と課題＞

□地球環境問題について

■現在、地球規模で進行している環境問題には、「地球温暖化」、「オゾン層の破壊」、「酸性雨」、「森林（特に熱帯林）の減少」、「砂漠化」、「野生動物の種の減少」、「海洋汚染」、「有害廃棄物の越境移動」、「開発途上国の公害問題」の９つがあります。これらの影響や原因は国境を越えて相互に複雑に関連していることから、国際的な連携・協力による取り組みが求められています。

■特に、「地球温暖化」については、人類の生存基盤に関わる問題として早急な対策が必要とされています。このことに対応するために、政府は平成２５年１１月１５日に地球温暖化対策推進本部を設置し、平成３２年度までに平成１７年度比で 3.8%の温室効果ガス削減を目標としました。

本市では、市全体の温室効果ガス削減目標は掲げていませんが、庁舎から排出される温室効果ガスについて「第３次地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成２８年度までに平成２２年度比で３％の削減に取り組んでいます。

■地球温暖化の影響は、気候変動（異常気象の多発）という形で顕在化しており、私たちの生活にも直接影響が及ぶ事態となっています。本市においても、地球温暖化防止に向けた地域レベルの取り組みを積極的に進めていく必要があります。

□本市の二酸化炭素排出量の現状

本市で排出された二酸化炭素の量は、簡易な推計手法で算出すると、平成２２年度で２４万４千ｔとなります。政府が掲げた 3.8%削減の目標を達成するためには、市民全体で約９千ｔの二酸化炭素を吸収するか、排出しないようにしなければなりません。

約９千ｔの二酸化炭素を吸収するには、ふるさと歴史の広場と同じ広さの杉林が新たに約４４個必要になります。しかし、本市では、既に林野面積が全体の７６％を占め、これ以上、大規模に林野面積を増やすことは困難といえます。

一方、市民全体で約９千ｔの二酸化炭素排出量を削減するためには、１人あたり年間約２６０kg、一日あたりで約７００ｇを削減することになります。日常生活の中で、身近なところから二酸化炭素排出量削減を心がけることが必要です。

※適切に手入れされている 80 年生の スギ人工林は 1ha 当たり約 170t の CO2 を吸収する（林野庁 HP から）とされています。ふるさと歴史の広場は約 1.2ha（正確には 12,212 ㎡）なので、170t×1.2ha≒204t となります。そのため、ふるさと歴史の広場の４４個分の杉森が必要になります。

＜本市の二酸化炭素排出構造＞　　単位：1,000tCO2

年度	製造業	建設・鉱業	農林水産業	家庭部門	業務部門	旅客自動車	貨物自動車	鉄道	船舶	廃棄物部門	合計
H22	25	4	30	46	60	40	33	2	0	3	244

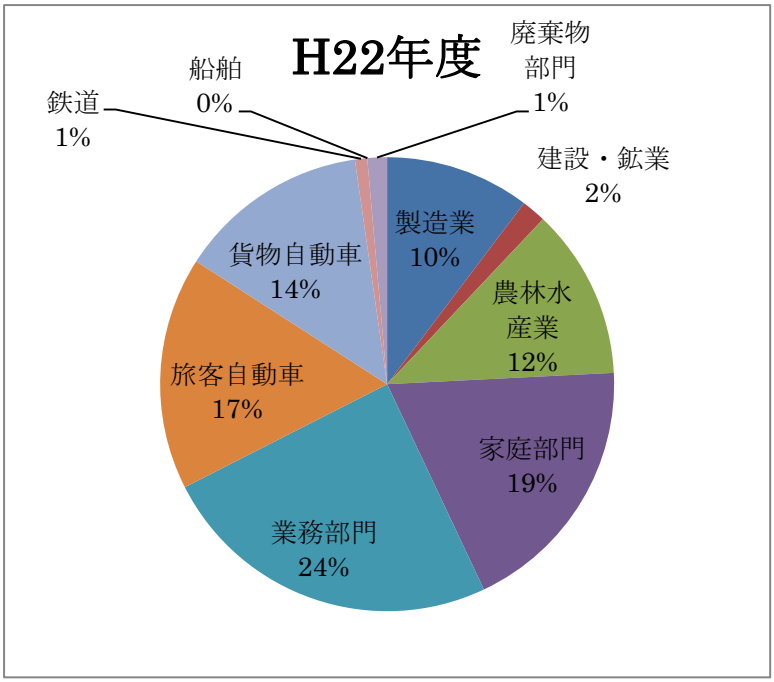

※これらの数値は極めて簡易な推計手法（按分法Ａ法）によるもので、他の推計手法によって得られた排出量と大幅に異なる可能性があるため、あくまでも参考値となります。

CO2 削減のヒント

・買い物時にマイバッグ持参し商品は包装の少ないものを選ぶ・・・　－６２ｇ
・ごみの分別を徹底し、ペットボトルは資源ごみで出す　・・・　－５２ｇ
・車の発進時は「ふんわりアクセル」を心がける　・・・－２０７ｇ
・外出の際は主電源を切って待機電力を節約する　・・・　－６５ｇ
・明かりを電球型蛍光ランプに変える　・・・　－４５ｇ
・残ったご飯を電子ジャーで保温しない　・・・　－３７ｇ

合計４６８ｇ

７００ｇまであと少し。市民一人ひとりが工夫し自分らしく７００ｇの削減を目指しましょう。

□温室効果ガス（二酸化炭素）削減の取り組み

■地産地消

農作物などが収穫された場所から食卓まで運ばれる距離を「フードマイレージ」と言います。食材や食品は船や飛行機、トラックで運ぶため、その距離が長いほど、燃料費や二酸化炭素排出量が高くなり、温室効果ガスが発生することになります。

現在、日本は食べ物の 60%を輸入に頼っており、天ぷらやうどんなどに使う小麦や、豆腐の大豆など、日本料理に欠かせない原料のほとんどが輸入品なので、日本はフードマイレージがとても高い国（次図のとおり）と言うことになります。これを輸入に頼るのではく、地産地消に切り替えていくことが、温室効果ガスを削減することになります。また、食材や食品を購入する際に、地元産や国産のものを選ぶことも温室効果ガス削減に貢献することになります。

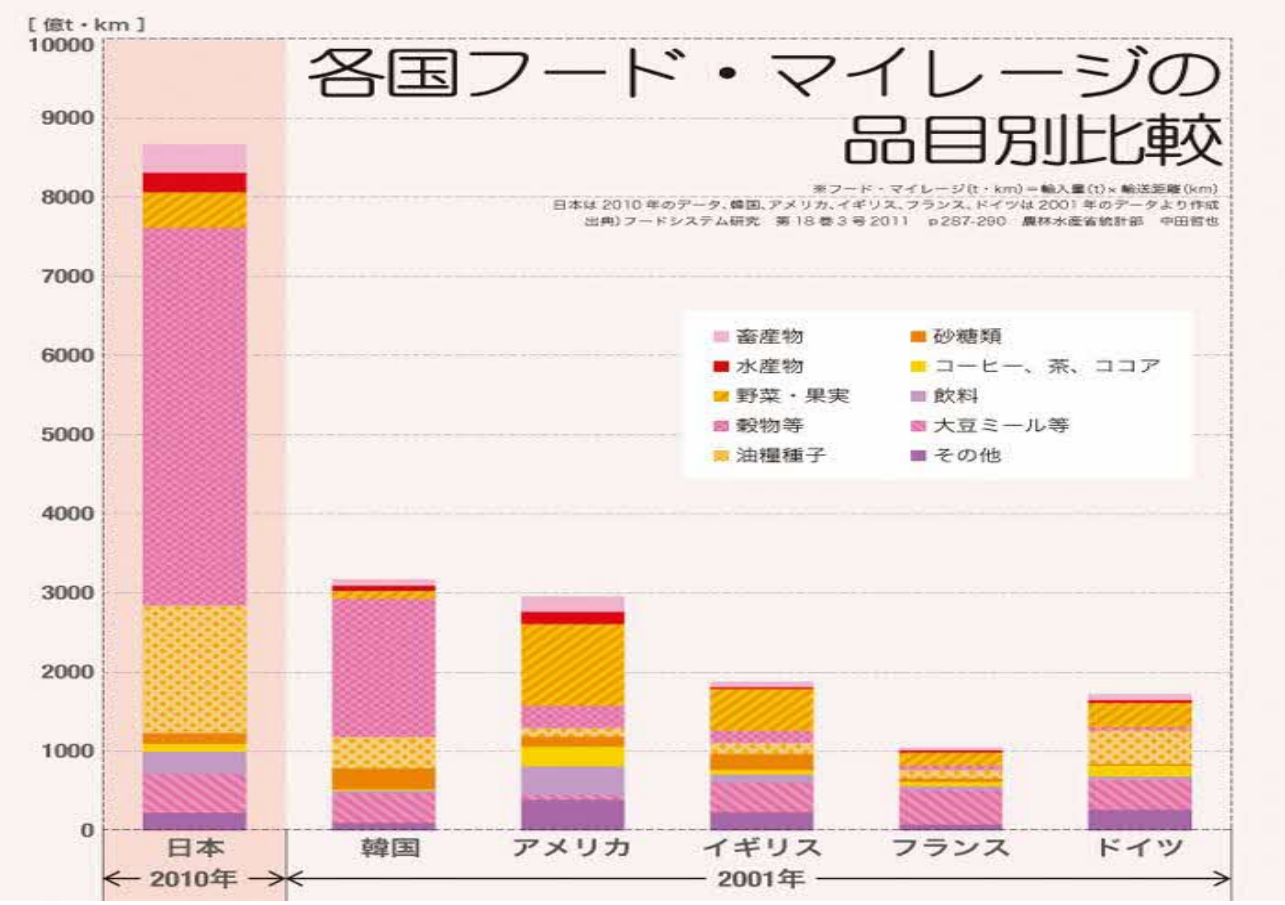

（資料：フードシステム研究　第 18 巻 3 号 2011　p287-290　農林水産省統計部　中田哲也）

学校給食センターでは、生産者の顔が見える安全安心な食材確保を推進し、野菜や調味料などをできるだけ地元から調達するようにしています。食材のうち、地元産のものが占める割合は、４割程度になっており、産地からの移動距離、コンテナ納入によるごみ削減など、温室効果ガス削減に貢献しています。野菜の生産者と子どもたちのふれあい交流なども実施され、食育の推進も図られています。

学校給食

■くまもとグリーン農業

環境に対する関心が高まる中、農業においても生産の効率性のみの追求ではなく、環境に配慮したものづくりの視点が重要となっています。特に、近年は、地下水の水質保全、生物多様性保全、地球温暖化対策、循環型社会への対応が重要になってきています。そのため、熊本県では、特性を生かした環境にやさしい農業への取組みを「くまもとグリーン農業」として位置づけ、土づくり、減農薬及び減化学肥料の取り組み等を拡大することにより、環境への負荷軽減を図ることにしています。また併せて、消費者へのＰＲ等による理解促進に努めています。*(→P9 参照)*

くまもとグリーン農業
シンボルマーク

■３Ｒの推進

これまで、日本では、３Ｒの中でもリサイクルが優先的に考えられてきました。しかし、リサイクルは本当の意味で環境への負担を減らすことにはなりません。なぜなら、リサイクルは、捨てられたごみをいったん原料の状態にまで戻してから再生させるため、分解処理にたくさんのエネルギーが消費されてしまうからです。また、ごみの回収にも、多くのコストとエネルギーが必要になります。

限りある資源を有効に使い、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を改善するには、ごみそのものを減らしていく努力＝「リデュース」と、使えるものは繰り返し使い続ける工夫＝「リユース」が優先されるべきと言えます。リサイクルはとても大切なことですが、優先的にリデュース、リユースに取り組むことが大切です。

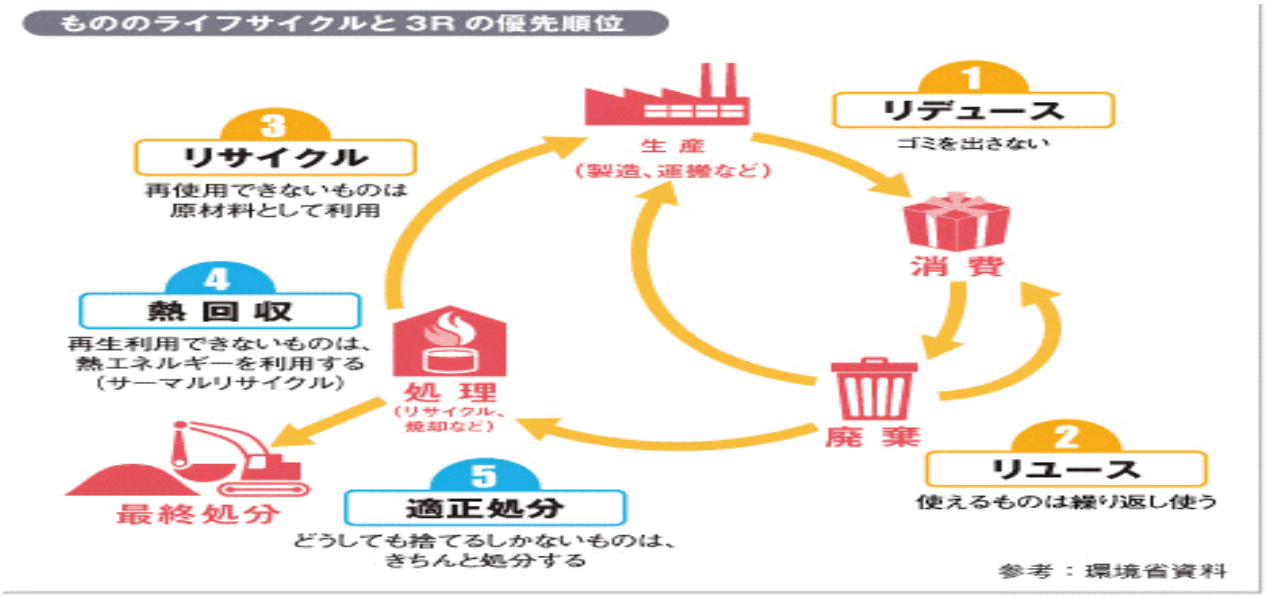

レジ袋をはじめとする容器包装材は、家庭から出るごみの約６０％を占めています。現在、日本で一年間に消費されるレジ袋は、約３００億枚です。これを原料である石油に換算すると約４２万キロリットルにもなります。マイバッグの利用は、ごみを減らすだけでなく、大切な石油資源を守ることにもつながっています。本市でも、レジ袋削減によるごみの減量に取り組んでいます。*（→Ｐ４０参照）*

暮らしの中で取り組むことのできる３Ｒの一つが生ごみ処理です。生ごみ処理容器、生ごみ処理機などにより、たい肥化する取り組みが各家庭でも行われています。*（→Ｐ４０参照）*

学校給食センターでは、野菜の切りくずを裁断乾燥させてたい肥にし、学校花壇で活用しています。

また、各学校では、給食を全部食べて、残渣が出ないように努力しており、残渣が出たら、できるものはたい肥化しています。

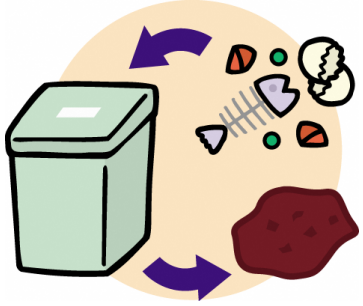

□市民の意識・行動

■ヒアリング　　→　詳細はＰ４及び資料編参照

小中学生からは、「地球温暖化が問題だ」という漠然とした不安が出されました。

衛生員からは「雪が積もらなくなった。霜柱が立たなくなった。」と地球温暖化を肌で感じ、「農作物が気温の変化についていけずにダメージを受けるのではないか」「気候の変化に体調がついていかない」「生態系が変わってきている」という意見が出ています。

＜環境目標＞

成果指標	現在値（Ｈ２５）	目標値（Ｈ３１）	目標設定の考え方
省エネ行動の実践及び普及協力者数（再掲）	２５人	５０人	省エネや新エネの環境目標を再掲することで、複合的に地球温暖化対策を行うもの。
新エネルギーの導入件数（再掲）	１１件	１３件	

＜取り組みの方向＞

Ⅳ－３　身近なところから地球に貢献

- １地産地消の推進
- ２地球温暖化対策の理解促進
- ３廃棄物の資源化（再掲）

＜市の取り組み＞

１　地産地消の推進

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	食と農を通しての環境教育の推進	学校と地元農家との連携による農業体験を通じて、地域農業や地域循環型社会についての理解を深める等、食と農を通じての環境教育を推進します。	環境課 農業振興課 学校教育課	
②	学校給食への地域農産物の積極的な利用	小中学校における学校給食へ地元の農産物を積極的に利用することで、地産地消の拡大と食育の推進を図ります。	学校教育課	農業振興課
③	くまもとグリーン農業	土づくりをして、化学合成された肥料や農薬をできるだけ使用しない農業を推進します。	農業振興課	

２　地球温暖化対策の理解促進

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	公共施設における適正温度管理	公共施設の利用者に地球温暖化防止の目的を啓発し、冷房の適正温度を遵守します。	すべての施設管理課	

②	出前講座	講座の開催や広報への掲載等、地球環境問題全般に関する啓発を進めます。	環境課	

3　廃棄物の資源化（再掲）　３Ｒの推進から再掲

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	実践方法の指導普及	ごみの減量化・リサイクルについて、家庭や地域でできる実践方法の指導・普及を努めます。（再掲）	環境課	
②	家電リサイクル法等の推進	家電リサイクル法等に基づく適正処分の徹底を指導します。	環境課	
③	紙類・びん類の分別促進及び再資源化推進	紙類・びん類の分別・再資源化や事業系一般ごみの再資源化を推進します。（再掲）	環境課	

＜私たちの取り組み＞

市　民

○市内で生産される農作物の新鮮、安全、安心、地球温暖化防止への貢献についての理解を深め、地産地消を積極的に実践します。
○電気、ガス、灯油等の節約、省エネ機器の購入等、ＣＯ２の排出削減を意識したライフスタイルを心がけます。
○家の庭や周辺等の緑化に努めます。
○家電リサイクル法等を遵守し、適正処分を徹底します。
○地球環境問題全般に関する学習を進め、市民にできる取り組みを自主的に進めます。
○紙類・びん類の分別・再資源化を行います。（再掲）
○行政が行う廃棄物処理・リサイクル関連施設の見学及びごみ分別体験研修等に参加し、ごみ処理の現場・ごみ分別への理解を深めます。（再掲）

事業者等

○減農薬、減化学肥料等、環境への負荷の軽減に配慮したくまもとグリーン農業を進めます。
○農作物の生産者と消費者の顔がみえる販売方法を検討します。
○省エネルギーを考慮した設備の導入・更新に努めるとともに、生産・製造工程での省エネルギーに努めます。また、省エネルギー関係法令に基づき届出を行う等、適切な維持・管理を図ります。
○地球温暖化防止につながる技術の開発・研究に努めます。
○ＩＳＯ１４００１やＥＡ２１を取得する等、自主的に環境マネジメントシステムを導入します。
○ＣＯ２排出削減に効果がある新エネルギーの導入に努めます。
○小売店等では、家電リサイクル法等にもとづく適正処分を消費者に説明します。（再掲）

○地球環境問題全般に関する学習を進め、事業者にできる取り組みを自主的に進めます。
○敷地内や周辺の緑化に努めます。
○店舗等で紙類・びん類の分別・再資源化の徹底に積極的に協力します。（再掲）
○事業所から出るごみの減量化・資源化に協力します。（再掲）

基本目標Ⅴ

環境について責務や役割を果たせる人になる

＜基本方針＞　←人吉市環境基本条例より

本市は、市民等、事業者並びにこれらの者の組織する民間団体及び地域住民等が、自ら環境の保全等についての理解を深め、それぞれの立場において責任ある行動がとれるようにするため、これらの者に対し、環境の保全等に関する教育及び学習の機会を提供するとともに、環境の保全等に関する広報活動を充実するよう努めるものとする。（人吉市環境基本条例第８条１）

＋

人吉市生活環境保全美化条例

環境教育等による環境保全の取組の促進にかかる法律（平成１５年法律第１３０号　平成２３年法律第６７号・改称）

※環境教育等促進法の改正概要

・環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体の協働がますます重要になっている。

・国連「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development　略称ＥＳＤ）の１０年」の動きや、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要がある。

↓

地方自治体による推進枠組みの具体化
学校教育における環境教育の充実
環境教育等の基盤強化等
自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入
環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進

＜方向性＞

Ⅴ－１　環境教育・学習を進める

Ⅴ－２　環境行動を支援する

Ｖ－１　環境教育・学習を進める

＜現状と課題＞

□市民意識

■平成２２年２月「人吉市民意識調査」

「日常生活において環境に配慮した行動を心がけているか？」という問いに対し、「意識している」49.9%、「少しは意識している」34.4%であり、２つを合わせた肯定的な回答が 84.3%となります。「あまり意識していない」「全く意識していない」を合わせた否定的な回答の 2.1%を大きく上回っています。

「今後、新たに関わる地域活動として、どのような活動分野に関心を持っているか？」という問いに対し、20.6%が地域の自然環境保護に関する分野に関心を持っていると回答しています。

■ヒアリング　　→　詳細はＰ４及び資料編参照

	理想	問題・課題と思うこと
小中学生	みんなで活動する環境に関心が高いまち。	無駄遣い。環境行動ができていない。
		周りの環境が悪くても、無視（気づかぬふり）をする人が多い。物を大切にしない。決まりを守らない。
衛生員（Ｐ４）	ボランティアをする人がたくさんいる。住民同士が注意し合える人間関係がある。	ポイ捨てそのまま。清掃作業に参加する人が少ない。
	地元企業が環境面で社会貢献する。	取り組みを引っ張っていく人がいない。
	陰でも善行を積むような心を育てる。	

□学校や地域における環境教育・学習活動

■現在、市内の小中学校での学校教育や、地域での社会教育の一環として、様々な環境教育や体験学習が行われています。また、本市でも諸団体やグループが地域で行う環境教育、環境学習を支援するための出前講座を実施していますが、市全体としての組織的・計画的な環境教育・学習の取り組みは行われていません。

＜人吉市教育委員会　教育方針＞抜粋

[学校教育課]努力目標

６　「教育環境」の整備

○人権が尊重される安心、安全な教育環境づくり

○学校環境美化の徹底

○環境学習及び「学校版環境ＩＳＯ」「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の充実

＜市職員出前講座テーマ一覧＞抜粋

犬・猫をめぐる市ができること	「なぜ犬は登録して猫はしないのか。」「犬はつかまえるのに、猫はつかまえないのか？」など、人吉市と保健所の犬や猫についての業務、実態をお伝えします。（１５～２０分）	環境課
ごみ減量を目指して	ごみ分別をマスターして、ごみ減量に向かってスタートを切りましょう。人吉市のごみの分け方・出し方などについて説明します。	環境課

■学校での環境学習　　教育委員会基本方針のもと、各学校で取り組まれています。

社会の学習や総合学習の中で、環境について学んでいます。

学校版環境ＩＳＯ活動として、省エネや美化活動に取り組んでいます。

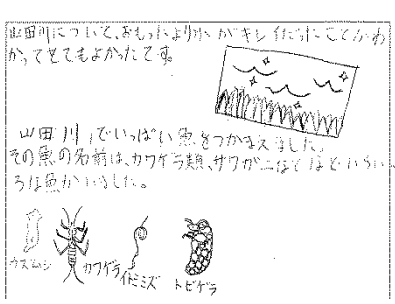

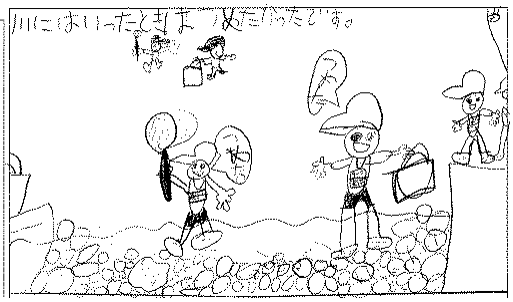

水生生物調査（山田川・人吉西小学校）

水生生物調査を行い、身近な川の環境を学んだ学校もあります。

□環境教育・環境学習の拠点施設

■本市の環境教育・環境学習の拠点施設としては、人吉球磨クリーンプラザがあげられます。リサイクル展示や工場の見学、工房でのリサイクル体験（廃油石鹸づくりなど）ができます。

本市の小学生は、５学年の環境学習において、全員人吉球磨クリーンプラザを訪れ、ごみ処理の状況、分別などを学びます。一般向けには、ごみの分別体験を受け入れています。

さらなる内容の充実と活用が望まれます。

＜クリーンプラザ来館者数＞　単位：団体、人、件

年度	来場団体数	来場者数	内人吉市民	工房利用者数	出前講座	分別体験
H22	59	1,503	585	227	6	0
H23	68	1,527	502	108	1	0
H24	86	2,062	483	121	1	0
H25	64	1,372	379	75	0	326

また、学校によっては、配水池などの水道施設や浄水苑（下水道処理施設）を見学し、水環境を学んでいます。

施設ではありませんが、身近な川や公園を学習の場として活用している学校もあります。自然の中での学習を行うためには、安全面の配慮が重要となります。

浄水苑

水生生物調査（胸川・東間小学校）

■農業を基幹産業とし、球磨川の流れとともに歴史を重ねてきた本市においては、地産地消活動や山や川との共生のように、食と農のかかわり、山や川とのかかわりと言う生活と文化の中から環境保全意識の高揚を図っていくことが必要です。

また、自然体験が「生きる力を育む」と言われ、体験の機会創出の重要さが指摘されています。

■環境教育・学習活動を更に推進していくには、保育園、幼稚園、学校、家庭、地域といった市民各層が集う場所で、あらゆる機会、各種団体を通じた広範な取り組みが必要です。そのためには環境教育・環境学習を担うリーダーとなる人材の育成や、環境に関する様々な情報をわかりやすい形での情報提供、「場」と「機会」の充実、更に生活密着型、体験型環境教育プログラムの提供等を積極的に進めていく必要があります。

＜各種団体による様々な環境教育の例＞

①実行委員会形式：球磨川源流水リレー、川ガキ講座、川の日ワークショップ、
リバーミーティング
②人吉球磨自然保護協会：ツリークライミング
③緑の少年団：自然体験
④水土里ネット：御溝探検　たんぼのがっこう
⑤有機農業推進協議会：農業体験（玉ねぎの植え付け、みそ造り、アイガモ農法指導）
⑥地球温暖化対策推進員：出前授業
⑦新町子ども会：川水浴
⑧二中校区学校支援ボランティア：水生生物調査を支援
⑨森林保全管理署：植物講座、千年の森植樹
⑩人吉球磨狂犬病予防動物愛護協会：動物フェスタ、犬のしつけ教室
⑪グリーンカーテンチャレンジャー：グリーンカーテンづくり
⑫人吉グリーンツーリズム推進協議会：農業体験、食育、昔遊び
⑬ひとよし食と農の絆づくりプロジェクト会議：野菜づくり体験、総合学習の支援等

源流水リレー

川のワークショップ

緑の少年団

緑の少年団

たんぼのがっこう

ツリークライミング

アイガモ農法

玉ねぎ植え付け

出前授業

川水浴

水生生物調査

植物講座・植樹

動物フェスタ

グリーンカーテンづくり

グリーンツーリズム

グリーンツーリズム

紹介したのは一部です。このほかにも、九州大学による森林の観察会、各小学校学年行事でのキャンプなど、いろいろな機会があります。

＜環境目標＞

成果指標	現在値（Ｈ２５）	目標値（Ｈ３１）	目標設定の考え方
環境教育を実施する団体の数	２（※１）	増加	環境教育団体や実施状況を調査把握する。
クリーンプラザの分別体験者数	326 人	増加	分別体験を環境教育の機会としてとらえる。
こどもエコクラブ※２登録団体の数	0	増加	環境教育に取り組む団体数を増やす。

※１現在値は平成２５年度中に市と共催で水生生物調査を行った団体数。

※２こどもエコクラブ　公益財団法人日本環境協会主催（後援：環境省）の環境活動のクラブ。県や市に地方事務局があります。

＜取り組みの方向＞

Ｖ－１　環境教育・学習を進める

- １　環境教育・学習の仕組みづくり、人材育成、場の提供
- ２　わかりやすく楽しい環境情報の提供
- ３　学校や社会における環境教育・学習の推進

＜市の取り組み＞

１　環境教育・学習の仕組みづくり、人材育成、場の提供

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	環境月間 川と海づくりデー 一斉美化行動の日	環境月間、環境の日、川と海づくりデー、一斉美化行動の日など、各種キャンペーンやイベントを開催します。	環境課	
②	出前講座	諸団体やグループの行う環境教育学習への積極的な支援を行います。	環境課	
③	公民館講座	環境に関する公民館講座を検討します。	社会教育課	環境課
④	環境教育・環境学習の計画的推進	環境教育・学習の総合的な推進を行うために努力目標に位置づけ、環境教育・環境学習を計画的に推進します。	学校教育課 環境課	
⑤	環境教育人材の育成・活用	環境実践活動及び環境教育に関する人材を育成し、学校や地域における環境学習に積極的に活用します。	環境課	

2　わかりやすく楽しい環境情報の提供

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	環境に関する図書資料の提供	図書資料を中心に情報を収集し、提供します。	市民文化課 学校教育課	環境課
②	出前講座 公民館講座	環境問題に対する市民意識の高揚を図るための環境関連講座を開講します。出前講座の充実を図ります。	環境課	社会教育課
③	環境学習の情報提供	水生生物調査や施設見学会等のような身近な環境資源を活用した環境学習の情報を提供します。	環境課	
④	環境情報の発信・提供	本市の環境の現況（年次報告)、参考事例や取り組みなどの環境情報を、市ホームページ等様々な媒体により、発信及び提供します。	環境課	

3　学校や社会における環境教育・学習の推進

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	自然観察会等の身近な川や溝での環境教育推進	身近な川や溝を環境学習の場として活用し、自然観察会や河川の水質調査等、身近な親しみやすい環境教育を推進します。	環境課	学校教育課・社会教育課
②	体験型環境学習充実と学校版 ISO の推進	学校における体験型環境学習を充実するとともに、学校版ＩＳＯを推進します。	学校教育課 全小中学校	環境課
③	太陽光発電設備による環境教育	太陽光発電設備を活用した環境教育を実施します。	全小中学校	
④	こどもエコクラブの推進	環境教育、学習の方法として、こどもエコクラブの登録を推進します。	環境課	
⑤	環境教育学習の情報交換	環境教育・環境学習の成果の情報交換を促進します。	環境課	
⑥	各層各地域で利用できる環境教育ツールの開発	各層（幼児・児童・生徒・社会人・壮年）の学習プログラムの検討等、家庭や学校、地域で利用できる環境教育ツールを開発し、各主体のリーダーが行う環境学習活動を支援します。	環境課 学校教育課 社会教育課	
⑦	環境教育の位置づけ	全小中学校の「学校経営案」「学級経営案」に環境教育を位置づけ推進します。	学校教育課	
⑧	生活密着型、体験型環境教育の推進	地域の自然、人材、伝統行事を素材にした生活密着型環境教育や、地域の自然や文化とふれあえる体験型環境教育を推進します。	環境課 学校教育課 歴史遺産課	

＜私たちの取り組み＞

市民

○環境教育に関する人材の育成・登録制度に積極的に参加し、自ら人材として登録します。
○学習プログラム、出前講座や公民館講座を活用して、積極的な環境学習を進めます。
○市等が提供する各種情報を積極的、かつ、自主的に学び、環境に関する意識・知識の向上を進めます。
○身近な環境資源を活用した体験型環境学習に積極的に参加します。
○児童・生徒が学校で学んだことを、家庭や地域で実践します。
○市等が開催する見学会に積極的に参加します。

事業者等

○環境部門担当者や技術者等、環境に関する専門的知識を有する人材を講師として派遣する等、環境教育・学習支援に努めます。
○環境に関する「出前講座」を積極的に活用します。
○施設、土地の活用、見学学習の受け入れ等、環境教育・学習の場や機会を提供するよう努めます。
○行政が開催するイベント等に参加し、環境に配慮した製品情報等を積極的に提供します。
○環境教育手引書、環境学習副読本等の教材を積極的に活用し、従業員に対する環境教育、学習を推進します。

Ｖ－２　環境行動を支援する

＜現状と課題＞

□今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境への負荷に起因しており、その解決にむけては、環境教育・環境学習により、環境についての正しい知識と理解を深めるとともに、更に一歩進んで環境を守るために行動すること（環境保全活動）が、非常に重要になります。

□市民意識

■ヒアリング

環境行動

衛生員からは、環境行動については、取り組みを引っ張っていく役員がいない、取り組む段階で役員のなり手がいない、草刈をみんなでやるように音頭を取る人がいない、歴史環境への興味が続かなかったなど、行動を起こしたり継続したりすることの難しさの意見が出されています。

⇒Ｖ－１環境教育・環境学習を進める　と関連

□環境保全活動は、環境教育・環境学習と同様に、子どもから大人までのあらゆる年齢層を対象として、家庭、学校、職場、地域等において、日常生活や事業活動の機会をとらえて取り組みを進めていくことが重要です。そこで、この取り組みを更に広げていくために、環境保全活動に関する情報を広く周知して、市民、事業者、環境活動団体等の自主的な取り組みを促進させるとともに、積極的な支援を行っていく必要があります。

■環境行動への情報提供

くまもとエコファミリー会員登録、くまもとらしいエコライフ宣言など、環境行動の動機づけや実践方法が紹介されています。

→熊本の環境 HP　　http://www.kumamoto-eco.jp/

□個人の環境行動及び支援

■環境行動実践者の紹介（広報ひとよし　H25.6.1 号）（衛生員連合会だより　H26.3.17 号）

□事業者の環境行動及び支援

■環境保全型農業への取り組み状況（再掲）

「くまもとグリーン農業」とは、土づくりをして化学合成された肥料や農薬をできるだけ使わない“環境に配慮した農業”のことです。生産者が行う「生産宣言」と消費者や会社などが行う「応援宣言」があります。

くまもとグリーン農業生産宣言者数・応援宣言者数の推移（人吉市）

年度		平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度 （H26.2.11 現在）
生産宣言者	個人	6	73	73
	組織	1	2	2
応援宣言者	個人	2	23	29
	組織	0	2	2

グリーン農業シンボルマーク

＊宣言者の住所は、人吉市。

■事業所等のボランティア清掃

事業所や団体で行われているボランティア清掃に伴い、クリーンプラザに持ち込まれるごみは、その処理料の減免を行っています。

年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
減免件数	8	１２	7

商工会議所青年部の清掃活動→

■熊本県環境保全協議会の会員事業者数

酒造、解体、金属など市内の５事業所が会員登録し、環境保全のための研修、情報交換等を行っています。

■熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議会員事業者数

清掃、運送、福祉、観光など、市内の７事業所が会員登録し、エコドライブ、冷暖房温度の設定などの地球温暖化防止県内統一行動に取り組む宣言を行っています。

＜環境目標＞

成果指標	現在値（Ｈ２５）	目標値	目標設定の考え方
環境美化行動（一斉美化活動）の総参加人数	10,146 人 市民の２８％	10,683 人 市民の３０％超	参加者を年々増やす。 国調人口（H22）） 35,611 人
くまもとグリーン農業応援宣言者数	２９個人、２組織	増加	応援宣言により農業者の環境行動を支援する。
×（バッテン）！温暖化会員※の増加	７事業者	増加	個人、事業者ともに増やす。

※×（バッテン）！*温暖化会員　くまもとエコファミリー会員とストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議会員の総称*

＜取り組みの方向＞

Ⅴ－２　環境行動を支援する

- １　市民の環境保全活動の支援
- ２　事業者の環境保全活動の支援

＜市の取り組み＞

１　市民の環境保全活動の支援

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	人吉市民まちづくり応援事業	市民団体・グループ等の環境活動を支援します。	自治振興課	
②	環境保全活動や実践方法等の紹介及び環境配慮型ライフスタイルの提案	広報紙などを活用して、環境にやさしい商品に関する情報や、市内で実施されている環境保全活動の事例、省エネ手法等の実践方法を紹介し、環境配慮型のライフスタイルを提案します。	環境課	
③	講師情報の提供	省エネアドバイザーなど、講師の情報を提供します。	環境課	
④	実践行動の周知、顕彰	環境活動を実施・参加している個人、企業、団体、地域を周知し、顕彰します。	環境課	総務課

２　事業者の環境保全活動の支援

NO.	事業名	取り組み内容	担当課	関係課
①	環境保全行動、環境ＭＳ、支援制度等の情報提供	事業者向けに、省エネ等環境保全行動、ISO14001 等の環境ＭＳ関係情報、国や県の環境関係支援制度等の情報を提供します。	環境課	
②	実践行動の周知、顕彰	環境活動を実施・参加している個人、企業、団体、地域を周知し、顕彰します。	環境課	総務課

＜私たちの取り組み＞

市民

○児童・生徒が学校で学んだことを、家庭や地域で実践します。（再掲）

○家庭での自主的な環境保全活動に取り組みます。

○環境月間・環境の日・一斉美化行動の日等、行政が行う各種キャンペーンやイベントに積極的に参加します。

○学校や地域が実施する地域美化活動やリサイクル活動等の環境保全活動には、積極的に参加・協力します。
○グリーンカーテン運動などに積極的に参加します。
○環境保全活動を行う団体、事業者、行政との連携を深めます。

事業者等

○市の情報提供等を活用して、事業所内での自主的な環境保全活動に取り組みます。
○各種キャンペーンやイベントの協賛となる等積極的に協力します。
○学校や地域が実施する地域美化活動やリサイクル活動等の環境保全活動には、積極的に参加・協力します。
○ＩＳＯ14001 やＥＡ21 の認証取得に努めます。

第３章　市の重点プロジェクト

１　重点プロジェクトの基本的な考え方

環境基本計画で掲げた「めざす環境像」を実現していくためには、市民、事業者、行政の各主体の責任と公平な役割分担のもとで、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進していくことが重要です。

本市が総力を挙げてみんなで取り組む、シンボル的な重点プロジェクトを設定します。

＜重点プロジェクト設定の視点＞

〇本市の環境特性を活かし、人吉らしさを具体化します。

〇市民、事業者、行政の協働の取り組みを行います。

〇既に取り組みが始まっているなど、現時点で実行性が高いものをプロジェクト化します。

〇取り組みの結果が市民に分かりやすいものをプロジェクト化します。

２　重点プロジェクトの設定

市民ヒアリングの意向や、市の現状課題、優先度、実現可能性等から検討し、次の３つを重点プロジェクトとします。プロジェクトの進行管理は、環境課が行います。

なお、本計画の期間（平成２６年度～平成３１年度）を前期と後期に分け、各プロジェクトの運動のスケジュールを立てています。

◆「みんなで美しい人吉づくり」プロジェクト

市民が誇りに思う美しいまちや河川の美化に、様々な主体が取り組み、その情報を共有することにより、事業所や組織等に属しない市民も参加しやすい、みんなで美しい人吉づくりを推進します。

◆「ごみ減量大作戦」プロジェクト

ごみ減量と資源化について、３切る運動等のさらなる推進とごみ減量のノウハウの蓄積及び周知等の取り組みについて体系化します。

◆「環境を身近に」プロジェクト

本市の環境を理解し、身近に感じるための様々な方法や情報を収集し、市民各世代が環境活動（エコ活動）を行いやすい状況をつくります。

重点プロジェクト名	「みんなで美しい人吉づくり」プロジェクト
プロジェクトの概要	市民が誇りに思う美しいまちや河川の美化に、様々な主体が取り組み、その情報を共有することにより、事業所や組織等に属しない市民も参加しやすい、みんなで美しい人吉づくりを推進します。 ① まちをきれいに（美化保全）　②川に親しみ、川をきれいに

運動の展開Ⅰ

①まちをきれいに（美化保全）	
市	**＜美化行動の呼びかけ、機会づくり＞** ○美化行動の呼びかけ、美化啓発を行い、ボランティア清掃のごみ処理費用減免等美化行動を支援します。（環境課） ○歴史文化資源及び周辺の美化保全について、広報啓発します。（環境課） ○環境活動を実施・参加している個人、企業、団体、地域を周知し、顕彰します。（環境課）
市民	○我が家や我が家のまわりなど、身の回りの環境保全を一つ一つ行います。 ○所有及び管理する空き地や建造物等については、雑草の刈り取り等適正に管理します。 ○個人、地域、学校等の単位でクリーン作戦、ごみ拾い運動、美化作業等に取り組みます。 ○掃除、花を植える、除草、溝そうじなど、家庭や身近な地域でのボランティア清掃を心がけます。 ○歴史文化資源及び周辺の美化保全に努めます。 ○管理ができない高齢者等については、できる範囲で助け合い支え合って環境保全に心がけます。 ○環境月間・環境の日・一斉美化行動の日等、行政が行う各種キャンペーンやイベントに積極的に参加します。 ○学校や地域が実施する地域美化活動やリサイクル活動等の環境保全活動には、積極的に参加・協力します。 ○児童・生徒が学校で学んだことを、家庭や地域で実践します。
事業者	○身の回りの環境保全を行います。 ○事業所が所有及び管理する空き地や建造物等については、雑草の刈り取り等適正な管理を行います。 ○クリーン作戦、ごみ拾い運動、美化作業等に取り組みます。 ○事業所や身近な地域でのボランティア清掃を心がけます。 ○歴史文化資源及び周辺の美化保全に努めます。 ○学校や地域が実施する地域美化活動やリサイクル活動等の環境保全活動には、積極的に参加・協力します。
②川に親しみ、川をきれいに（親水・美化）	
市	**＜河川景観の保全整備活用＞** ○くま川桜つつみ・球磨川堤防緑地・緑のオアシス（山田川）・山田川河川公園・旧鬼木川河川敷緑地等、河川景観の保全整備や活用を行います。（都市計画課・道路河川課） **＜生活排水対策の市民実践活動の推進＞** ○生活排水対策について、市民実践活動を推進します。（環境課） ○下水道の日、広報紙、ホームページ等により、下水道や合併処理浄化槽への接続を呼び掛けます。（下水道課） **＜ふるさとの川の意識啓発＞** ○川づくりデー、球磨川の日など、人吉の自然環境の実態を広く市民に周知するためのイベント等を検討します。（環境課） ○河川で遊ぶ安全対策や身近な川の水生生物調査の内容を周知し、河川に親しむ機会づくりを支援します。（環境課）

市 民	○地域や身近なところで行われる河川や溝の清掃管理に積極的に参加・協力します。 ○ボランティア活動として河川清掃等に参加し、河川美化を推進します。 ○河川浄化に係る市民実践活動に積極的に取り組みます。（川に洗剤を流さない、分解しやすい界面活性剤の入った洗剤を使用、米のとぎ汁を花にやるなど） ○合併処理浄化槽（※）を設置するなど、家庭での生活排水対策に取り組みます。 ○水環境に関する環境教育・環境学習を積極的に進めます。 ○市民参加による河川水質調査等に積極的に参加・協力します。 ○川の安全対策を理解し、川を知り、川を楽しみます。 ○川に親しむ機会づくりを検討します。
事業者	○自らが管理を行う水路や調整池等について、清掃や水質保全に取り組みます。 ○地域で行われる河川や溝の清掃管理に積極的に参加・協力します。 ○市民参加による河川美化活動に積極的に参加・協力します。

※現在の法律では浄化槽といえば合併処理浄化槽のことですが、本書では周知のために「合併処理」をつけています。（以下同じ）

運動の目標

環境指標	現況	目標
美化活動実施団体の数	122（町内 92、クリーン人吉協力団体 30）	140
親水活動に取り組む団体の数（P59 再掲）	2	増加

運動の推進主体

市	市民	事業者
環境課、都市計画課、歴史遺産課、農林整備課、農業振興課、下水道課、企画財政課	市全域の市民	市全域の事業者

運動のスケジュール

	前期	後期
①まちをきれいに	・美化活動団体の情報収集 （活動場所や内容、人数等の分析） ・美化活動の情報公開、ＰＲ	・清掃イベント等参加しやすい機会の創出 ・共同作業や共同キャンペーンの開催検討 ・表彰制度の検討
②川に親しみ、川をきれいに	・水生生物調査等川に入る機会の創出 ・生活排水対策の周知 ・球磨川の日の制定検討 ・遊びやすい川の情報提供 ・遊びやすい川のボランティア清掃	・川の中に入るイベント等の開催 ・遊びやすい川づくり ・表彰制度の検討

重点プロジェクト名	**「ごみ減量大作戦」プロジェクト**
プロジェクトの概要	ごみ減量と資源化について、３切る運動等のさらなる推進とごみ減量のノウハウの蓄積及び周知等の取り組みについて体系化します。 ①３切る運動　　②マイバッグ持参運動 ③生ごみリサイクル運動

運動の展開Ⅰ

①３切る運動	
市	○家庭ごみ・事業所から出るごみ（生ごみ）の３切る運動（使い切る・食べ切る・水を切る）を推進します。（環境課） ○ごみの減量化・リサイクルについて、技術の調査研究を行い、家庭や地域でできる実践方法の指導・普及を進めます。（環境課）
市民	○家庭ごみ（生ごみ）の３切る運動（使い切る・食べ切る・水を切る）を徹底します。
事業者	○事業所から出るごみ（生ごみ）の３切る運動（使い切る・食べ切る・水を切る）に積極的に協力します。
②マイバッグ持参運動	
市	○市民・事業者・行政の連携による「マイバッグ持参運動」を展開し、３Ｒを推進します。（環境課）
市民	○「マイバッグ持参運動」に積極的に参加し、マイバッグを携帯します。
事業者	○店舗等で「マイバッグ持参運動」に積極的に協力します。
③生ごみリサイクル運動	
市	○学校や学校給食センターから出る生ごみをたい肥化し、ごみの排出量を削減します。（学校教育課） ○ごみの減量化・リサイクルについて、技術の調査研究を行い、家庭や地域でできる実践方法の指導・普及を進めます。（環境課） ○各学校で食用廃油リサイクルを進めます。（学校教育課）
市民	○補助金などを活用して、生ごみリサイクルに取り組みます。 ○各学校の食用廃油リサイクルに協力します。
事業者	○事業所から出るごみの減量化、資源化に協力します。

運動の目標

環境指標	現況	目標
３切る運動を実践している人の割合	前期　現況把握	後期　目標設定
マイバッグ持参運動をしている人の割合	前期　現況把握	後期　目標設定
生ごみリサイクル実践者の割合	前期　現況把握	後期　目標設定

運動の推進主体

市	市民	事業者
環境課、学校教育課	市全域の市民	市全域の事業者、スーパー、小売店、飲食業者

運動のスケジュール

	前期	後期
①３切る運動	・３切る運動の周知 ・３切る運動協力店（チラシ掲示店）の拡充 ・３切るメニュー等の検討 ・アンケートによる現況把握	・現況による目標設定 ・表彰制度の検討
②マイバッグ持参運動	・マイバッグ持参運動推進組織の拡充 ・マイバッグ持参運動推進学習会の開催 ・アンケートによる現況把握	・現況による目標設定 ・表彰制度の検討
③生ごみリサイクル運動	・生ごみ処理容器・処理機補助制度の見直し ・生ごみリサイクル推進体制の検討 ・アンケートによる現況把握	・現況による目標設定 ・生ごみリサイクル推進体制の構築 ・表彰制度の検討

重点プロジェクト名	**「環境を身近に」プロジェクト**
プロジェクトの概要	人吉の環境を理解し、身近に感じるための様々な方法や情報を収集し、市民各世代が環境活動（エコ活動）を行いやすい状況をつくります。 ①エコな人育て運動　各年代のエコ活動の機会を創出します。 ②エコな人吉暮らし推進運動　暮らしの中でエコ活動を推進します。

運動の展開Ⅰ

①エコな人育て運動	
市	**＜環境教育の仕組みづくり＞** ○環境実践活動及び環境教育に関する人材を育成し、学校や地域における環境学習に積極的に活用します。（環境課） ○各層（幼児・児童・生徒・社会人・壮年）の学習プログラムの検討等、家庭や学校、地域で利用できる環境教育ツールを開発し、各主体のリーダーが行う環境学習活動を支援します。（環境課・学校教育課・社会教育課） ○環境教育・環境学習の成果の情報交換を促進します。（環境課） ○環境教育、学習の方法として、こどもエコクラブの登録を推進します。（環境課） **＜生活密着型体験型環境教育＞** ○地域の自然、人材、伝統行事を素材にした生活密着型環境教育や地域の自然や文化とふれあえる体験型環境教育を推進します。（環境課・学校教育課・歴史遺産課） ○学校と地元農家との連携による農業体験を通じて、地域農業や地域循環型社会についての理解を深める等、食と農を通じての環境教育を推進します。（環境課・農業振興課・学校教育課） ○小中学校における学校給食へ地元の農産物を積極的に利用することで、地産地消の拡大と食育の推進を図ります。（学校教育課・農業振興課）
市民	○環境教育に関する人材の育成・登録制度に積極的に参加し、自ら人材として登録します。 ○児童・生徒が学校で学んだことを、家庭や地域で実践します。
事業者	○環境部門担当者や技術者等、環境に関する専門的知識を有する人材を講師として派遣する等、環境教育・学習支援に努めます。 ○施設、土地の活用、見学学習の受け入れ等、環境教育・学習の場や機会を提供するよう努めます。
②エコな人吉暮らし推進運動	
市	**＜エコなライフスタイルの提案・支援＞** ○広報などを活用して、環境にやさしい商品に関する情報や、市内で実施されている環境保全活動の事例、省エネ手法等の実践方法を紹介し、環境配慮型のライフスタイルを提案します。（環境課） ○省エネの一つの方法として、グリーンカーテンを推進し、チャレンジする人の支援を行います。（環境課） ○「ひとよしの夏宣言」等、省エネ実践方法について広報啓発を行います。（環境課） ○高齢者の生きがいづくり、健康づくり、児童教育や市民の皆さんのコミュニティづくりの場として市民農園を開放します。（農業振興課） ○豊かな自然、歴史、文化などの資源を有効活用しながら、農業の体験・体感事業や地域づくりインターンの受け入れ、ツーリズム実践者の交流、研修会などを支援し、地域の活性化を図ります。（農業振興課） ○エコファーマー認定に係る土壌診断及びＪＡＳ認証取得に係る経費の一部補助を行います。（農業振興課） ○土づくりをして、化学合成された肥料や農薬をできるだけ使用しない農業を推進します。（農業振興課）

市民	○地球温暖化や省エネルギーにかかわる幅広い学習を自主的に進めます。 ○それぞれの技や知恵を活かして、無理のない節電・省エネをします。 ○電気、ガス、灯油等の節約、省エネ機器の購入等、ＣＯ２の排出削減を意識したライフスタイルを心がけます。 ○都市と農村の体験交流事業に参加し、自然環境の保全意識の向上に努めます。 ○市民農園や農業体験学習に積極的に取り組み、身近な自然とのふれあいを進めます。 ○市内で生産される農作物の新鮮、安心、安全、地球温暖化防止への貢献についての理解を深め、地産地消を積極的に実践します。 ○地元でくまもとグリーン農業で生産された野菜や農産物を積極的に購入します。
事業者	○省エネルギー推進にかかわる各種情報を積極的に収集し、自主的な配慮を進めます。 ○環境に配慮した照明器具を使う、深夜消灯し不必要な使用を控える等、省エネに努めます。 ○農薬や化学肥料の使用量をできるだけ抑えた環境保全型農業（くまもとグリーン農業）に取り組みます。 ○都市と農村の体験交流事業に参加・協力します。 ○減農薬キャンペーンに協力し、くまもとグリーン農業を応援宣言します。 ○グリーンツーリズム等、自然体験の提供などに参加協力します。

運動の目標

環境指標	現況	目標
農業体験参加人数（農業委員会主催事業）	30 組　90 人	現状維持
環境学習受講者数（環境課の出前講座）	84 人	100 人

運動の推進主体

市	市民	事業者
環境課、学校教育課、社会教育課、農業振興課、歴史遺産課	市全域の市民 環境教育団体 グリーンツーリズム推進団体	市全域の事業者、生産農家、グリーンツーリズム実践者、農産物販売業者

運動のスケジュール

	前期	後期
①エコな人育て	・小中学校での取り組み情報共有化 ・幼児（幼稚園・保育園）の取り組み調査 ・高校での取り組み調査 ・福祉等と連携した環境教育の推進（持続可能な社会づくり）	・幼稚園保育園での環境教育支援 ・小中学校での環境教育支援 ・高校での環境教育支援 ・表彰制度の検討
②エコな人吉暮らし	・活動者や活動団体、活動状況の把握 ・環境活動情報プラットホームの検討 ・福祉等と連携した環境活動の推進（持続可能な社会づくり） ・実践者及び指導者育成の構築検討	・環境活動情報のプラットホーム化 ・実践者及び指導者育成体制構築、実施 ・表彰制度の検討

第４章　取り組みを進めるために

１　推進体制

（１） 人吉市環境審議会

外部有識者にて構成される環境審議会で、進捗状況をチェックします。

（２）本市における庁内推進体制

環境施策の実施状況について、環境課が取りまとめを行い、人吉市環境審議会や市民に報告、公表することにより、全庁的な推進を図ります。

（３）協働体制

現存の体制を整理統合し、クリーン人吉運動推進委員会を発展的に再構成します。

※重点プロジェクトの一つとして、運動体の再構成を行う。

２　進行管理

（１） 進行管理の仕組み

本市の取り組みの進捗状況（年１回、環境審議会でチェック）

① 各課に照会。（新年度４月に前年度状況を照会）

グループウェアを活用し、共通様式に「市の取り組み」の状況を各課で記入します。

② 照会した結果を環境課がまとめ、政策審議会及び行政経営会議に報告します。（５月）

環境目標や取り組みの方向性に照らし、取り組みの過不足はないかを審議します。

③ 進捗状況まとめと行政経営会議での議論を環境審議会に報告します。（６月）

（２）環境目標による進行管理

回数等の数値を各課に照会し把握します。

（３）関係機関・組織等との連携

関係機関と情報を共有し、連携を深めます。

＜環境目標一覧＞　　計画策定Ｈ２６　目標年次H31

第２章　私たちの取り組み

	章	成果指標	現在値	目標値	目標設定の考え方
P11	Ⅰ－１	民有林面積	10,130ha	10,130ha	第５次総合計画
P11	Ⅰ－１	民有人工林面積	6,859ha	7,000ha	第５次総合計画
P11	Ⅰ－１	未整備面積	3,394ha	2,730ha	第５次総合計画
P11	Ⅰ－１	荒廃農地面積	220ha(H25)	減少	
P18	Ⅰ－２	野生鳥獣による農作物被害額	10,994 百万円	減少	農作物被害額の減
P21	Ⅰ－３	身近な川の水生生物調査に取り組む団体の数	2	増加	水生生物調査を川の中に入る自然とのふれあい及び学習の機会としてとらえる。
P28	Ⅱ－１	汚水処理人口普及率	86.1%(H24)	87.0%	生活排水処理計画による
P36	Ⅱ－２	二酸化窒素の大気汚染に係る環境基準達成率（%）	100%	100%	環境基準の達成
P36	Ⅱ－２	自動車交通騒音に係る環境基準達成率(%)	99.6%	100%	環境基準の達成
P42	Ⅱ－４	廃棄物総排出量	13,499ｔ	11,600ｔ(H27)	第５次総合計画
P42	Ⅱ－４	１人１日あたりのごみ排出量（ｇ／人・日）	1,046g/人・日	900ｇ/人・日	ワースト２位を脱却する数値
P42	Ⅱ－４	資源化率（%）	15.38%	20.00%	国の基本方針及び県廃棄物処理計画による
P49	Ⅲ－１	環境美化行動（一斉美化活動）の総参加人数	10,146 人 市民の２８％	10,683 人 市民の３０％超	参加者を年々増やす 国調人口（H22）35,611 人
P49	Ⅲ－１	人吉市景観計画の策定	＊	完成	
P54	Ⅲ－２	歴史遺産の教育・啓発等のイベント、講座開催回数（回）	年３回	年５回(H27)	文化財保護の啓発 第５次総合計画
P59	Ⅲ－３	親水活動に取り組む団体の数	2	増加	親水活動に参加する機会の増加
P63	Ⅳ－１	省エネ行動の実践及び普及協力者の数	２５人	５０人	身近で目につきやすい取り組みを目標とすることで、省エネに関する意識を高める。

P67	Ⅳ－２	公共施設における新エネルギーの導入件数	１１	１３	施設の更新や新設に併せ随時検討する。
P72	Ⅳ－３	省エネ行動の実践及び普及協力者の数（再掲）	２５人	５０人	省エネや新エネの環境目標を再掲することで、複合的に地球温暖化対策を行うもの。
P72	Ⅳ－３	新エネルギーの導入件数（再掲）	１１件	１３件	
P81	Ⅴ－１	環境教育を実施する団体の数	２ 水生生物調査実施団体数	増加	環境教育団体や実施状況を調査把握する。
P81	Ⅴ－１	クリーンプラザの分別体験者数	326 人	増加	分別体験を環境教育の機会としてとらえる
P81	Ⅴ－１	こどもエコクラブ登録団体の数	０	増加	環境教育に取り組む団体数の増
P85	Ⅴ－２	環境美化行動（一斉美化活動）の総参加人数	10,146 人 市民の２８％	10,683 人 市民の３０％超	参加者を年々増やす 国調人口（H22）35,611 人
P85	Ⅴ－２	くまもとグリーン農業に取り組む農業者(戸数)	２９個人、２組織	増加	応援宣言により農業者の環境行動を支援
P85	Ⅴ－２	×（バッテン）！温暖化会員の増	７事業者	増加	個人、事業者ともに増加

第２章　重点プロジェクト

	プロジェクト	成果指標	現在値	目標値
P91	「みんなで美しい人吉づくり」プロジェクト	美化活動実施団体の数	122（町内 92、クリーン人吉協力団体 30）	140
		親水活動に取り組む団体の数（P59 再掲）	2	増加
P93	「ごみ減量大作戦」プロジェクト	３切る運動を実践している人の割合	前期　現況把握	後期　目標設定
		マイバッグ持参運動をしている人の割合	前期　現況把握	後期　目標設定
		生ごみリサイクル実践者の割合	前期　現況把握	後期　目標設定
P95	「環境を身近に」プロジェクト	農業体験参加人数（農業委員会主催事業）	30 組　90 人	現状維持
		環境学習受講者数（環境課の出前講座）	84 人	100 人

資料編

資料１　人吉市環境基本条例
資料２　人吉市生活環境美化保全条例
資料３　人吉市環境審議会設置条例
資料４　人吉市環境審議会審議員名簿
資料５　自然環境研究会参加者名簿
資料６　人吉市環境基本計画策定までの主な経緯
資料７　ヒアリングの実施状況
資料８　絶滅のおそれのある鳥類（P17 関連資料）

資料１　人吉市環境基本条例

平成25年3月26日条例第6号

私たちのふるさと、人吉市には、人吉球磨の山々と清流球磨川水系、相良700年の歴史が育んだ文化財や地場産業、比類なき価値を持つ肥薩線産業遺産群という世界に誇れる3つの宝物がある。これらはまさに、自然環境と文化産業等の人間生活を調和させてきた先人の営みの賜物である。このような恵まれた地域資源を最大限に活かし、活気と賑わいの中で、市民みんなが健康で笑顔で暮らせることが、私たちのまちづくりの理念である。

私たちには、これまで受け継いできた美しい自然や歴史という宝物を次世代に引き継ぎ、さらに今後、未来へ向けて守っていく責務がある。

しかしながら、今日、人間の活動が環境への負荷となり、山や川を荒廃させ、自然環境の破壊につながる事態や、向こう三軒両隣の精神及び思いやりに欠ける迷惑行為が生活環境を悪化させる問題が生じている。また、資源やエネルギーの浪費などの環境を顧みない活動が地球温暖化につながり、異常気象による災害の発生という形で私たちに降りかかってきている。

私たちは、自らが自然の生態系の一部であり、人吉市が地球の一部であることを強く認識しなければならない。私たちがそれぞれの責務と役割を果たしていくことにより、良好な環境の保全、回復及び創造が図られ、持続的に発展できる社会づくりが可能となる。

ここに、安らぎと潤いある快適な生活環境を確保し、自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよしの実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条　この条例は、市における良好な環境の保全等に関する環境政策の理念及び施策の基本となる事項を定め、市、市民等(市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。以下同じ。)及び事業者(市内において事業活動を行う者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにし、自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよしの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条　この条例で使用する用語は、次項に定めるもののほか、環境基本法(平成5年法律第91号)で使用する用語の例による。

2　この条例において、「環境の保全等」とは、多様な生命が生存できる基盤としての人吉球磨の山々と清流球磨川水系等の自然環境及び循環型社会を維持できる産業、伝統、文化等の社会環境の調和した良好な環境を保全、回復及び創造する人々の営みをいう。

(基本理念)

第3条　環境の保全等は、本条例の目的及び次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)により行わなければならない。

(1)　市民等が、健康で文化的に笑顔で生活する上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。

(2)　自然と人間との共生が、将来にわたって維持されること。

(3)　市、市民等及び事業者は、環境の保全等に関し、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取組を行うこと。

(4)　循環型社会の形成等により、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。

(5)　市、市民等及び事業者は、地域の環境が地球全体の環境にも関わっていることを理解し、地球環境の課題を自らのものであると認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において積極的に取組を行うこと。

(市の責務)

第4条　市は、本条例の目的及び基本理念にのっとり、自然的又は社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2　市は、自らが行う全ての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全等に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3　市は、環境の保全等に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

4　市は、市民等、事業者並びにこれらの者の組織する民間団体及び地域住民等による環境の保全等に関する自発的な活動が推進されるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条　市民等は、本条例の目的及び基本理念にのっとり、日常生活において、生活排水等による水質汚濁の防止、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等良好な環境づくりに努めるものとする。

2　市民等は、環境美化活動、資源回収活動その他の環境の保全等に関する活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

3　市民等は、地域において良好な近隣関係の形成に努めるとともに、協力して安全安心及び快適な地域環境づくりを行うものとする。

(事業者の責務)

第6条　事業者は、本条例の目的及び基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減及び環境の保全等に自ら進んで努めるとともに、公害の防止、廃棄物の適正処理及び環境の保全等のために、自らの責任と負担において、必要な措置を講じなければならない。

2　事業者は、関係法令、条例、規則等を遵守するとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

3　事業者は、地域において良好な近隣関係が形成できるように、良好な環境づくりに配慮するとともに、環境の保全等に係る紛争が生じたときは、

その解決に努めるものとする。

4　事業者は、地域において良好な環境を創造するために協力するものとする。

(基本方針)

第7条　市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針(以下「基本方針」という。)により総合的かつ計画的に施策を行うものとする。

(1)　大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう努めること。

(2)　生活や活動に伴う騒音、振動、悪臭その他環境の汚染を防止し、並びに緑化及び環境美化を推進し、生活環境が快適な状態に保持されるよう努めること。

(3)　資源の循環的な利用及びエネルギーの有効な利用を推進するとともに、廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に努めること。

(4)　人と野生生物の適切な関係の構築について理解し、野生生物の生息場所又は生育環境に配慮するとともに、生態系の多様性の確保、動植物の保護管理その他豊かな自然環境の保全に努めること。

(5)　歴史的及び文化的遺産と自然環境を保持し、その活用を図るとともに、地域の特性を生かした魅力ある快適環境が保全、回復及び創造されること。

(6)　地球温暖化の防止その他地球環境保全の推進に努めること。

(環境の保全等に関する教育、学習等)

第8条　市は、市民等、事業者並びにこれらの者の組織する民間団体及び地域住民等が、自ら環境の保全等についての理解を深め、それぞれの立場において責任ある行動がとれるようにするため、これらの者に対し、環境の保全等に関する教育及び学習の機会を提供するとともに、環境の保全等に関する広報活動を充実するよう努めるものとする。

2　前項の教育及び学習の機会の提供に当たっては、幅広い年代にわたり継続して学ぶことができるよう配慮するものとする。

(環境基本計画)

第9条　市長は、基本方針の実現を図るため、人吉市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全等に関する目標、施策の方向性及び評価方法

(2)　前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ市民等、事業者並びにこれらの者の組織する民間団体及び地域住民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、人吉市環境審議会(人吉市環境審議会条例(平成6年人吉市条例第5号)第1条に規定する人吉市環境審議会をいう。)の意見を聴かなければならない。

4　前項の市民等、事業者並びにこれらの者の組織する民間団体及び地域住民等の意見は、基本理念に則したものでなければならない。

5　市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6　前3項の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。

(情報の公表)

第10条　市長は、本市の環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策を定期的に公表しなければならない。

(施策の推進体制の整備)

第11条　市は、庁内の緊密な連携及び施策の調整を図り、体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(指導等)

第12条　市は、良好な環境の保全等を図る上において、これを著しく阻害し、又はそのおそれがある者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(国等との連携等)

第13条　市は、環境の保全等に関する施策を実施するに当たっては、国、県、他の市町村及び関係団体との連携及び協働に努めるものとする。

2　市は、市の良好な環境を確保するために必要と認められる場合には、国、県、他の市町村及び関係団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

3　市は、第7条の規定により施策を行うに当たっては、市内のみならず、近隣の市町村や水系を含めた広域的な観点に立って環境の保全等が図られるように努めなければならない。

(協働)

第14条　市、市民等、事業者並びにこれらの者の組織する民間団体及び地域住民等は、環境の保全等に関する活動を協働して推進しなければならない。

附　則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料２　人吉市生活環境保全美化条例

平成２６年3月２５日条例第１号

（目的）

第１条　この条例は、人吉市環境基本条例（平成２５年人吉市条例第６号。以下「基本条例」という。）の趣旨に基づき、生活環境保全及び環境美化について必要な事項を定め、市、市民等及び事業者が協働して、清潔で美しく快適な生活環境をつくることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、基本条例に規定する用語の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　所有者等　土地及び建造物等の所有者、占有者又は管理者をいう。

⑵　公共の場所　道路、河川（河川敷を含む。）、水路、公園、広場、駅その他市民等が利用し、又は通過することができる場所をいう。

⑶　公共の場所等　公共の場所及び他人の土地又は建造物等をいう。

⑷　生活環境保全　公衆衛生上支障がなく、人の健康及び財産等に影響がない生活環境を保つことをいう。

⑸　廃棄物　ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。

⑹　環境美化　生活環境を清潔で廃棄物がなく、美しい状態に保つことをいう。

⑺　空き缶等　空き缶、空きびんその他飲食料品を収納していた容器及びたばこの吸殻、ガムの噛みかす、包装紙、収納袋その他これらに類するものをいう。

⑻　ポイ捨て　公共の場所等において、散乱の原因となるような方法で空き缶等を投棄し、又は放置することをいう。

⑼　飼養　犬、猫その他愛玩動物（以下「犬等」という。）を自らの管理下に置き、給餌及び排せつ物等の適切な処理を行い、健康的かつ衛生的に飼育することをいう。

⑽　飼い犬等　飼い主（一時的に飼養する者を含む。以下同じ。）が飼養する犬等をいう。

⑾　不良な状態　廃棄物又は繁茂した雑草若しくは樹木が放置されていることにより、人の健康を害し、生活環境に著しい障害を及ぼし、又はそのおそれがある状態をいう。

（市の責務）

第３条　市は、清潔で美しく快適な生活環境づくりを推進するために必要な施策（以下「施策」という。）を実施し、市民等、事業者及び所有者等に対する生活環境保全及び環境美化に関する意識の向上及び啓発に努めなければならない。

（市民等の責務）

第４条　市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するとともに、基本条例第５条に規定する市民等の責務の遵守並びに自らが生活し、活動し、又は通過する場所の生活環境保全及び環境美化に努めるものとする。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するとともに、基本条例第６条に規定する事業者の責務の遵守並びに事業所及びその事業活動に使用する場所の周辺の生活環境保全及び環境美化に努めるものとする。

２　事業者は、その従業員に対し、生活環境保全及び環境美化に関する意識の向上並びに啓発を行うように努めるものとする。

（所有者等の責務）

第６条　所有者等は、当該土地及び建造物等内において生活環境上及び美観上支障を来すことのないよう、適切な管理のもと生活環境保全及び環境美化に努めるものとする。

２　所有者等は、当該土地及び建造物等内が不良な状態にならないように努めるものとする。

（ポイ捨て及び投棄の禁止）

第７条　何人も、ポイ捨てを行ってはならない。

２　何人も、公共の場所等に廃棄物を投棄してはならない。

（喫煙時の遵守事項）

第８条　市民等は、次の各号のいずれかに該当するときは、公共の場所で喫煙をしないよう努めなければならない。

⑴　歩行中（自転車乗車中を含む。）であるとき。

⑵　吸殻入れが設置されていない場所で吸殻入れを携帯していないとき。

（飼い主の遵守事項）

第９条　飼い主は、飼い犬等が周辺の生活環境を損なわないよう努めなければならない。

２　飼い主は、飼い犬等の飼養をやめようとするとき、又は飼養できないときは、自らの責任において新しい飼い主を探す等適切な措置を講じなければならない。

３　飼い主は、飼養する犬を敷地外に連れ出すときは、咬(こう)傷害又はふんにより公共の場所等が汚されることを防止するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　丈夫な綱、鎖等でつなぐこと。

⑵　散歩などで移動させるときは、排泄したふんを持ち帰ること。

４　飼い主は、猫その他愛玩動物について、前項第２号に規定する事項を遵守するよう努めるものとする。

５　飼い主は、飼養する犬が敷地外に逃げ出す（一時的に敷地外に出る場合を含む。）ことがないよう必要な措置を講じなければならない。

（給餌行為の禁止）

第１０条　何人も、自ら飼養する意思又は能力がないときは、飼い主がいない犬等及び野生の動物に餌付けするなどみだりに給餌行為をしてはならない。ただし、一時的に保護する場合を除く。

（屋外焼却行為の禁止及び制限）

第１１条　何人も、廃棄物を屋外において焼却してはならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１６条の２各号の規定により焼却する場合は、この限りではない。

２　前項ただし書きの規定により焼却する場合は、近隣の生活環境保全に努めるものとする。

(調査)

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者又は　その事象を把握したとき
は、調査することができる。

⑴　第７条、第１０条又は前条第１項に規定する禁止行為を行っている者

⑵　第９条第２項又は第３項に規定する遵守事項を守らない者

２　前項に規定する調査に関係がある所有者等は、当該調査に協力するものとする。

３　第１項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、必要なときは関係者に提示しなければならない。

（助言又は指導）

第１３条　市長は、前条に規定する調査の結果、良好な生活環境が損なわれていると認めるときは、その原因となる行為を行った者（以下「原因者」という。）に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

（勧告）

第１４条　市長は、原因者が前条の規定による助言又は指導に応じないときは、当該原因者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公表）

第１５条　市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、当該原因者が正当な理由なく勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

⑴　勧告に従わない者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

⑵　勧告の対象である生活環境が損なわれている場所

⑶　勧告の内容

⑷　その他市長が必要と認める事項

２　市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る原因者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（関係機関との連携）

第１６条　市長は、良好な生活環境保全及び環境美化のために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する保健所、警察署、消防署その他の関係機関に協力を求めることができる。

（委任）

第１７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成２６年１０月１日から施行する。

資料３　人吉市環境審議会設置条例

平成6年3月22日条例第5号
改正　平成25年3月26日条例第7号（一部記載略）

(設置)
第1条　環境行政の円滑な運営を図るため、人吉市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事務)
第2条　審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査、審議する。
(1)　環境の保全に関すること。
(2)　公害防止に関すること。
(3)　廃棄物対策に関すること。
(4)　環境基本計画に関すること。
(5)　その他市長が必要と認める事項に関すること。
(平25条例7・一部改正)
(組織)
第3条　審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する審議員15人以内をもって組織する。
(1)　学識経験を有する者
(2)　関係行政機関の職員
(3)　その他市長が適当と認める者
2　審議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
3　補欠の審議員の任期は、前任者の残任期間とする。
4　その職にあるために審議員となった者の任期は、その在職期間とする。
(平13条例13・一部改正)
(会長)
第4条　審議会に会長を置き、審議員の互選により定める。
2　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
3　会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する審議員がその職務を代理する。
(特別委員会)
第5条　会長は、第2条に掲げる事項のうち特別の事情がある事項について調査、審議等を行わせるため必要があるときは、審議会に特別委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。
2　委員会は、委員長及び委員をもって組織し、会長が指名する審議員をもってこれに充てる。
3　前項に規定する者のほか、市長は、必要に応じ市民のうちから会長の推薦を経て、委員を別に委嘱することができる。
4　委員会は、当該特別の事情がある事項に関する調査、審議等が終了したときは、解散するものとする。
(会議)
第6条　審議会は会長が、委員会は委員長が招集する。
2　審議会及び委員会は、審議員又は委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3　審議会及び委員会の議事は、出席した審議員又は委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は委員長の決するところによる。
4　前項の場合において、会長及び委員長は、審議員又は委員として議決に加わることができない。
(庶務)
第7条　審議会及び委員会の庶務は、市民部環境課において処理する。
(平16条例30・平20条例34・一部改正)
(委任)
第8条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この条例は、平成6年4月1日から施行する。
附則一部記載省略
附　則(平成25年条例第7号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料４　人吉市環境審議会審議員名簿（敬称略）

平成２４年１０月２２日～（任期：２年）

	分　野	氏　　名	団体名	役職	備考
有識者	市民（地域・自治）	松村　三喜	人吉市衛生員連合会	会長	審議会 職務代理者
	市民（地域・自治）	田中　照久 神瀬　文夫	人吉市町内会長嘱託員連合会	会長	H25.5～H26.6 H26.7～
	市民（主に女性）	中野富美子	人吉市民生委員児童委員協議会	副会長	
	事業者（商工業）	高木　雅年	人吉市商工会議所	指導課課長	
	事業者(観光業)	有地永遠子	人吉温泉観光協会	常任理事	
	事業者（製造業）	深野　誠一	球磨焼酎酒造組合	青年部幹事	
	事業者(水利)	東　　一善	ひとよし土地改良区	理事長	H25.5～
	事業者（農業）	簑田　秀彦 吉開　和彦	球磨地域農業協同組合人吉支所	課長	～H25.8 H25．９～
	事業者（活動）	岡本　光雄	人吉球磨地域レジ袋削減推進会		
	市民（教育）	東　　覚	人吉市小・中学校長会	副会長	H25.5～
	学識経験者	篠原　亮太	熊本県立大学	名誉教授 特任教授	審議会 会長
	学識経験者	乙益　正隆	環境省野生動植物種保存推進員		
行　政		小宮　　智	人吉保健所	所長	H25.5～

※諮問日(平成２５年５月３０日)以降の審議員を記載

資料５　自然環境研究会参加者名簿（敬称略）

自然環境の有識者による研究会を開催し、自然環境に関する現状把握について検討を行いました。

分　野	氏　名	団体・所属・役職等
植生・植物	乙益　正隆	環境省野生動植物種保存推進員
鳥類	中尾　禎志	
昆虫類・水生生物	宮川　　続	環境省野生動植物種保存推進員
地質	村本　雄一郎	熊本県教育センター　教科教育研修部理科研修室長
行政（国）	石神　智生	林野庁九州森林管理局　熊本南部森林管理署　署長
行政（国）	上村　五十記	〃　　〃　　森林技術指導官
行政（県）	本田　裕範	熊本県球磨地域振興局農林部森林保全課　主幹
行政（市）	藤田　信哉	人吉市経済部農林整備課林務係主席

資料６　人吉市環境基本計画策定までの主な経緯

平成25年度	５月	30日　第１回環境審議会 ・市長からの諮問 ・個別規制条例の制定について／・人吉市環境基本計画について
	６月	ヒアリング（小中学生、衛生員）
	７月	17日　第２回環境審議会 ・人吉市生活環境保全美化条例（第２案）について ・基本計画ヒアリング進捗状況について
	８月	
	９月	
	10月	28日　第３回環境審議会 ・人吉市生活環境保全美化条例（答申案）について ・基本計画概要について
	11月	
	12月	６日　第１回自然環境研究会 ・人吉市の自然環境の現況について／・まとめ方、情報収集の方法について
	１月	29日　ヒアリング（保護者）
	２月	12日　第４回環境審議会 ・ヒアリング結果報告／・環境基本計画素案について 21日　第２回自然環境研究会 ・環境基本計画素案の自然環境分野の現況把握と課題について
	３月	
平成26年度	４月	
	５月	21日　第５回環境審議会 ・環境基本計画案について
	６月	
	７月	18日　第６回環境審議会 ・環境基本計画案について／・御意見募集の実施について 22日～８月８日　環境基本計画案への御意見募集
	８月	18日　第７回環境審議会 ・環境基本計画案の答申について 27日　環境審議会答申
	９月	
	10月	１日　計画開始

資料７　ヒアリングの実施状況

１　実施方法

時　　期：平成２５年６月～１０月実施

調査対象：小中学生（市内６小学校、３中学校の環境関係委員と生徒会役員）

衛生員（市内各校区の衛生員）

調査方法：それぞれの学校、校区の会議の場において、ヒアリング

調査内容：１　「人吉の環境が○○だったらいいなあ」という理想

２　「これは環境によくない、問題だ」という問題意識や不安

３　「環境を守るためにしていること」という実践行動

２　実施状況

（１）小中学生と保護者

人吉東小学校	委員会	平成２５年１０月　３日
人吉西小学校	委員会	〃　７月　３日
東間小学校	委員会	〃　７月１６日
大畑小学校	委員会	〃　６月２６日
西瀬小学校	委員会	〃　７月１０日
中原小学校	委員会	〃　７月　５日
第一中学校	委員会	〃　７月１１日
第二中学校	委員会＋生徒会	〃　９月　９日
第三中学校	委員会	〃　９月２７日

市ＰＴＡ連絡協議会	単Ｐ会長	平成２６年１月２９日

（２）衛生員（校区名はヒアリング当時の名称）

東校区衛生員	平成２５年１０月１８日
西校区衛生員	〃　７月２５日
東間田野校区衛生員	〃　６月２１日
大畑矢岳校区衛生員	〃　９月１２日
西瀬校区衛生員	〃　８月　７日
中原校区衛生員	〃　７月１１日

３　意見　　（単位：件）

設問	小中学生の意見	衛生員の意見	保護者の意見	分類
①「○○だったらいいなあ」と思うこと　＝理想	264	73	19	きれい・景観、自然、川・水など、１１項目に分類
②「○○は問題だ。環境によくない」と思うこと＝課題点、問題点	260	163	33	自然、川、動植物、騒音悪臭、大気汚染、ゴミ、分別しない、ポイ捨て、無駄遣い、環境行動、モラルなど１３項目に分類
③環境を良くするためにしていること、したいこと＝すべきこと	303	62	8	自然保護、水質保全、緑化、美化活動、リサイクル、分別・廃品回収、節電節水など１１項目に分類
	827	298	60	

総計１，１８５件の御意見を自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、環境教育の５つに再分類し、概要を計画書の現状把握＜市民意識＞に掲載、及び私たちの取り組みの基礎資料としました。

意見の詳細は、人吉市ホームページに掲載しています。

資料８　絶滅のおそれのある鳥類　（P17 関連資料）

自然環境研究会では、人吉市の鳥類の状況が詳細に報告されました。その一部を掲載します。

１　絶滅のおそれのある鳥類

地域の野生動植物を絶滅のおそれの程度によってランク付けしたものをレッドリストと言い、リストに写真や解説を付したものをレッドデータブックと言います。レッドリストやレッドデータブックは、環境省や都道府県で作成されています。

熊本県では、平成１０年に「熊本県の保護上重要な野生動植物－レッドデータブックくまもと－」を発行し、平成１６年にリスト、平成２１年に改訂版レッドデータブックを発行し、平成２６年に改訂リストとして「熊本県の保護上重要な野生動植物リスト－レッドリスト２０１４－」を発行しました。

これらに掲載されている鳥のうち、次の１９種については、２００１年以降人吉で観察されています。

アオバズク(1) 、アカショウビン、オオタカ、キュウシュウフクロウ(1)、クマタカ(2)、
クロツグミ、コシアカツバメ(3)、コアジサシ、コヨシキリ、サシバ、サンショウクイ、
チュウサギ、ツミ、ノスリ、ハヤブサ、ヒクイナ、ビンズイ、ブッポウソウ(4)、ホオアカ

２　鳥たちと共存するための工夫

(1) フクロウ、アオバズク

営巣できる樹洞がある大きな木が少なくなっています。公園などに巣箱を設置すると繁殖する可能性が大きいと考えられます。

(2) クマタカ

全国的にも貴重な猛禽類で、本市南部で観察されています。

(3) コシアカツバメ

最近数を減らしています。コンクリートの天井にヒョウタンを縦に半分に切った様な巣を作りますが、最近の工法（鏡面仕上げ）では、表面がツルツルで巣を作り難い状況にあります。橋や建物を作る時に天井を荒い加工にすれば巣を作る事ができます。家庭で巣作りしている場合は、そのまま見守って頂ければと思います。

(4) ブッポウソウ

人吉・球磨地方では主に橋に営巣する場合が多いので、鉄橋などに巣箱を架けると繁殖の可能性があります。

○ヤマセミ、カワセミ

レッドデータには入っていませんが、全国的には河川改修による土手のコンクリート化により営巣できる場所が少なくなっています。人吉・球磨地方は営巣できるシラス台地が多数あり、数を維持できているので、今後ともその環境を守って行く必要があります。

人吉市環境基本計画

～自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよし～

発行日　平成２６年９月

発行者　人吉市役所　市民部　環境課

〒868-8601　熊本県人吉市麓町 16 番地

TEL 0966-22-2111　　FAX0966-24-7869